

教育委員会の点検・評価 結果報告書

— 対象 令和2年度事業 —



学びあい 響きあう ちがさき教育プラン

茅ヶ崎市教育基本計画

令和3年1 1月

茅ヶ崎市教育委員会

目 次

1	教育委員会の点検・評価及び教育基本計画の進行管理について	1
2	教育委員会の点検・評価の指標について	3
3	教育基本計画について	5
4	教育委員会事務局による点検・評価（自己評価）	8
政策 1	自己評価 総括	9
施策 1		11
施策 2		18
施策 3		29
施策 4		34
政策 1 に関する知見		42
政策 2	自己評価 総括	48
施策 5		50
施策 6		60
施策 7		66
政策 2 に関する知見		75
政策 3	自己評価 総括	82
施策 8		83
施策 9		87
政策 3 に関する知見		92
5	資料	94
(1)	教育委員会事務局の組織	95
(2)	茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則	96
(3)	教育基本計画審議会委員名簿	97
(4)	教育委員会の点検・評価の流れ	97

1 教育委員会の点検・評価及び教育基本計画の進行管理について

(1) 教育委員会の点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条で、教育委員会は毎年、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

(2) 教育基本計画の進行管理との一体的実施

茅ヶ崎市教育基本計画は、平成 23（2011）年度に、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として策定しました。

教育基本計画の進行管理は、計画の実効性を確保するため、教育基本計画の進行管理と教育委員会の点検・評価を一体的に実施しています。

(3) 点検・評価の方法

対象事業を所管する所属で、事業の実績を明らかにし、取組が対象者にどのような影響や効果がもたらされたのかを、教育委員会で自己評価を行ったうえで、自己評価に対して、教育基本計画審議会から専門的な視点で知見をいただいています。

(4) 点検・評価の対象

本年度の点検・評価は、表 1 のとおり、教育基本計画に位置づけられた政策・施策・事務事業のうち教育基本計画審議会で選定した 24 事業を評価対象としています。なお、本年度の点検・評価は、第 4 次実施計画（以下、実施計画）の最終年度を評価することから、例年の点検・評価で対象としている「主要な事業」に加えて、実施計画 P.8 の「教育基本計画第 4 次実施計画事業の取り組み」に記載されている、計画期間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）で特に重要視した事業も対象としています。

表 1 令和 3 年度 教育委員会の点検・評価 対象事業一覧

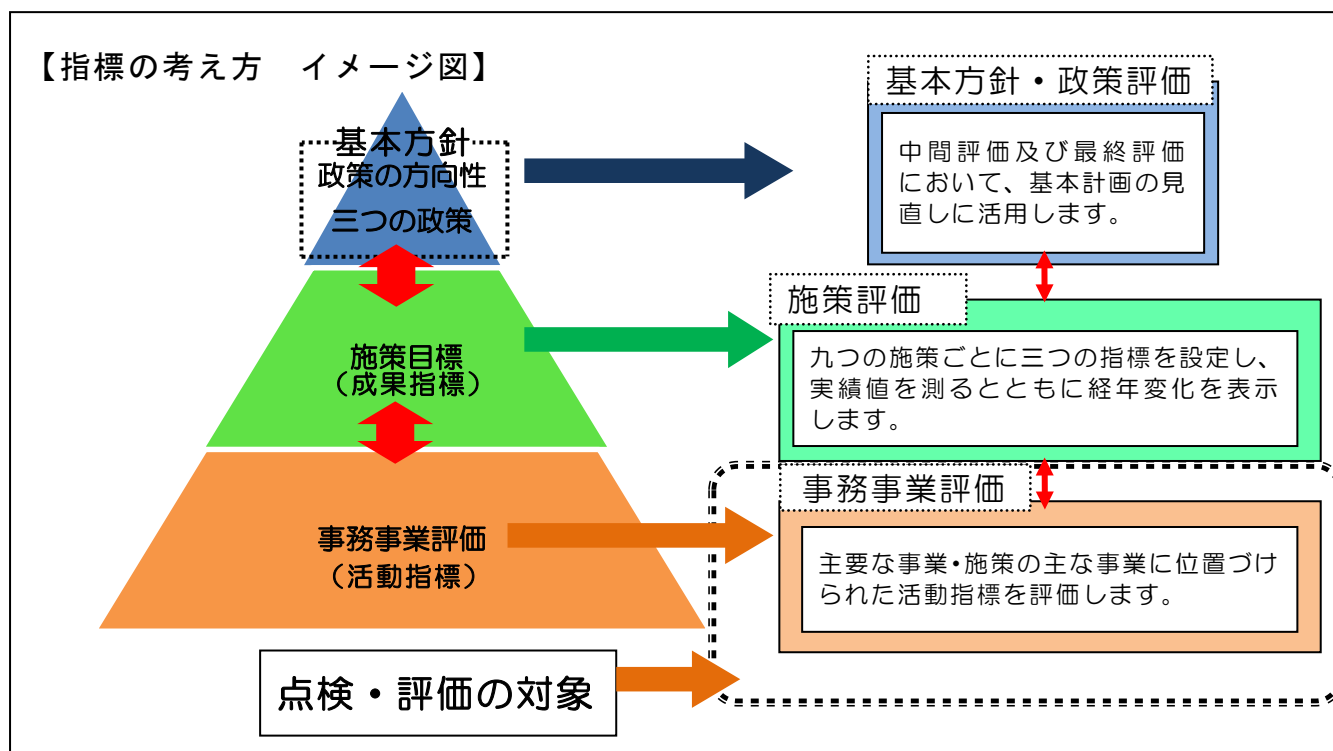
政策 1	施策 1	○児童・生徒指導推進事業、○小・中学校情報機器配備運営事業
	施策 2	○特別支援学級増設事業（小学校）、○特別支援教育巡回相談事業、○ふれあい補助員派遣事業、○特別支援学級増設に伴う教育活動整備事業（小学校）、○心の教育相談事業、○青少年教育相談事業、○いじめ防止対策推進事業
	施策 3	○市費教員任用事業
	施策 4	○小・中学校施設整備事業、○学校職員の定期健康診断及び産業医の面接指導に係る事務（小・中学校）
政策 2	施策 5	○社会的要請課題をテーマとした事業（公民館）、○家庭教育支援関連事業（公民館）、○図書館利用及び貸出事業（本館・分館）、○図書館自主事業（本館・分館）、○子ども読書活動推進事業
	施策 6	○主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館） ○（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設運営業務
	施策 7	○ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業、○下寺尾遺跡群保存整備事業、○（仮称）歴史文化交流館整備事業、○市指定重要文化財旧和田家・旧三橋家保存整備事業
政策 3	施策 8	対象事業なし
	施策 9	○子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業

2 教育委員会の点検・評価の指標について

(1) 指標の考え方について

教育基本計画は、基本方針・政策の方向性・三つの政策・各施策に指標を位置づけています。各指標には目標値を設定しており、中間評価と最終評価で実績値を測り、教育基本計画の見直しに活用します。

毎年実施する教育委員会の点検・評価では、選定された事務事業の点検・評価を実施します。



(2) 「教育委員会の点検・評価」における教育基本計画の指標の活用について

「教育委員会の点検・評価」には、各施策目標の三つの指標と重点施策の指標における毎年の実績値を掲載し、推移を分かりやすく表示するとともに、指標によっては全国や県内の状況と比較することで、教育基本計画審議会における議論の一助とします。

(3) 評価基準について

点検・評価の対象事業の評価は、教育基本計画第4次実施計画で設定した目標値と実績値を比較して行います。評価基準は、表2のとおりです。

表 2 評価基準

評価	判定基準
S	事業の指標をおおむね（80%）達成し、成果があがった
A	事業の指標は達成できなかったが、成果はあがった
B	事業の指標をおおむね（80%）達成し、成果は今後見込める
C	事業の指標は達成できなかったが、成果は今後見込める
D	事業の指標をおおむね達成したが、成果は見込めない
E	事業の指標を達成できず、成果も見込めない
Z	未着手事業
実績なし	事業実施の体制は整えていたが、実績がなかった

3 教育基本計画について

(1) 教育基本計画の趣旨

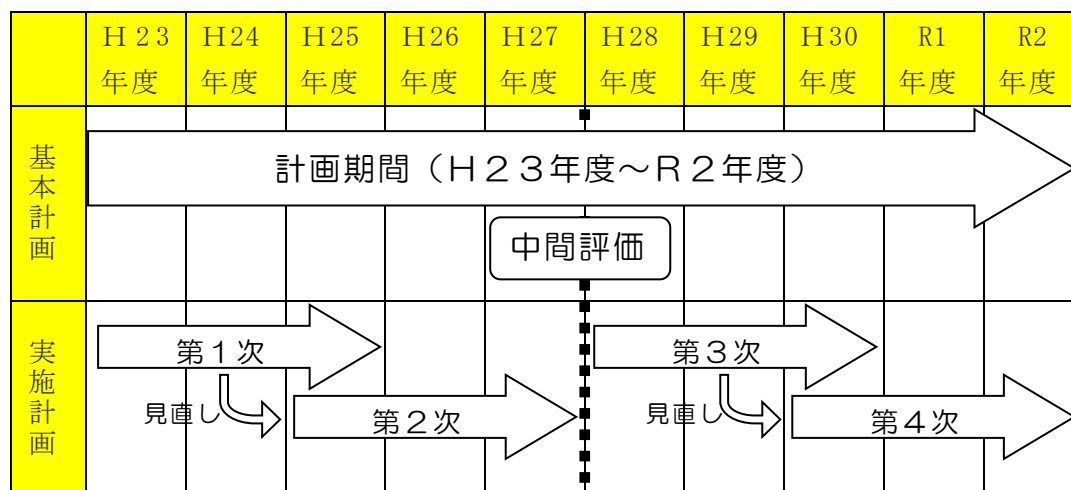
「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育それぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、明日を担う次世代の育成に重点を置いた「茅ヶ崎市教育基本計画」を策定しました。

(2) 教育基本計画の範囲

教育委員会が所管する学校教育と社会教育の分野となります。

(3) 教育基本計画の期間

平成 23(2011)年度を初年度とし、令和 2 (2020)年度までの 10 年間となります。この教育基本計画を推進するための具体的な事業内容を示す「実施計画」は、3 か年の計画となります。

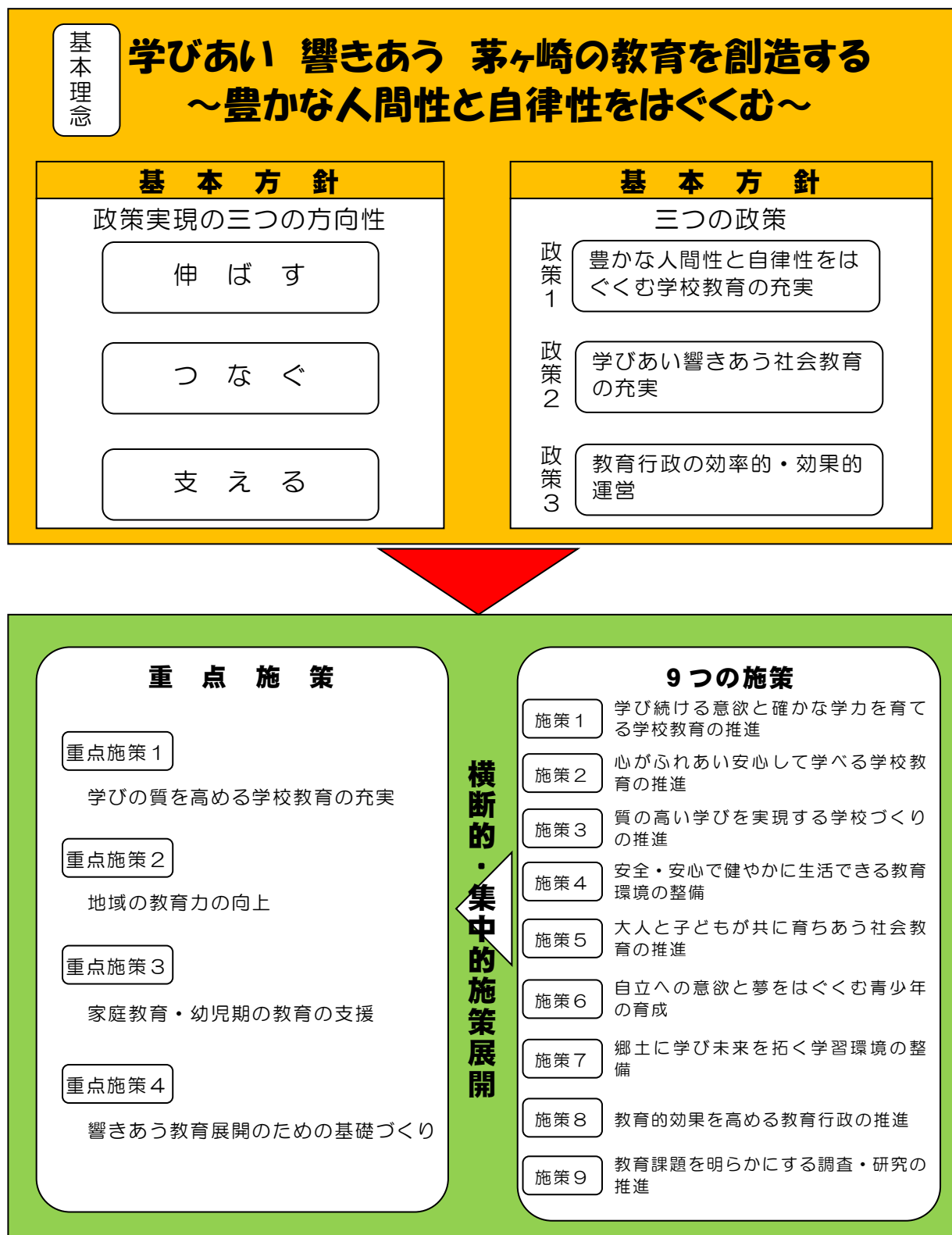


(4) 計画策定の視点

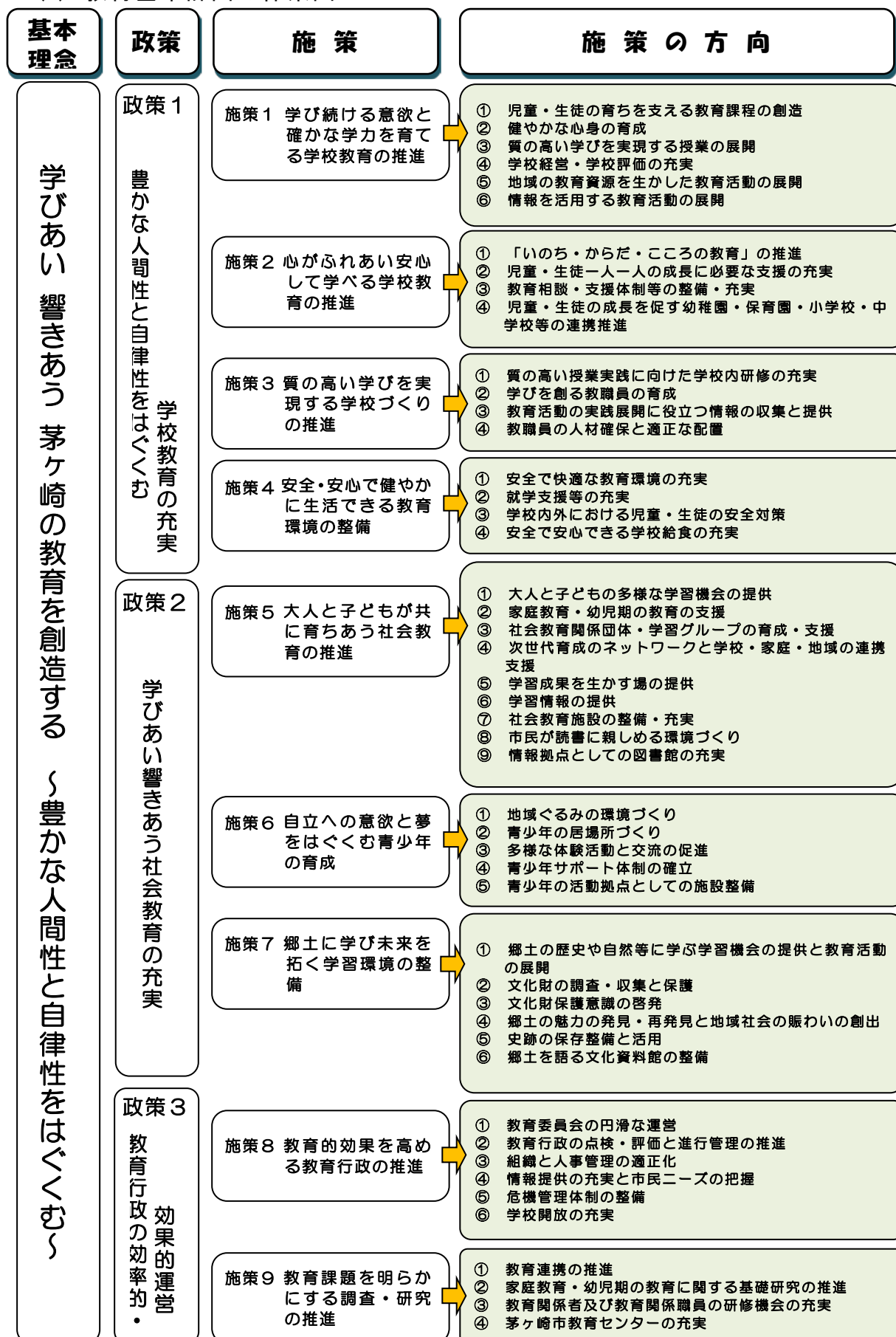
ひとづくりの視点

「教育は一つの部分で人の成長に作用し、完結するのではなく、すべての教育が連動しながら、一人の人間を育てていく」という視点から教育基本計画を策定しました。

(5) 教育基本計画の構成



(6) 教育基本計画の体系図



4 教育委員会事務局による点検・評価（自己評価）

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

児童・生徒が意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりをさらに進めます。
「学びの質」を高め、より実感(対象との内面的対話)を伴う学びを創り出し、生きる力(確かな学力【知】、豊かな人間性と自律性【徳】、健やかな体(健康・体力)【体】)をはぐくんでいきます。

政策 1 にかかる施策

- 施策 1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進
- 施策 2 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進
- 施策 3 質の高い学びを実現する学校づくりの推進
- 施策 4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備

政策 1 の自己評価 総括

政策1は、施策1～4で構成されています。学校教育の充実を目指し、166事業を実施計画に位置付け取り組んできました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、5月末まで学校休業措置をとり、6月より順次、学校を再開しました。

計画に位置付けた施策指標の実績値については、前年度から減少するなど厳しい状況となっています。以下、本年度の点検・評価対象事業となった14事業の成果や課題等について、次のとおり、教育委員会事務局としてまとめました。

○施策 1 について

「児童・生徒指導推進事業」については、各学校から報告されるいじめ等の実態を踏まえ、中央児童相談所等の関係機関と協議の上、適切な対応策を各学校に指導・助言しました。不登校児童・生徒数が増加傾向にあることを踏まえ、不登校となっている要因を分析し、適切な対応を進めていく必要があります。

「小・中学校情報機器配備運営事業」については、国のGIGAスクール構想の実現を受け、児童・生徒一人一人にタブレット端末の配備が完了しました。配備が完了した学校から順次、タブレットを活用した授業がスタートしています。今後、児童生徒の情報活用能力の向上のため、教職員向けにICT端末活用のガイドライン等を策定するとともに、情報セキュリティポリシーの理解度を高める必要があります。

○施策 2 について

「特別支援学級増設事業(小学校)」 「特別支援学級増設に伴う教育活動整備事業(小学校)」については、室田小学校に特別支援学級を設置するとともに、ふれあい補助員を2名派遣しました。今回、特別支援学級の改修箇所や備品の仕様を見直し、設置に係る費用を縮減しました。今後、同学級の未設置校に関する設置工程を作成し、関係部局との協議を行います。

また、特別な配慮を必要とする子の学校生活を支えるために、臨床心理士や指導主事がチームを組み、学校訪問を行う「特別支援教育巡回相談事業」や、ふれあい補助員を派遣する「ふれあい補助員派遣事業」を引き続き実施しました。「心の教育相談事業」及び「青少年相談事業」については、児童・生徒等の抱える悩みを解消するために引き続き事業を実施しました。「いじめ防止対策推進事業」については、弁護士等の専門家の助言を踏まえ、いじめ防止等に係る組織対応の在り方、調査の進め方など、いじめ等に対する学校の体制づくりを支援しました。新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別、いじめ等が起きないように学校の体制を強化する必要があります。

○施策3について

「市費教員任用事業」については、教職員不足により、学校教育が停滞しないように、市費による教員の確保を進めました。管理職経験者(校長)を任用することで、経験年数の短い教員への指導も行い、教員としての資質向上につながりました。

○施策4について

「施設整備事業」については、工事発注時に学校の休業による影響もありましたが、予定どおり、年度内に工事を完了することができました。教育施設が老朽化する中で、引き続き、財源を確保し、安全・安心な教育環境を整えていきます。

「学校職員の定期健康診断及び産業医の面接指導に係る事務」については、年度当初、教職員が定期健康診断及び産業医との面談ができない状況もありましたが、年度途中からは適切に受けるように環境を整えました。新型コロナウイルス感染症により、教職員の負担が増加しています。そこで、産業医との面談がしやすい環境を整え、教職員の心身のケアをより一層行う必要があります。

施策1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進



主体的に学べる授業づくりを軸とした教育を進め、児童・生徒の学びの意欲を高めます。

児童・生徒が、自ら学び続けると共に、学びあうことによって身につく確かな学力と健やかな心身をはぐくみます。

施策の方向

① 児童・生徒の育ちを支える教育課程の創造

小学校・中学校の連携を踏まえ、学習指導要領に基づき、特色ある教育課程を創造しつつ、授業改善を進め、児童・生徒に学び続ける意欲をはぐくみます。

② 健やかな心身の育成

健やかな心身の調和的な発達のために必要な体験活動等を通し、児童・生徒への指導を充実します。

また、幼児期の成長過程をつなげ、規則正しい生活習慣や、望ましい食習慣を形成すると共に、健やかな体(健康・体力)づくりのための教育活動を展開します。

③ 質の高い学びを実現する授業の展開

特色ある教育課程を編成し、児童・生徒が自ら課題を設定し、探究する学習(実感を伴う本質的な学び)が生まれる授業づくりと共に、児童・生徒が互いに学び、深めあう授業づくりを進めます。

④ 学校経営・学校評価の充実

教職員が、協同して指導にあたることができるよう、学校運営組織を活性化し、教育の目標が実現できる学校経営を進めます。

また、日々の学校運営の改善を進めていくために学校評価を充実します。

⑤ 地域の教育資源を生かした教育活動の展開

学校は、これまでの地域連携の取組みをつなげ、教科学習や総合的な学習の時間等において、地域の教育資源(ひと、もの、自然、歴史、文化など)を生かした授業づくりなど特色ある教育活動を展開します。

また、地域が学校を支援していくことができる体制づくりに取り組みます。

⑥ 情報を活用する教育活動の展開

児童・生徒が、適切にICT(情報通信技術)を活用し、学習に必要な情報を相互作用的に用いることができるよう情報教育を進めると共に、情報活用能力や情報モラルについて、指導を行います。

また、ICTを活用し、小学校・中学校における教育情報の学校間の交流を進めます。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策1)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載		主管課	施策の方向
1		学校教育の充実・指導事業	学校教育指導課	①
2		全県・湘南三浦教育事務所管内指導主事会議に係る事務	学校教育指導課	①
3		小学校研究・研修・帳票作成事務	学校教育指導課	①
4		中学校研究・研修・帳票作成事務	学校教育指導課	①
5		教育課程編成研究推進事業	学校教育指導課	①
6		特色ある教育課程の創造推進事業（小学校）	学校教育指導課	①
7		特色ある教育課程の創造推進事業（中学校）	学校教育指導課	①
8		学校教育指導課関係事業連絡協議会に係る事務	学校教育指導課	①
9		文部科学省、県、湘南三浦教育事務所経由の文書処理	学校教育指導課	①
10		学校行事関連事業	学校教育指導課	①
11		創意工夫教育支援事業	学校教育指導課	①
12		教育研究会等交付金事業	教育センター	①
13		健康教育推進事業	学校教育指導課	②
14		安全・防災教育推進事業	学校教育指導課	②
15		普通救命講習会に係る事務	学校教育指導課	②
16	●	児童・生徒指導推進事業	学校教育指導課	②
17		教科書改訂に伴う教育活動整備事業（小学校）	学校教育指導課	③
18		教科書改訂に伴う教育活動整備事業（中学校）	学校教育指導課	③
19		外国人英語指導助手活用事業	学校教育指導課	③
20		学校訪問（計画・要請・機会訪問）	学校教育指導課	③
21		茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会に係る事務	学校教育指導課	③
22		教科書給与事務担当者会に係る事務	学校教育指導課	③
23		小学校外国語教育支援員派遣事業	学校教育指導課	③
24		外国語教育推進事業	学校教育指導課	③
25		ホノルル市交流事業	学校教育指導課	③
26		質の高い授業実践講座事業	教育センター	③
27		授業改善に関する調査研究事業	教育センター	③
28		小学校の総合的な学習の時間に関する事業	教育総務課	③
29		中学校の総合的な学習の時間に関する事業	教育総務課	③
30		学校経営研究事業	学校教育指導課	④
31		学校教育指導課小・中教頭連絡会に係る事務	学校教育指導課	④
32		学校評価推進・学校評議員制度充実事業	学校教育指導課	④
33		学校支援・地域連携事業	学校教育指導課	⑤
34		ふれあい教育推進事業	学校教育指導課	⑤

35		中学校部活動指導協力者派遣事業	学校教育指導課	⑤
36		市民提案型協働推進事業（中学生への学習支援）	学校教育指導課	⑤
37		図書刊行事業	教育センター	⑤
38		小学校の創意工夫教育支援事業	教育総務課	⑤
39		中学校の創意工夫教育支援事業	教育総務課	⑤
40		学校校務支援システム配備事業	学校教育指導課	⑥
41		教育用パソコンに関する会議等に係る事務	学校教育指導課	⑥
42		教育情報ネットワーク事業	学校教育指導課	⑥
43		教育用パソコン配備運営事業	学校教育指導課	⑥
44	●	小学校情報機器配備運営事業	学校教育指導課	⑥
45	●	中学校情報機器配備運営事業	学校教育指導課	⑥

令和3年度教育委員会の点検・評価対象事業

事業名	児童・生徒指導推進事業			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課	学校教育指導課					
施策の方向	②健やかな心身の育成					
事業実施の意図	児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。					
事業概要	いじめ・長期欠席・問題行動等に関する調査を定期的に行い、各学校の実態や課題を把握し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。 児童・生徒指導担当教員研究会において、各学校の事例に対する具体的な対応方法などについて研究協議を行うとともに、担当教員の資質向上を図るための講演会などを実施します。 学校の要請により、スクールソーシャルワーカーや弁護士有資格職員を派遣します。					
指標（目標）	児童・生徒指導担当教員研究会の開催回数					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価		
目標値	4回	4回	4回	S		
実績値	4回	3回	3回			
【事業実績】						
毎月、各小・中学校からの「いじめ」、「問題行動」、「長期欠席」の報告を基に、児童・生徒の実態や対応状況を把握し、早期解決に向け、個々の状況に応じた具体的な支援策などの指導・助言を行いました。長期欠席の児童・生徒については、各学校から毎月報告される長期欠席の報告を基に、スクールソーシャルワーカーが各学校に訪問や電話で聞き取りを行い、積極的に学校、児童・生徒の状況を把握しました。いじめが要因になっていないか等についても分析し、状況によっては、弁護士有資格職員と指導主事がチームを組んで学校支援にあたりました。また、県教育委員会や青少年教育相談室、あすなろ教室等とも定期的に情報を共有しました。 児童・生徒指導担当教員研究会は、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図るため、関係機関（中央児童相談所、家庭児童相談室、茅ヶ崎警察署、神奈川県警察本部少年相談・保護センター等）と情報交換を密に行い、事案に対する適切な対応策などについて研究協議を行いました。さらに、いじめ問題をはじめとする喫緊の課題に対応するため、講演会やワークショップを開催し、児童・生徒指導担当教員のさらなる資質向上を図りました。なお、同研究会については、これまで年間4回開催してきましたが、担当教員の習熟度を鑑み、令和元年度は年間3回としました。 また、茅ヶ崎警察署や神奈川県警察本部少年相談・保護センターと積極的に連携を図り、各学校の児童・生徒の問題行動の軽減や事故の未然防止に努めました。						
【実施にあたって工夫した点】						
関係機関との日常的な連携で、問題行動等への対応を円滑に進めることができました。 特に、新型コロナウイルス感染症に対する不安に係る不登校や、いじめ事案も懸念されることから、スクールソーシャルワーカー及び弁護士有資格職員を活用した関係機関とのネットワークの構築にも努め、ケースに応じて適時適切な支援ができる体制づくりを進めました。 また、青少年課が行っているネットパトロールや情報モラル教育の推進等により、喫緊の課題であるネットに関するトラブルを最小限に食い止め、未然防止につなげました。						
【課題】						
増加傾向にある不登校児童・生徒への対応が、喫緊の課題と捉えています。 支援にあたっては、不登校の要因や背景と、直接きっかけとなった出来事等を整理して捉えることが重要であると考えます。そこで児童・生徒指導担当教員研究会等で、教育委員会と教職員間で児童・生徒に関する状況を共有することに加え、スクールソーシャルワーカーのより効果的な活用など不登校児童・生徒への支援のあり方を検討します。						

令和3年度教育委員会の点検・評価対象事業

事業名	小・中学校情報機器配備運営事業			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
				●	●	

主管課	学校教育指導課				
施策の方向	⑥ 情報を活用する教育活動の展開				
事業実施の意図	急速に進展するICT環境の変化に対応するために、学校教育におけるICT環境を整備し、学校教育の中で、コンピューターを積極的に活用し、児童・生徒の情報活用能力を高めます。				
事業概要	各小・中学校の児童・生徒が、ICTを利活用して、効果的に学習に取り組む環境を整えます。 全ての小・中学校において、令和2年度の「GIGAスクール構想」で整備された端末をより効果的に活用していくために研究を進めます。 また、令和3年度は、学校での使用に慣れることに重点を置くとともに、端末を家庭でも活用していくための研究を進め、令和4年度から児童・生徒が端末を持ち帰って活用できるようにします。				

指標（目標）	パソコンを使用して授業等を行った日数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	200日	200日	200日	S
実績値	200日	200日	200日	

【事業実績】
令和2年度には、国が示した「GIGAスクール構想」の前倒しを受け、小・中学校において、コンピュータ教室だけでなく、教室や様々な場所でICT機器を活用できるように、1人1台タブレット端末（合計：19,127台）を配備するとともに、各教室に端末の充電保管庫や高速大容量通信が可能となるよう、校内無線LANを整備しました。また、ICT環境の整備に併せて、教育クラウドサービスにも対応できるよう、セキュリティポリシーの見直しや運用についてのガイドラインを作成し、児童・生徒、教職員が安全に利用できるようにしました。 さらに、各学校に配備された端末が十分に活用されるよう、担当の指導主事が全ての学校を訪問し研修会を開催いたしました。また、校内パソコン委員会担当者会において、各学校の担当者へ、本市におけるGIGAスクール構想についての周知を行うとともに、各学校において活用が推進されるよう、端末の具体的な活用について研修を行いました。

【実施にあたって工夫した点】	【課題】
配備する端末については、パソコン配備検討協議会において、教員等の意見を聞きながら、整備しました。 今後、ICTを活用した授業が増えることから、校内パソコン委員会担当者会において、プログラミング教育、情報モラル及び機器活用に関する研修を行いました。	配備された端末を効果的に活用していく手立てを考えることが重要であることから、実践事例等作成し、教員が使える環境を整えていくことが必要です。 また、家庭学習で端末を活用していくための貸出に関する規定を整備し、保護者と児童生徒に対して、家庭における端末の取扱いについて、理解を深めていくことが必要です。

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策 1

学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進



主体的に学べる授業づくりを軸とした教育を進め、児童・生徒の学びの意欲を高めます。

児童・生徒が、自ら学び続けると共に、学びあうことによって身につく確かな学力と健やかな心身をはぐくみます。

施策の方向

- ① 児童・生徒の育ちを支える教育課程の創造
- ② 健やかな心身の育成
- ③ 質の高い学びを実現する授業の展開
- ④ 学校経営・学校評価の充実
- ⑤ 地域の教育資源を生かした教育活動の展開
- ⑥ 情報を活用する教育活動の展開

施策指標①		学校での学習により、もっと調べたり考えたりしたい気持ちになる児童・生徒の割合					
		平成22年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童	とても	26.0 %	29.0 %	30.4 %	28.5 %	30.7 %	35.8 %
	どちらか	55.0 %	55.0 %	53.6 %	54.7 %	52.9 %	48.8 %
	合計	81.0 %	84.0 %	84.0 %	83.2 %	83.6 %	84.6 %
生徒	とても	13.0 %	19.0 %	17.5 %	17.9 %	20.5 %	27.8 %
	どちらか	43.0 %	47.0 %	50.5 %	49.1 %	49.6 %	47.1 %
	合計	56.0 %	66.0 %	68.0 %	67.0 %	70.1 %	74.9 %

政策実現の方向性
伸ばす

<指標の説明>
児童・生徒が主体的に学べる授業づくりの推進を図るため、茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査を実施し、学びの意欲を測ります(※グラフについては、「とても思う」及び「どちらかといえば思う」を合計した数値を使用しています。)。この指標の対象は児童(小学校6年生)と生徒(中学校3年生)です。

施策指標②		学校における地域人材等の資源活用数					
		平成21年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
活用数		458 件	742 件	864 件	871 件	668 件	193 件

政策実現の方向性
つなぐ

<指標の説明>
地域の教育資源を活用することによって体験的な学習を実現し、児童・生徒の学びへの興味・関心を引き出し、自ら学ぼうとする意欲を高める授業を推進しているかを測ります。

政策 1

施策 1

施策指標③

体力・運動能力調査項目の全国平均比

50m走（小学校5年生）

	平成21年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男子	9.27 秒	9.26 秒	9.36 秒	9.27 秒	9.32 秒	能力調査未実施
全国平均	9.37 秒	9.38 秒	9.37 秒	9.37 秒	9.42 秒	秒
県内平均	— 秒	9.39 秒	9.34 秒	9.34 秒	9.41 秒	秒
女子	9.52 秒	9.66 秒	9.64 秒	9.55 秒	9.64 秒	秒
全国平均	9.64 秒	9.62 秒	9.60 秒	9.60 秒	9.64 秒	秒
県内平均	— 秒	9.69 秒	9.62 秒	9.62 秒	9.67 秒	秒

ソフトボール投げ（小学校5年生）

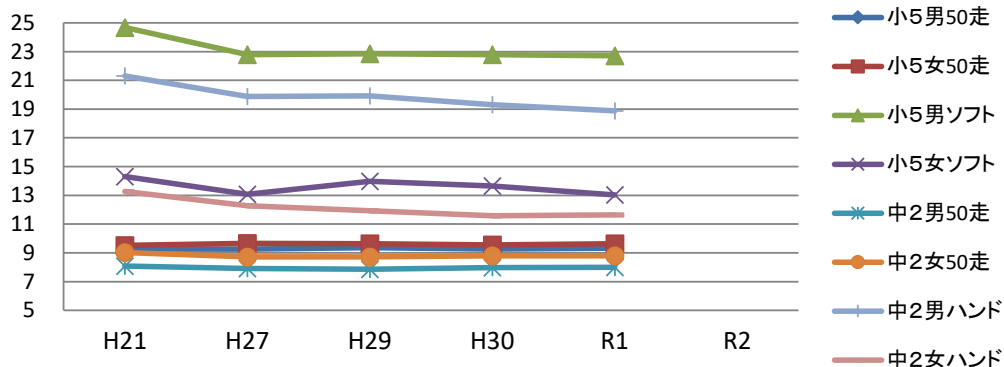
	平成21年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男子	24.68 m	22.79 m	22.85 m	22.79 m	22.71 m	能力調査未実施
全国平均	25.41 m	22.52 m	22.53 m	22.15 m	21.61 m	m
県内平均	— m	21.77 m	21.70 m	21.40 m	20.90 m	m
女子	14.31 m	13.08 m	13.97 m	13.65 m	13.03 m	m
全国平均	14.62 m	13.77 m	13.94 m	13.77 m	13.61 m	m
県内平均	— m	12.65 m	13.52 m	13.25 m	13.16 m	m

50m走（中学校2年生）

	平成21年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男子	8.08 秒	7.91 秒	7.86 秒	7.97 秒	8.00 秒	能力調査未実施
全国平均	8.05 秒	8.01 秒	7.99 秒	7.99 秒	8.02 秒	秒
県内平均	— 秒	8.05 秒	7.98 秒	7.98 秒	7.96 秒	秒
女子	9.02 秒	8.72 秒	8.72 秒	8.79 秒	8.79 秒	秒
全国平均	8.90 秒	8.84 秒	8.80 秒	8.78 秒	8.81 秒	秒
県内平均	— 秒	8.88 秒	8.78 秒	8.78 秒	8.77 秒	秒

ハンドボール投げ（中学校2年生）

	平成21年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男子	21.31 m	19.88 m	19.91 m	19.30 m	18.88 m	能力調査未実施
全国平均	21.27 m	20.65 m	20.56 m	20.55 m	20.40 m	m
県内平均	— m	20.20 m	20.17 m	19.98 m	20.27 m	m
女子	13.27 m	12.28 m	11.92 m	11.58 m	11.65 m	m
全国平均	13.40 m	12.83 m	12.96 m	12.98 m	12.96 m	m
県内平均	— m	12.15 m	12.56 m	12.51 m	12.82 m	m



政策実現の
方向性
伸ばす

< 指標の説明 >

健やかな心身をはぐくみ、自主的に運動する習慣が身につくような指導の充実を目指して、全国平均値と市内児童・生徒の体力・運動能力値を比較し、課題等を把握します。

施策2 心がふれあい安心して学べる学校教育の推進



自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくみます。

いじめ、不登校などを早期に発見し対応できる体制を整えと共に、教育相談機能の充実を図ります。

施策の方向

① 「いのち・からだ・こころの教育」の推進

日常の学習や生活の中で、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互のコミュニケーションを通して人間関係を深めると共に、いのちの大切さを実感できるような「いのち・からだ・こころの教育」を進め、児童・生徒の内面に根ざした人間性や自律性をはぐくみます。

② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実

配慮を要する児童・生徒へのきめ細かな教育を実現するため、特別支援教育の充実や、外国籍児童・生徒への教育的配慮など、児童・生徒の状態等に応じた指導や支援を計画的、組織的に行います。

③ 教育相談・支援体制等の整備・充実

児童・生徒が抱える問題や課題を早期に発見し、解決するためのスクールカウンセラーの配置など、必要な相談・支援ができる体制を充実します。

また、他機関との連携・協力のもと、相談者一人一人に応じた総合的・横断的な取組みをさらに進めます。

④ 児童・生徒の成長を促す幼稚園・保育園・小学校・中学校等の連携推進

児童・生徒の成長を見通し、継続的、発展的に教育を進めて、児童・生徒のより良い成長を促すことができるよう、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。

また、市内の県立学校や私立学校との連携や交流を進めます。

⑤ 児童・生徒が安心して学校生活その他の活動に取り組める環境づくり

「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・地域・家庭・関係機関・関係団体などと連携を図りながら、市全体でいじめの防止、早期発見、早期解決などに向けた取組みを推進します。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策2)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載		主管課	施策の方向
1		小動物飼育アドバイザー派遣事業	学校教育指導課	①
2		人権教育推進事業	学校教育指導課	①
3		読書活動指導協力者派遣事業	学校教育指導課	①
4	●	特別支援学級増設事業（小学校）	学校教育指導課	②
5		みんなの教室運営に伴う教育活動整備事業	学校教育指導課	②
6		特別支援教育研究事業	学校教育指導課	②
7		日本語指導協力者派遣事業	学校教育指導課	②
8	●	特別支援教育巡回相談事業	学校教育指導課	②
9	●	ふれあい補助員派遣事業	学校教育指導課	②
10		特別支援教育支援事業	学校教育指導課	②
11		小学校特別支援学級教育支援事業	学校教育指導課	②
12		中学校特別支援学級教育支援事業	学校教育指導課	②
13		就学相談事業	学校教育指導課	②
14		特別支援教育検討事業	学校教育指導課	②
15	●	特別支援学級増設に伴う教育活動整備事業（小学校）	学校教育指導課	②
16		小学校の特別支援学級の運営	教育総務課	②
17		中学校の特別支援学級の運営	教育総務課	②
18		あすなろ教室（適応指導教室）事業	教育センター	③
19		スクールカウンセラー活用事業	教育センター	③
20	●	心の教育相談事業	教育センター	③
21	●	青少年教育相談事業	教育センター	③
22		保幼小中等教育連携研究事業	教育センター	④
23	●	いじめ防止対策推進事業	学校教育指導課	⑤

事業名	特別支援学級増設事業（小学校）			施策の主 な事業	コ ロ ナ 対 応	第4次
				●	●	

主管課	学校教育指導課					
施策の方向	② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実					
事業実施の意図	特別支援学級の規模を適正化し、特別な配慮を必要とする児童へのきめ細やかな教育の実現を図ります。					
事業概要	「茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会」を開催します。 児童の状況、通学距離、学校施設の使用状況などの状況を把握します。 小学校特別支援学級の増設および準備を行います。					

指標（目標）	小学校の特別支援学級を増設する校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	-	1校	-	S
実績値	-	0校	1校	

【事業実績】	
教育委員会事務局関係課をはじめ小中学校長や教職員団体等の代表者で構成する「茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会」において、本市における特別支援学級の在籍状況の共有を図るとともに、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の充実に向けて協議を书面会議にて実施しました。 また、当該検討委員会での協議を踏まえ、特別支援学級開設に向けた必要備品等の精査を行うことで、室田小学校において、令和2年度に特別支援学級を開設しました。これにより、小学校10校、中学校7校に特別支援学級を設置できましたが、引き続き、社会経済情勢を考慮しながら特別支援学級の全校設置に取り組めます。	
【実施にあたって工夫した点】	【課題】
特別支援学級に必要な施設の整備や備品整備などについて、全校統一的な標準仕様を決定することで、限られた財源の中、より効果的・効率的な整備に取り組むことができました。また、未設置校における効率的な設置に向け、使用教室状況調査を実施しました。	今後は、児童・生徒の将来推計、特別支援学級の規模、通学の距離、学校施設の使用状況等を調査し、特別支援学級全校設置に向けて、計画的に準備を進めていきます。

事業名	特別支援教育巡回相談事業
------------	--------------

施策の主な事業	コロナ対応	第4次
●	●	

主管課	学校教育指導課
施策の方向	②児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実
事業実施の意図	特別支援教育体制の整備と充実を図ります。 特別支援教育相談員（臨床心理士）による巡回相談を実施し、特別な配慮を必要とする子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現を目指します。
事業概要	専門性のある特別支援教育相談員（臨床心理士）や指導主事がチームを組み、要請に応じて学校を訪問し、ケース会議で、課題の解決・改善に向け、具体的・専門的に助言します。 関係機関等と連携して、児童・生徒および保護者との相談を実施します。 学校やPTAおよび諸機関からの要請に応じて、発達障がいに関わる研修や啓発活動を行います。

指標（目標）	要請訪問相談件数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	450件	450件	450件	S
実績値	651件	672件	480件	

【事業実績】

新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る臨時休業の影響はあったものの、特別な配慮を要する子どもたちの課題解決等を図るため、専門性のある臨床心理士や指導主事がチームを組み、学校の要請に応じ、計447回の訪問において、延べ480件の相談やケース会議等に参加しました。また、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かな教育の実現を図るため、医療、臨床心理のそれぞれの専門家によるアドバイスによる支援体制の充実のほか、保護者をはじめ学校関係者や関係機関との連携充実に取り組みしました。

さらに、学校や各関係機関からの要請に応じ、臨床心理士による発達障がいに係る研修会等を延べ3回行いました。

<研修会講師活動状況>

【校内職員向け】

・発達障がい・ケース検討の方法・他者理解等・・・2回

【支援者向け】

・子どもへの関わり・・・1回

【実施にあたって工夫した点】

新型コロナウイルス感染症まん延に係る臨時休業期間中は、継続的に相談を行っている児童・生徒の保護者等に対しては、学校と連携を図りながら、必要に応じて連絡を取りました。
保護者等の個別の相談などに対しては、幅広い視点による支援ができるよう、相談員が医療、臨床心理士などの専門家から助言を受けるとともに、担当指導主事との緊密な連携を図りました。

また、訪問時間や回数の拡大を図るため、事業の実施方法等の改善に取り組みしました。

【課題】

個々の教育的ニーズも多様化しており、より専門的なアドバイスが必要になっています。

各学校の特別支援教育担当教員との連携をさらに深め、特別な配慮を必要とする児童・生徒の個々のニーズに対応した支援体制の充実を図ることが求められています。

事業名	ふれあい補助員派遣事業			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課		学校教育指導課				
施策の方向		②児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実				
事業実施の意図		特別な配慮を必要とする児童・生徒一人一人へのきめ細かな教育を実現します。				
事業概要		特別な配慮を必要とする子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、小・中学校にふれあい補助員を派遣します。 通常学級担当、特別支援学級担当、個別支援担当それぞれのふれあい補助員が、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援や生活支援を行います。				
指標（目標）		ふれあい補助員の派遣人数				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価	
目標値		118人	118人	118人	S	
実績値		118人	116人	118人		
【事業実績】 特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習・生活支援を行うため、各学校のニーズや状況を踏まえた上で、計118人のふれあい補助員を派遣しました。令和2年度より、各学校において弾力的な運用を図れるよう、通常学級担当と特別支援学級担当を統合し、学級担当としました。 学級担当として105人を配置し、主に小・中学校の学級担任、教科担当教員の補助、学習および生活指導の補助、身辺処理の介助等を行いました。個別支援担当として、身体障がいや疾病等にかかり、歩行や排泄等の身辺処理を必要とする児童・生徒を対象に13人を配置し、移動や生活、学習、校外行事など学校生活全般にわたって、支援や安全確保などを行いました。 また、特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援の在り方や関わり方の理解を深めるため、10月16日に書面による研修会を開催しました。ふれあい補助員が、児童・生徒の特性と発達段階に応じたきめ細かな支援を行うことが、児童・生徒の学習活動に対する自信と意欲を引き出すことにつながり、校外活動など、さまざまな場面で児童・生徒が教育活動に安全に取り組むことができました。						
【実施にあたって工夫した点】 ふれあい補助員それぞれが持つ資格や経験を生かせるよう、学校や特別支援学級の規模など各学校の実情を踏まえた配置に取り組んでおり、6年を目安に配置換えを行っています。 また、教員やふれあい補助員など関係者の中で、児童・生徒についての情報連携を図るため定期的な会議を開催するなど、それぞれの学校において工夫して取り組んでいます。			【課題】 近年、各学校における児童・生徒一人一人の抱える課題の態様や保護者の要望は、複雑化・多様化していることから、よりきめ細かな指導や支援が求められております。ふれあい補助員の業務における課題を的確に把握し、教員の補助的役割として、児童・生徒に適切な支援を行えるよう、ふれあい補助員の資質向上を図るためのより効果的な研修会を実施する必要があります。			

事業名	特別支援学級増設に伴う教育活動整備事業（小学校）
------------	--------------------------

主管課	学校教育指導課
施策の方向	② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実
事業実施の意図	新設の特別支援学級において、特別な配慮を必要とする児童へのきめ細やかな教育を実現します。
事業概要	特別支援学級の増設に伴い、ふれあい補助員の派遣など特別支援学級の運営に係る協議を行う。

指標（目標）	小学校の特別支援学級を開設する校数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	-	-	1校	S
実績値	-	-	1校	

【事業実績】 室田小学校に知的障がい級及び自閉症・情緒障がい級を開設したことにより、市内で10校目となる特別支援学級の設置校となりました。知的障がい級に2名、自閉症・情緒障がい級に5名の児童を迎えたことに伴い、児童の生活・学習支援を行うため、学級担当としてふれあい補助員を2名派遣しました。	
【取り組みの成果】 就学相談担当との連携・調整を図ることで、より効果的、安全な特別支援学級の開設に取り組むことができました。	【課題】 特別支援学級の設置にあたり、ホワイトボード、ロッカー、照明、床面等の整備、及びトイレ改修を行うとともに、ふれあい補助員及び医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する場合の学校看護介助員の派遣、介助に必要な備品の購入等、安全な教育活動をするための支援を行います。 また設置後も、入学した児童・生徒の学校生活の状況に合せて、適切な環境整備を適宜行っています。

事業名	心の教育相談事業
------------	----------

主管課	教育センター
施策の方向	③教育相談・支援体制等の整備・充実
事業実施の意図	学校内における相談活動の充実を図ります。 児童・生徒が相談を必要としているときに相談室が開室している状況を整え、一人一人の児童・生徒に寄り添って話を聞くことができる環境を整えます。
事業概要	児童・生徒の身近に第三者的存在となり得る心の教育相談員を配置し、児童・生徒の悩み相談・話し相手となり、ストレスを和らげることを通して、心に安らぎを与えます。 ※心の教育相談員とは スクールカウンセラーのような公認心理士、臨床心理士といった資格を有していませんが、子どもに寄り添う支援ができるように研修等を積んだ相談員として、全小・中学校に配置している職員のこと。

指標（目標）	心の教育相談員の勤務日数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	年間160日	年間160日	年間160日	S
実績値	160日	160日	160日	

【事業実績】
令和2年度(2020)年度の心の教育相談件数は、3月から5月まで学校が臨時休業となったこと、また、登校が再開された6月以降3密の状況を避けるために、相談室の利用を制限していることの影響により、40,383件となり、令和元(2019)年度の81,187件と比較して大幅に減少しました。主な相談内容としては、児童・生徒が休み時間に相談室を訪れ、相談員とのふれあいを通して心の安定を図るふれあい相談が33,149件(全体の約82%)、不登校相談が2,464件(全体の約6%)、友人関係の相談が942件(全体の約2%)となり割合は例年と大きな変化はみられません。 また、新型コロナウイルスまん延防止のため、対面による研修は中止となりましたが、感染症まん延による子どもたちへの心のケアについては必要性が高まると考え、心の教育相談員研修会は、十分な対策を講じて計画どおり実施しました。第1回では「長期臨時休校の影響と支援について」、第2回では「気になる児童・生徒たちへの支援」について、第3回では「自分の思いや考えを表現することが苦手な児童・生徒への支援について」をテーマに、講師を招いて研修を行いました。 また、心の教育相談員中学校区連絡会を6月、11月、2月に実施し、中学校区の児童・生徒に関する情報を共有する機会である中学校区連絡会を1回実施しました。

【取り組みの成果】	【課題】
新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、厳しい相談環境の中で感染予防に配慮して、相談業務を実施しました。 3回の研修会での学びや中学校区連絡会で共有された情報に基づき、子どもたちとの安定した関係を大切に、安心感を持たせながら、支援しました。 また、教職員との連携を図ることにより、子どもたちの不安や困難な状況が改善されていることが、業務日誌などを通して確認できました。	令和2年度の心の教育相談員研修会は2回となりましたが、令和3年度は例年どおり年3回の開催を予定としています。また、当該研修会は心の教育相談員にとって貴重な学びの場であるので、心の教育相談員の意向や子どもたちの状況に応じて研修会のテーマを設定します。

事業名	青少年教育相談事業
------------	-----------

主管課	教育センター
施策の方向	③教育相談・支援体制等の整備・充実
事業実施の意図	青少年の健全な育成、非行防止および自立を目指します。 児童・生徒、青少年の全人的発達を支援します。
事業概要	青少年の健全育成へのよりよい支援・相談業務を推進するために、スーパーバイザーの指導助言を受けながら、電話相談（青少年相談、一般教育相談、「こころ」の電話相談、「いじめ」電話相談、特別支援相談）および面接（来所）相談を実施します。 学校およびあすなろ教室（適応指導教室）に通うことができないひきこもり傾向の児童・生徒への支援・相談業務として、不登校児童・生徒訪問相談を実施します。

指標（目標）	相談体制の維持			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	青少年教育相談員10人	青少年教育相談員10人	青少年教育相談員10人	S
実績値	10人	10人	9人	

【事業実績】

青少年の健全育成にむけてよりよい支援・相談業務を推進するため、青少年相談員・一般教育相談員による電話相談、心理相談員による面接（来所）相談や小・中学校要請教育相談、訪問相談員による不登校児童・生徒訪問相談を実施し、青少年が抱える問題及び不安や悩みを受け止め、支援しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、4月、5月には来所での面接相談を電話での相談としました。令和2年度の青少年教育相談件数は、面接（来所）相談が1,723件、電話相談が326件、訪問相談が14件、小・中学校要請教育相談が1件となりました。青少年教育相談内容の種別で最も多いものは「不登校・ひきこもり」で、次いで「性格行動上の問題」となりました。

また、学校、市家庭児童相談室等の関係機関との連携にも力を入れ、相談者への適切な支援ができるように、ケース会に出席し、役割の確認、情報の共有を行いながら、児童・生徒及び保護者に対する心のケアに努めました。その他、青少年教育相談室内のケース会議も開催し、それぞれの相談ケースや事業内容の見直し等を検討しました。

2年度のあすなろ教室では、新型コロナウイルス感染症対策として、1日の通室生の人数や活動を制限することもありましたが、本通室・仮通室あわせて22人が通室しました（退室生1人を含みます）。

【取り組みの成果】

相談件数については、前年度と同程度の相談件数があり、児童・生徒等に適切な支援を行うことができた。

訪問相談においては、9月から訪問相談を実施し、対象となる子どもへ継続的な支援をすることができました。

あすなろ教室では、通室生が安心して過ごすことができる居場所となり、学校復帰や社会的自立に向けた支援をすることができました。

【課題】

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、あすなろ教室では1日の通室生の人数を制限しています。

通室への希望に応じられるように今後も感染症対策に留意し、新型コロナウイルスの感染状況が好転したときに、今以上の児童・生徒が安全に安心して通室できるように対応します。

事業名	いじめ防止対策推進事業
------------	-------------

主管課	学校教育指導課
施策の方向	⑤児童・生徒が安心して学校生活その他の活動に取り組める環境づくり
事業実施の意図	いじめのない社会の実現を目指し、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針に掲げる基本理念のもと、市全体でいじめの未然防止・早期発見・早期解決への取組を進めます。
事業概要	「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期解決のため、いじめ防止プログラムなどの取組を推進します。 いじめ防止のための調査研究を実施し、情報共有を図り、市全体でいじめ問題に取り組む体制を構築します。

指標（目標）	いじめ防止対策調査会開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	2回	2回	2回	A
実績値	2回	2回	1回	

【事業実績】

各小・中学校から提出される「長期欠席者状況及びいじめ、問題行動についての月例報告」を受け、認知したいじめ等の早期解決に向けた具体的な支援策について、弁護士有資格職員や担当指導主事、スクールソーシャルワーカーによる指導・助言を丁寧に行いました。

児童・生徒指導担当教員研究会では、8月に「いじめの認知及びいじめ問題への組織的対応」について、文部科学省資料「いじめ対策に係る事例集」を基に、自校の取組を振り返り、いじめの認知に対する共通理解や、いじめの未然防止等のための組織的な対応の重要性について理解を深める研修を行いました。また、1月には、特別支援教育相談員作成の虐待案件に係る講演資料及び、児童・生徒指導に係る性被害・加害案件への対応マニュアル等を基に、児童・生徒指導上の様々な課題への組織的な対応の重要性を再確認するとともに、教員の児童・生徒指導の取組に係る資質向上を図りました。

「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」では、本市におけるいじめ問題の現状について、及び今後のいじめ防止等のための取組について協議を行い、答申書を作成しました。

調査会からの答申を受け、本市において優先的に取り組むべき6点の「喫緊の課題」に係る資料として、いじめ重大事態の調査報告書に係る指針をまとめた「調査報告書の公表指針」「いじめに関する保護者向け説明資料（『もし、子どもがいじめられたら／いじめたら』）」「聞き取りチェックラベル」等を作成し、市民及び各小・中学校に資料提供しました。

【取り組みの成果】

市いじめ防止基本方針を基に各学校においては、いじめ防止基本方針を見直しました。

児童・生徒指導担当教員研究会では、いじめ防止等の取組に係る組織対応及び、個別の事案に係る適時適切な対応の在り方について、教職員の資質向上を図ることができました。

特に各学校において、新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別、いじめ等が起きないように、学校の体制づくりを支援しました。また、弁護士有資格職員が、いじめ防止等の取組に係る組織対応の在り方、調査の進め方などについて丁寧に教員に伝えることにより、いじめに対する教職員の感度が高まり、小・中学校でいじめの認知件数が増加し、早い段階で認知したいじめに適切に対応できるようになりました。

【課題】

各学校において、法律上のいじめの定義の下、積極的にいじめの認知をするよう周知しているところですが、学校間で、いじめの認知に対する感度の違いが大きいことが課題となっています。

今後は、いじめ問題対策連絡協議会等を通して、学校、家庭、地域、関係機関・団体及び市長部局を含めた市全体の連携の下、より一層、いじめ防止等の取組を推進できるよう、方針の内容を広く周知していくことが必要です。

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策 2

心がふれあい安心して学べる学校教育の推進



自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくみます。

いじめ、不登校などを早期に発見し対応できる体制を整えると共に、教育相談機能の充実を図ります。

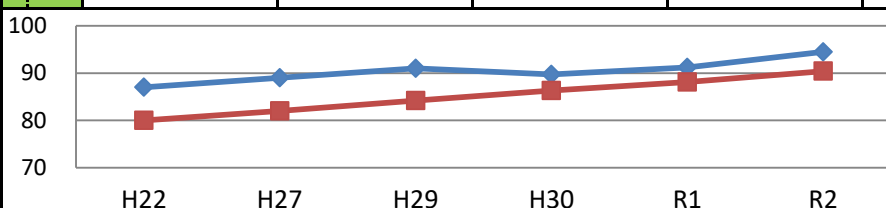
施策の方向

- ① 「いのち・からだ・こころの教育」
- ② 児童・生徒一人一人の成長に必要な支援の充実
- ③ 教育相談・支援体制等の整備・充実
- ④ 児童・生徒の成長を促す幼稚園・小学校・中学校等の連携促進

施策指標①

授業が分からない時、先生や友達が助けてくれると思っている児童・生徒の割合

	平成22年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童						
とても	44.0 %	44.0 %	54.9 %	49.5 %	53.6 %	64.1 %
どちらか	43.0 %	45.0 %	36.1 %	40.2 %	37.6 %	30.4 %
合計	87.0 %	89.0 %	91.0 %	89.7 %	91.2 %	94.5 %
生徒						
とても	30.0 %	35.0 %	35.9 %	37.6 %	40.9 %	52.8 %
どちらか	50.0 %	47.0 %	48.3 %	48.7 %	47.2 %	37.6 %
合計	80.0 %	82.0 %	84.2 %	86.3 %	88.1 %	90.4 %



政策実現
の
方向性
つなぐ

<指標の説明>

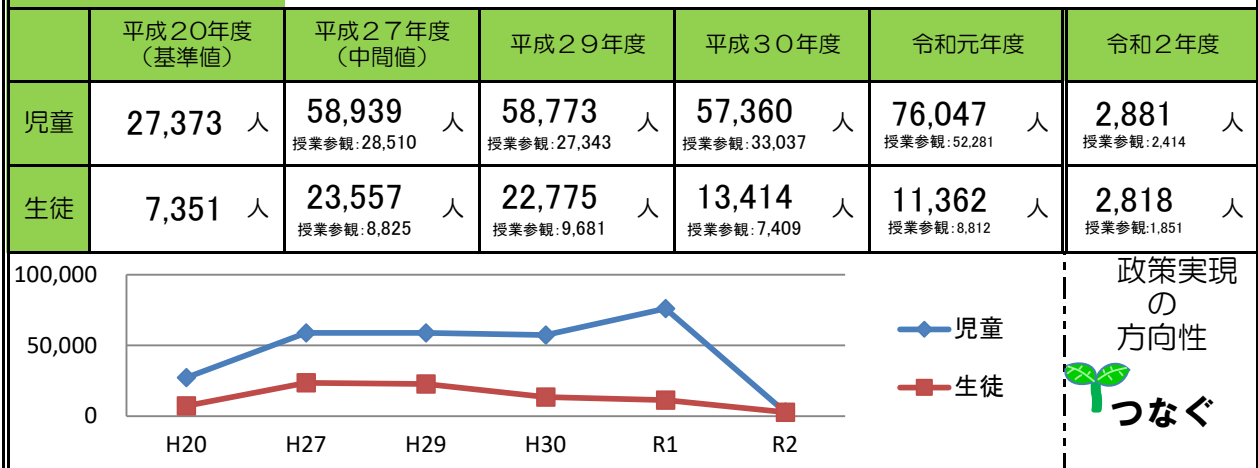
児童・生徒が他者と協調し、安心して学べる学校教育の推進を図るため、茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査を実施し、他者への意識を測ります。(※グラフについては、「とても思う」及び「どちらかといえば思う」を合計した数値を使用しています。)

政策 1

施策 2

施策指標②

「学校へ行こう週間」及び授業参観の来校者数

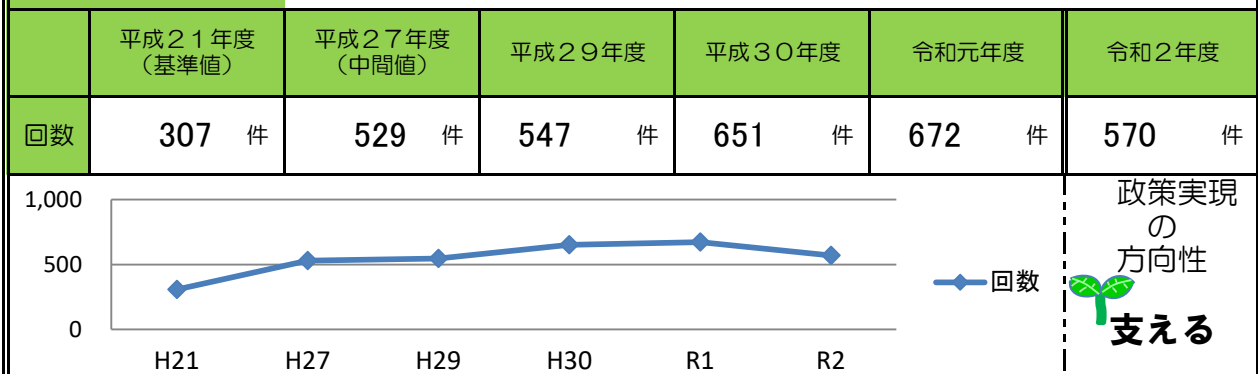


<指標の説明>

学校に対する理解と支援を得て、児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、学校を開き、多くの保護者や地域の方々に来校していただく教育活動を推進しているかを測ります。

施策指標③

特別支援教育巡回相談数



<指標の説明>

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実現するために、特別支援教育相談員の臨床心理士と指導主事を交えたケース会議等を密に開いているかを測ります。

施策3 質の高い学びを実現する学校づくりの推進



児童・生徒の人格形成に関わる教職員としての資質や指導力向上のために必要な研修の機会及び場を提供します。

教職員が自主的、自覚的に研修ができるよう学校支援を行います。

施策の方向

① 質の高い授業実践に向けた学校内研修の充実

学習内容・指導方法に関する実証的な授業研究を踏まえた学校内研修を活性化し、質の高い授業を目指す学校づくりを実現します。

また、そうした学校内研修がより充実していくよう、他の教育研究機関や研究者との連携を通して、学校支援を行います。

② 学びを創る教職員の育成

教職員の指導力向上を図るため、研修環境を整備・充実するとともに、子どもの学びの質を高める教育の実現に向けて、採用時点から経験年数に応じた継続性のある研修を計画的に実施します。

③ 教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供

教育関係機関等との連携を進め、教育活動の実践展開に役立つよう、多様な情報を収集し、蔵書検索システム等の充実により、教職員に適切な情報を提供します。

④ 教職員の人材確保と適正な配置

教職員が授業の質の向上を目指して、日々の授業実践や授業改善を進めると共に児童・生徒一人一人に向きあった教育活動を創造できるよう、教職員体制を整備し、そのための人材の確保と教職員の計画的な配置を行います。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策3)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載		主管課	施策の方向
1		学校内研修支援事業	教育センター	①
2		教科用図書整備事業	教育センター	②
3		教職員等の人材育成事業（中核市関連）	教育センター	②
4		初任者研修等教職員人材育成事業	教育センター	②
5		神奈川県立総合教育センター等関係研修推進事業	教育センター	②
6		教職員人事に係る事務	学務課	②
7		茅ヶ崎教育史研究事業	教育センター	③
8		教育情報・資料収集整理事業	教育センター	③
9		顕微鏡観察用微小生物提供事業	教育センター	③
10		校長会交付金に係る事務	学務課	③
11	●	市費教員任用事業	学務課	④
12		学級編制事務と教職員定数管理	学務課	④

事業名	市費教員任用事業			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
				●	●	

主管課	学務課					
施策の方向	④教職員の人材確保と適正な配置					
事業実施の意図	さまざまな学校課題に臨機応変に対応します。					
事業概要	児童・生徒が授業離脱や集団生活になじめず教室を飛び出してしまうといった、さまざまな教育課題への臨機応変な対応、ティームティーチングや個別指導、経験年数の短い教職員へのアドバイスの実施など、児童・生徒の学習の質を高め、学校教育の質を高め、学校教育の充実を図るために市費による教員を任用します。					

指標（目標）	市費教員(会計年度任用職員)の任用				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価	
目標値	13人	14人	15人	S	
実績値	28人	24人	24人		

【事業実績】	
教職員が児童・生徒一人一人に向き合った教育活動を創造できるよう、また各学校の抱える課題に応じて、市費による教員を任用し、配置しました。各学校から報告のあった課題について、学校の現状を確認し、年度途中からの任用も含め、小学校15人、中学校9人を採用し、配置校の教員と協力して課題解決に向け取り組みました。また、管理職(校長)を務めた方を採用し、経験の浅い教員への指導員的な役割も担ってもらっています。	

【実施にあたって工夫した点】	【課題】
市費教員の任用にあたっては、各学校の課題や、学校の状況を把握し、それに合わせて配置計画を策定し、市費教員を配置しています。 また、年度途中で新たな課題が生じるような状況を把握した際には、弾力的に市費教員を配置することで課題に迅速かつ適切に対応できるような対応をとっています。	市費教員だけでなく、教員のなり手不足の状況は大きな課題だと認識しています。 退職者への声掛けや、市ホームページでの募集、関係機関との積極的な情報共有を通じて、より多くの方に登録していただく必要があります。

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策3

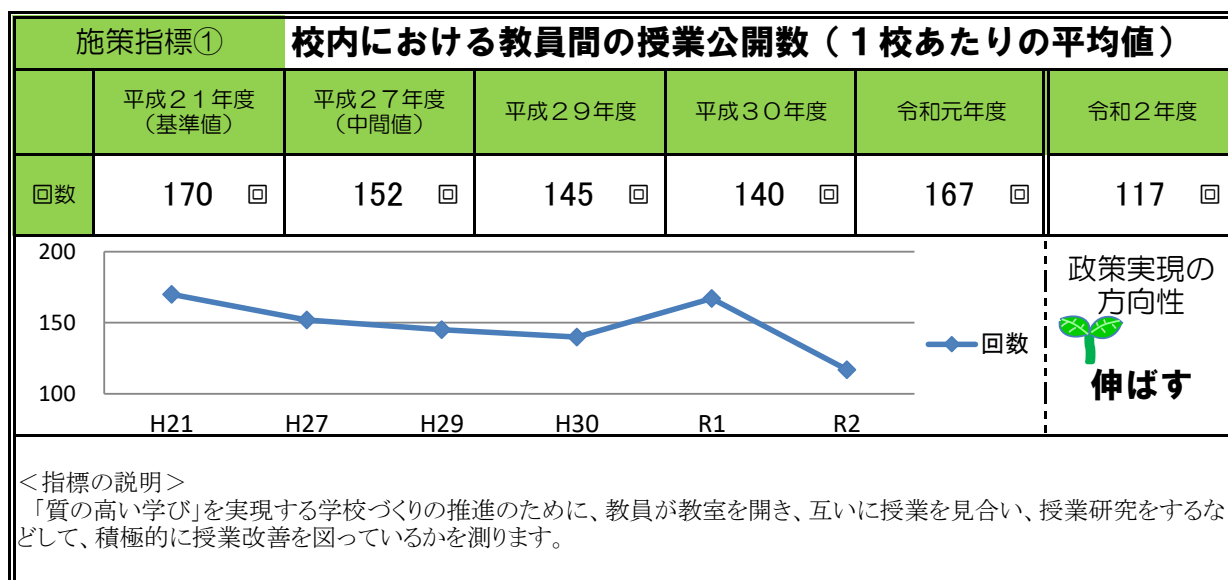
質の高い学びを実現する学校づくりの推進



児童・生徒の人格形成に関わる教職員としての資質や指導力向上のために必要な研修の機会及び場を提供します。
教職員が自主的、自覚的に研修ができるよう学校支援を行います。

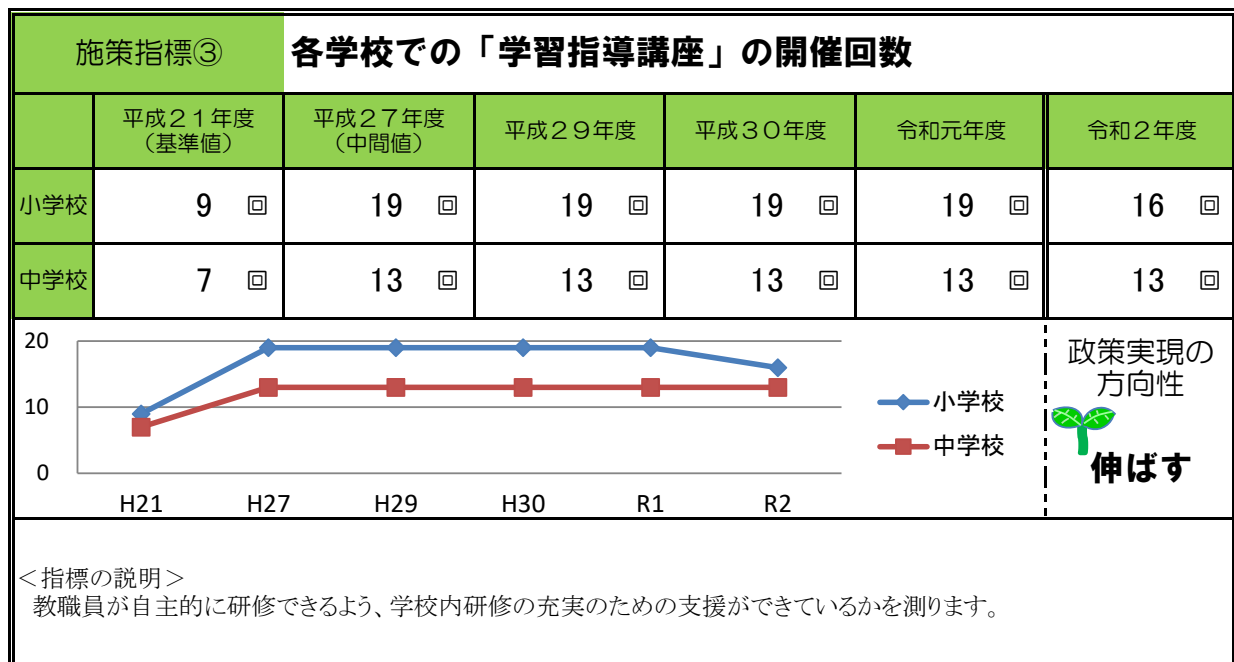
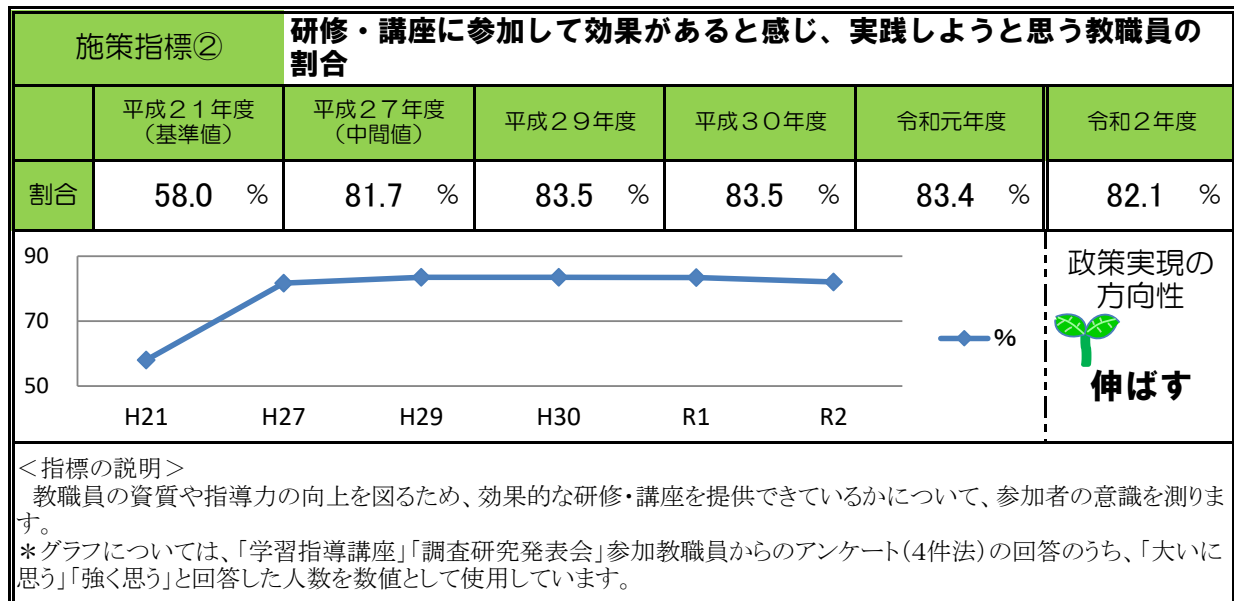
施策の方向

- ① 質の高い授業実践に向けた学校内研修の充実
- ② 学びを創る教職員の育成
- ③ 教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供
- ④ 教職員の人材確保と適正な配置



政策 1

施策3



施策4 安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備



児童・生徒がこころよく、安全・安心な空間で学校生活が送れるよう教育環境を整備します。

経済的な理由で就学等が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の理念に基づき支援します。

施策の方向

① 安全で快適な教育環境の充実

児童・生徒が快適で充実した教育環境の中で学べるよう学校施設を環境に配慮した施設へと改修(大規模改修事業や環境改善事業)すると共に、太陽光発電等の導入や学校の緑化を実施します。

また、学校備品や遊具等の計画的な整備を進めます。

さらに、大規模改修後の学校施設の建替えについて、課題の整理を行い、長期展望に立った計画づくりに取り組みます。必要に応じた学校規模の適正化を行います。

また、児童・生徒及び教職員の健康管理や学校の保健衛生を充実します。

② 就学支援等の充実

経済的理由により、就学困難な児童・生徒に係る就学援助、特別支援学級の児童・生徒に係る就学奨励費の支給など、子どもたちを取り巻く社会情勢・生活環境等の変化に対応した支援制度を充実します。

③ 学校内外における児童・生徒の安全対策

児童・生徒の安全を脅かす事件や事故、自然災害に対応した学校安全計画を策定し、充実をさせます。

また、警察等関係機関や地域のボランティア等との連携・協力により、学校安全体制を強化します。

④ 安全で安心できる学校給食の充実

食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い給食を提供すると共に、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。

また、学校給食調理場の整備を行います。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策4)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載		主管課	施策の方向
1		学校規模の適正化	教育政策課	①
2		学齢児童・生徒数の推計	教育政策課	①
3		学校備品等管理事務	教育総務課	①
4		小学校の運営・維持のための事務	教育総務課	①
5		小学校の備品等の整備	教育総務課	①
6		小学校の大型備品等の整備	教育総務課	①
7		小学校の義務教育教材の整備	教育総務課	①
8		中学校の運営・維持のための事務	教育総務課	①
9		中学校の備品等の整備	教育総務課	①
10		中学校の大型備品等の整備	教育総務課	①
11		中学校の義務教育教材の整備	教育総務課	①
12	●	小学校施設整備事業	教育施設課	①
13	●	中学校施設整備事業	教育施設課	①
14		教育施設再整備基本計画の策定	教育施設課	①
15		小学校大規模改修整備事業	教育施設課	①
16		中学校大規模改修整備事業	教育施設課	①
17		小学校トイレ改修整備事業	教育施設課	①
18		小学校電気設備等改修事業	教育施設課	①
19		中学校電気設備等改修事業	教育施設課	①
20		小学校敷地底地整理事業	教育施設課	①
21		中学校敷地底地整理事業	教育施設課	①
22		中学校グラウンド（一校）拡張事業	教育施設課	①
23		小学校教室不足解消事業	教育施設課	①
24		工事の設計及び監理業務	教育施設課	①
25		建築関係講習会参加	教育施設課	①
26		教育施設事務研究協議会参加	教育施設課	①
27		学校施設整備期成会参加	教育施設課	①
28		小学校施設建築基準法第12条の法定点検の実施	教育施設課	①
29		中学校施設建築基準法第12条の法定点検の実施	教育施設課	①
30		学校施設整備補助金事務	教育施設課	①
31		施設台帳管理事務	教育施設課	①
32		小学校施設の維持管理	教育施設課	①
33		小学校施設の保守管理	教育施設課	①
34		小学校施設の補修（小規模修繕）	教育施設課	①
35		小学校敷地の借り上げ	教育施設課	①

36		省エネルギー法に基づくエネルギー管理	教育施設課	①
37		中学校施設の維持管理	教育施設課	①
38		中学校施設の保守管理	教育施設課	①
39		中学校施設の補修（小規模修繕）	教育施設課	①
40		中学校敷地の借り上げ	教育施設課	①
41		学校施設利活用検討事業	教育施設課	①
42		学校施設使用許可事務	教育施設課	①
43		教育事務委託に係る事務	学務課	①
44		学校環境衛生管理に係る事務（小学校）	学務課	①
45		学校環境衛生管理に係る事務（中学校）	学務課	①
46		学校保健の管理に係る事務（小学校）	学務課	①
47		学校保健の管理に係る事務（中学校）	学務課	①
48		児童の健康管理に係る事務	学務課	①
49		生徒の健康管理に係る事務	学務課	①
50		保健室・給食調理場の維持管理に係る事務（小学校）	学務課	①
51		保健室の維持管理に係る事務（中学校）	学務課	①
52	●	学校職員の定期健康診断及び産業医の面接指導に係る事務（小学校）	学務課	①
53	●	学校職員の定期健康診断及び産業医の面接指導に係る事務（中学校）	学務課	①
54		教職員の福利厚生に関する事務	学務課	①
55		学校旅行総合保険に係る事務	学務課	①
56		学齢児童生徒の就学及び転入学に係る事務	学務課	①
57		学齢児童生徒の就学及び転入学に係る事務（小学校出席簿）	学務課	①
58		学齢児童生徒の就学及び転入学に係る事務（中学校出席簿）	学務課	①
59		学齢簿の編成及び加除訂正に係る事務	学務課	①
60		特別支援教育就学奨励費に係る事務（小学校）	学務課	②
61		特別支援教育就学奨励費に係る事務（中学校）	学務課	②
62		要保護及び準要保護児童就学援助（小学校）	学務課	②
63		要保護及び準要保護生徒就学援助（中学校）	学務課	②
64		小学校の体育器具、遊具の点検、修理業務	教育総務課	③
65		中学校の体育器具の点検、修理業務	教育総務課	③
66		学校医等の公務災害補償の支給に係る事務	学務課	③
67		学校保健の推進に係る事務	学務課	③
68		災害共済及び損害補填に係る事務（小学校）	学務課	③
69		災害共済及び損害補填に係る事務（中学校）	学務課	③
70		小学校修学旅行への医療従事者の派遣	学務課	③
71		中学校修学旅行への医療従事者の派遣	学務課	③
72		児童生徒の事故報告及び通学の安全確保に係る事務	学務課	③
73		学校給食の栄養管理に係る事務	学務課	④
74		学校給食調理場エレベーター改修事業	学務課	④
75		学校施設（調理場）調理設備整備事業	学務課	④

76		学校施設（調理場）新設事業	学務課	④
77		学校施設（調理場）改修等整備事業	学務課	④
78		給食調理場の備品購入に係る事務	学務課	④
79		鶴嶺小学校大規模化対応のための調理場改修等事業	学務課	④
80		保健室の備品購入に係る事務（小学校）	学務課	④
81		保健室の備品購入に係る事務（中学校）	学務課	④
82		学校給食の管理及び運営に係る事務	学務課	④
83		学校給食施設の管理に係る事務	学務課	④
84		学校給食設備の修繕に係る事務	学務課	④
85		共同調理場の運営に係る事務	学務課	④
86		共同調理場の受配校との調整	学務課	④

事業名	施設整備事業（小・中学校）			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
				●	●	

主管課	教育施設課				
施策の方向	①安全で快適な教育環境の充実				
事業実施の意図	市内小学校19校・中学校13校の学校施設を維持します。 学校教育、地域活動を行う上で危険な状態にある運動場を改修します。 夏季および冬季における普通教室の適切な教育環境を確保します。				
事業概要	小・中学校施設の老朽化の進行により不具合が生じ、学習環境に支障をきたすことがないよう、校舎等の修繕工事を実施します。 また、小学校全19校・中学校全13校の普通教室に対して、学校環境衛生基準に基づく学習環境整備のため、空調設備の整備を実施します。 小・中学校施設の老朽化の進行により不具合が生じ、学習環境に支障をきたすことがないよう、校舎等の修繕工事を実施します。				

指標（目標）	施設整備実施校（改修・空調）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	小学校19校(改修) 中学校13校(改修・空調)	小学校19校(改修・空調) 中学校13校(改修)	小学校19校(改修) 中学校13校(改修)	S
実績値	小学校19校(改修) 中学校13校(改修・空調)	小学校19校(改修・空調) 中学校13校(改修)	小学校19校(改修) 中学校13校(改修)	

【事業実績】
各小・中学校の施設は、故障などの不具合については修繕委託や教育施設業務員による部品交換等の補修作業により適宜対応していますが、経年劣化による老朽化が進んでいます。 令和2(2020)年度は、修繕工事として、浜須賀小学校（中棟）南側サッシ改修工事、緑が浜小学校プールろ過装置改修工事、小出小外1校放送設備改修工事、第一中学校（南棟）サッシ改修工事、柳島小学校北棟東側トイレ改修工事、今宿小学校校舎東側トイレ改修工事、緑が浜小学校空調設備改修工事、また、予防保全工事として、第一中学校外1校防水改修工事、西浜中学校屋内運動場屋根改修工事を実施しました。

【実施にあたって工夫した点】	【課題】
新型コロナウイルス感染症のまん延により、4つの工事（緑が浜小学校空調設備改修工事、柳島小学校北棟東側トイレ改修工事、今宿小学校校舎東側トイレ改修工事）の中止及び取り下げをせざるえない状況でした。しかし、6月1日に学校が再開されたことを受け、製品の調達期間や工事期間を再検討し、当初の予定どおり年度内に工事を完了しました。 また、浜須賀小学校（中棟）南側サッシ改修工事、第一中学校（南棟）サッシ改修工事についても、施工方法を工夫することで、夏季休業期間が短い中、学校運営に支障をきたすことなく工事を完了しました。	各小・中学校施設の老朽化が進む中、施設環境の改善を図ることは大変重要な課題です。 全校の改修には、計画的な改修工事が必要であり、今後も、国庫などを活用しながら実施を検討していきます。

事業名	学校職員の定期健康診断及び産業医の面接指導に係る事務（小・中学校）			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課	学務課					
施策の方向	①安全で快適な教育環境の充実					
事業実施の意図	教職員の健康の保持増進を図るため、定期健康診断等により、健康管理を行います。					
事業概要	小・中学校に勤務する教職員を対象として、健康の保持増進のための健康診断を実施します。 教職員の長時間勤務などによる心身の負担を解消するため、産業医（小学校担当1名、中学校担当1名）を配置し、教職員の健康相談等に関する面談を実施します。					
指標（目標）	-					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価		
目標値	-	-	-	-		
実績値	-	-	-			
【事業実績】						
【定期健康診断】 市立小・中学校の教職員（対象者：小学校770人、中学校：411人）を対象として、健康診断を実施しました。令和2年度については、人間ドックなど個人で健診を希望した教職員を除き、定期健康診断実績は719件でした。また、診断結果から、再検査が必要な教職員に対して再検査の実施を要請しました。						
○令和2年度実績：茅ヶ崎市立病院受診 310件（小学校207件、中学校103件） （財）神奈川県予防医学協会 409件（小学校287件、中学校122件）						
【産業医面談】 小学校19校及び中学校13校それぞれに1名ずつ産業医を配置し、教職員からの面談希望があった学校を対象に、産業医を学校に派遣しました。						
○令和2年度実績：6回（実人数8名）						
【実施にあたって工夫した点】 定期健康診断は、年度当初、市立病院の健康診断の受け入れを中断していましたが、例年同様の受診者枠の確保のため、市立病院と交渉し、日程及び枠を確保しました。 産業医との面談は、月1回、面談日を設けていますが、新型コロナウイルスの影響のため年度当初は学校訪問ができない状況でしたが、新型コロナウイルスによる心身への影響も鑑み、感染症対策を行い、面談を再開しました。			【課題】 産業医との面談については、面談対象者からだけでなく、校長など管理職から要請され面談を実施した案件もあり、面談実施の認知度が上がってきました。今後も、未然予防の観点からも、多くの教職員に活用されるように制度を周知していきます。 くわえて、新型コロナウイルス感染症による教職員の心身への影響を的確に把握していく必要があります。			

政策 1

豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

施策4

安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備



児童・生徒がこころよく、安全・安心な空間で学校生活が送れるよう教育環境を整備します。

経済的な理由で就学等が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の理念に基づき支援します。

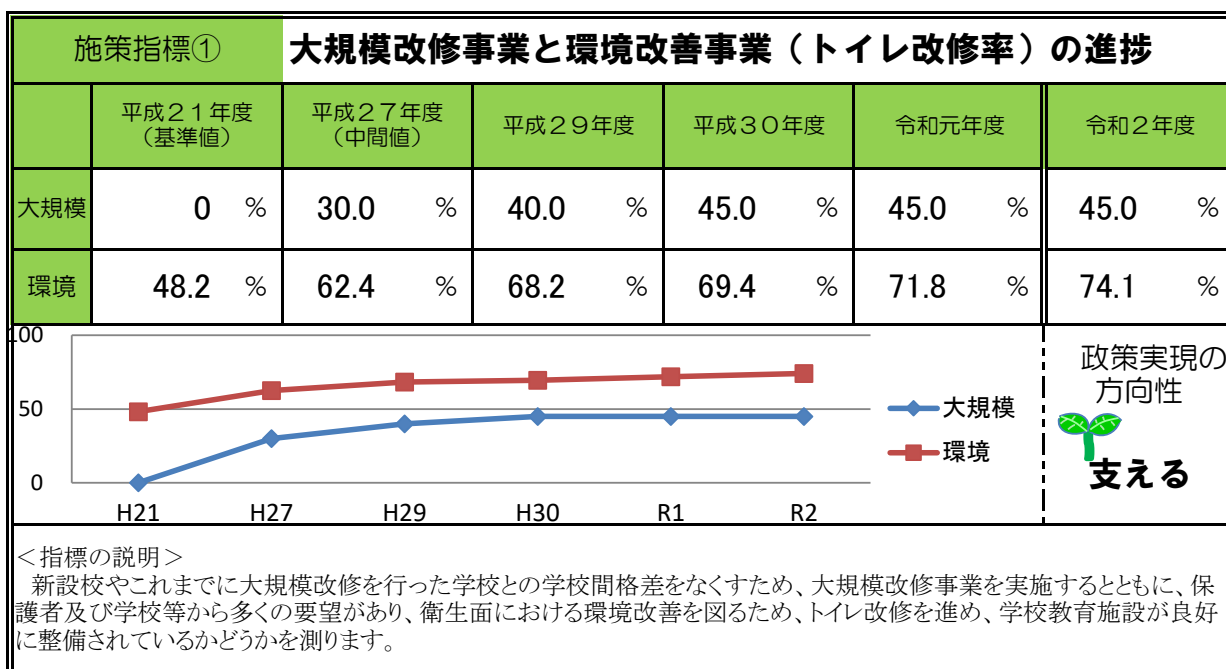
施策の方向

① 安全で快適な教育環境の充実

② 就学支援等の充実

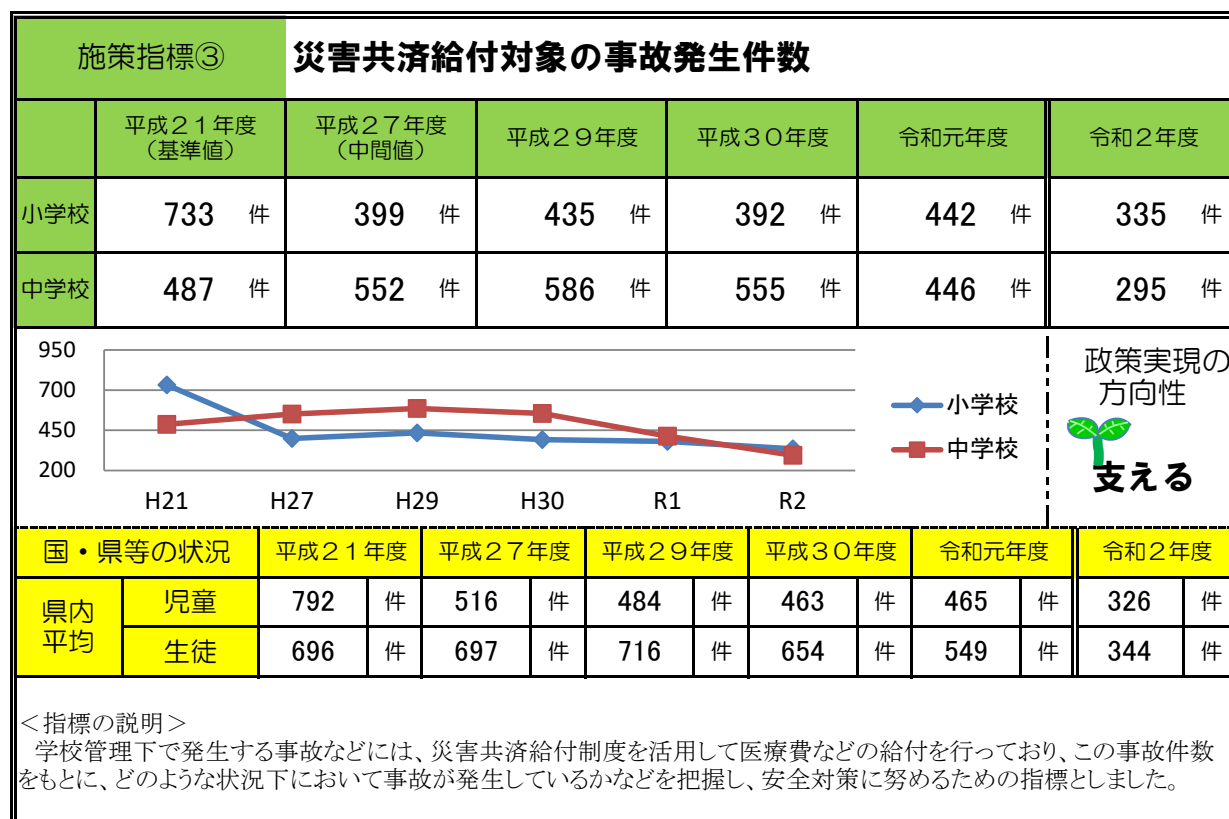
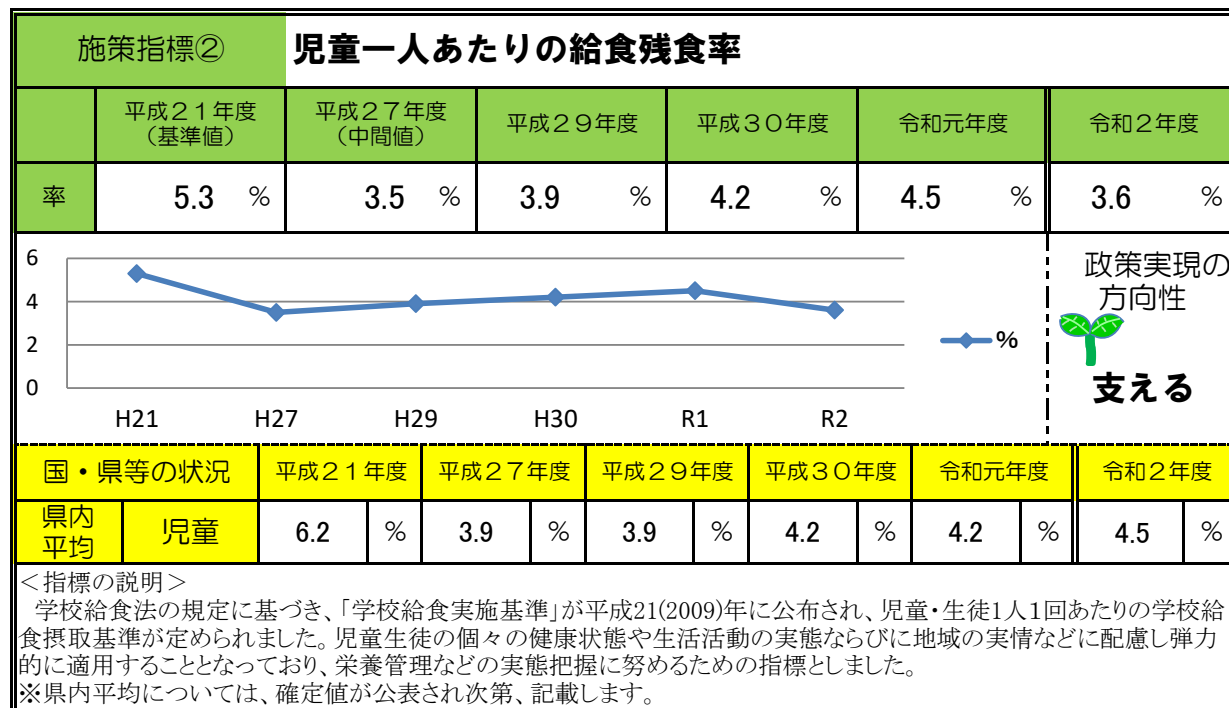
③ 学校内外における児童・生徒の安全対策

④ 安全で安心できる学校給食の充実



政策 1

施策 4



政策 1 「豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実」に関する知見

令和3年度の茅ヶ崎市教育委員会の点検・評価を行うにあたり、茅ヶ崎市教育基本計画審議会は、今年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症のまん延により、対面での実施が困難であったため、WEB会議に変更して実施しました。その際、事前に事務局より各委員に資料を送付し、各委員から出された意見を事務局が集約・整理し「令和2年度教育委員会の点検・評価」（案）として協議を行い、令和3年度の教育委員会の点検・評価にかかる知見を作成しています。

併せて、令和2年度の事務事業実施に関しても、新型コロナウイルス感染症による影響を受けていることを考慮する必要があることから、知見として入れておくこととしました。尚、昨年同様、今後に向け、「新しい生活様式」、「with コロナ」等といわれるように、あらゆる事業や施設活動において、日頃からの不断の安全対策が必要であること等、施策ごとにねらいに応じて記載しています。

政策 1 豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実

まず、政策1「豊かな人間性と自律性をはぐくむ学校教育の充実」についてです。

政策1は、施策1～4で構成され166事業を実施計画に位置づけ取組を行っています。その内、評価対象事業は14事業で、所属における自己評価は、活動指標の目標値と実績値を比較して行われています。

政策1の目標は「児童・生徒が意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりをさらに進めること、「学びの質」を高め、より実感（対象との内面的対話）を伴う学びを創り出し、生きる力をはぐくんでいく」としています。この目標実現のために4つの施策が位置づけられています。

施策１：学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進

施策１の目標は、「主体的に学べる授業づくりを軸に、児童・生徒の学びの意欲を高めること、児童・生徒が学び続け、学び合うことによって身につく確かな学力と健やかな心身をはぐくむこと」を掲げ、45事業の展開が図られています。施策１の評価対象事業として2事業が記載されており、2事業ともS評価という結果となっています。

1つ目は、「児童・生徒指導推進事業」です。

児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ることを意図した本事業については、昨年も指摘をしましたが、多様化・複雑化している児童・生徒の問題や取り巻く環境等への適切な対応のためには、担当する職員の資質の向上と「チーム学校」として専門的な知識や技術を有した方との連携・協力が不可欠です。事業の実施にあたって、特に、新型コロナウイルス感染症に対する不安に係る不登校や、いじめ事案も懸念されることから、スクールソーシャルワーカー及び弁護士有資格者を活用した関係機関とのネットワークの構築に努めた、とあります。このことは、緊急性の高い事案に対する適切な対応であり、安心・安全な環境を提供する上でも重要であると考えます。引き続きの対応をお願いします。

2つ目は、小・中学校情報機器配備運営事業についてです。

本事業は、急速に進展するICT環境の変化に対応するために、学校教育におけるICT環境を整備し、学校教育の中で、コンピューターを積極的に活用し、児童・生徒の情報活用能力を高めることを意図しています。

国のGIGAスクール構想の前倒しを受け、小・中学校でのICT環境整備を始め、ガイドラインの作成等、効果的に学習に取り組める環境を整え、併せて、各学校の担当者への研修を実施するなどコロナ禍においても適切に事業の推進が図られています。今後は、家庭での活用に向けた研究の推進も予定されていることから、より一層の充実を期待します。

施策２：心がふれあい安心して学べる学校教育の推進

施策２の目標は、「自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などを持った豊かな人間性をはぐくむ、いじめ・不登校などを早期に発見し対応できる体制を整え、教育相談

機の充実を図ります」とし、23事業の展開が図られています。施策2の評価対象事業として7事業が記載されており、6事業がS評価、1事業がA評価という結果となっています。

まず、「特別支援学級増設事業（小学校）」です。

本事業は、特別支援学級の規模を適正化し、特別な配慮を必要とする児童へのきめ細かな教育の実現を目指しています。本事業の実施にあたり、「茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会」を設置し、客観的なデータを基に特別支援学級の増設にかかる協議がなされ、限られた財源の中でより効果的・効率的な事業運営に繋がったことは大変意義あることと言えます。

続いて、「特別支援教育巡回相談事業」についてです。実施にあたって工夫した点に記載があるように、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間中、継続的に相談を行っている児童・生徒の保護者等に対し、学校と連携を図りながら対応を図った点は、保護者の安心に繋がる適切な支援、対応であったと言えます。

3点目は、「ふれあい補助員派遣事業」です。本事業に対する現場のニーズは高く、毎年度の本審議会においても、特に、弾力的対応を求める意見が多く出されています。そうした中、令和2年度は計118人のふれあい補助員を各学校において弾力的な運用が図られるよう通常学級担当と特別支援学級担当を統合して学級担当としたことは、結果として児童・生徒に対する指導の充実に繋がるもので、こうした積極的な見直しを、今後も是非行っていただきたいと思います。

4点目は、「特別支援学級増設に伴う教育活動整備事業（小学校）」です。

本事業の取組の成果に、教育委員会内部での有機的な連携により、安全な特別支援学級の開設に繋がった、との記載があります。こうした工夫により、結果的に、特別支援学級のニーズや児童生徒の障がいの状況の合わせた整備がなされることは、事業の主旨を踏まえた対応であり、教育内容の充実につながるものであることから、引き続きの取組を期待します。

5点目は、「心の教育相談事業」です。これまでも繰り返し指摘をしていますが、保護者でも教員でもない、第三者的な立場にいる心の教育相談員の活動は、児童・生徒にとって安心できる環境を作ることに繋がる重要な事業の一つと言えます。相談の多様化・複雑化に対応し、適切に相談業務にあたれるよう、相談員の専門性を高める研修の充実に、引き続き努めていただくことを望みます。

6点目は、「青少年教育相談事業」です。本事業は、青少年の健全な育成、非行防止および自立を目指し、児童・生徒、青少年の全人的発達を支援するものです。

昨年度、本事業で指摘した「あすなろ教室（適応指導教室）」への令和2年度の通室・仮通室者は22名となっています。不登校児童・生徒にとって「あすなろ教室」やフリースクール等、学校以外の多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自立に向けての重要な支援となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一日の通室人数が制限されていますが、感染対策を万全にして一人でも多くの通室・仮通室の児童・生徒を受入れていただけるよう対応をお願いします。

最後7点目は、「いじめ防止対策推進事業」についてです。本事業は唯一A評価となったものです。

『茅ヶ崎市いじめ防止基本方針』に掲げる基本理念のもと、市全体でいじめ防止に取り組み、いじめのない社会の実現を目指す」と目標・目的にあります。この目標・目的を、児童・生徒に関わる全ての大人たちで共有することが求められています。課題に、学校間でのいじめの認知に対する感度の違いが大きいことが課題となっている、との記載があります。個々の教職員の判断に任せるだけでなく、学校が「組織」として判断することが重要です。そこで、例えば、児童・生徒のささいな変化や情報を集約し全教職員で共有することで「いじめ」の兆候に気づくといった方法を取り入れるなど、具体的ないじめの「認知」の手順等を学校として定めておくことで、認知に対する感度の違いを解消し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に繋がるものと思います。

施策3：質の高い学びを実現する学校づくりの推進

社会環境の急速な変化、大量退職・大量採用等といった学校を取り巻く環境の変化の中で、これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上は、いずれの教育委員会においても重要な課題です。全12事業の内、評価対象事業は1事業で、S評価となっています。

評価対象事業として取り上げられている「市費教員任用事業」は、学校のさまざまな課題に臨機応変に対応し、教育活動の充実、学校教育の質の向上につなげるために市費による教員の任用

を行うという事業です。令和2年度は年度途中からの任用も含め、小学校15人、中学校9人の採用となっています。各学校の課題や状況に合わせた人材の確保・配置は難しいものがありますが、毎年度、改善に向けた工夫を行いながら本事業の趣旨を活かした取組に努めていただいていることは大変意義あることと言えます。引き続き、こうした取組により、学校教育の充実に繋げていただくことを期待します。

施策4：安全・安心で健やかに生活できる教育環境の整備

施策4は、全84事業で構成され、施設改修・建設、規模の適正化、就学支援、安全・防災等多岐に渡る内容を含んでいます。評価対象事業として記載されているのは2事業で、うちS評価が1事業で1事業は未評価となっています。

まず、「施設整備事業（小・中学校）」についてです。

「施設整備事業（小・中学校）」として、老朽化に伴う校舎等の修繕工事と学校環境衛生基準に基づく学習環境整備のための空調設備の整備を小学校全19校、中学校全13校に実施するというものです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4つの工事の中止、取り下げになりましたが、その後、製品の調達期間や工事期間を再検討するなどして、予定通り年度内に工事を完了することが出来ました。このように積極的な見直しや工夫を行うことで安心・安全で快適な教育環境の充実が図られていることは大変意義あることと言えます。引き続きのご努力をよろしくお願いします。

2点目は、「学校職員の定期健康診断及び産業医の面接指導に係る事務（小・中学校）」です。本事業は、教職員の健康の保持増進を図るため、定期健康診断等により、健康管理を行うことを意図しています。

新型コロナウイルス感染症により、教職員への負担が増加している現状があり、健康診断、産業医との面談等による教職員の心身のケアの重要性も一段と増しています。特に、産業医との面談に関しては認知度を一層上げていただき、より多くの教職員に活用されることを望みます。その際、産業医頼みとならないよう引き続き教育環境の整備も併せてお願いいたします。

最後に、政策 1 に関する総括です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなかなか収まらない状況が続く中で、教育委員会が委員会の各課、さらには学校現場と一体となって、子どもたちの安全・安心の確保と学びの保障の両立、さらには心のケアなどに力を尽くしていることは、児童・生徒は勿論、保護者や市民にとっては大変心強いことと思います。とは言え、長期間に渡るコロナウイルスへの対応は、目に見えない部分で子どもたちに強いストレスとなっており、引き続き、きめ細かな対応が必要であると言えます。これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、改めて、施策の目的や実施方法を見直し、改善を図りながら取り組んでいただくことをお願いいたします。

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

次世代育成のために、今、求められているのは、大人の役割と責任の自覚です。その気づきから始まる、市民性を高める社会教育を展開します。学校と家庭と地域を結ぶ役割や、教育関係機関や教育関係者等を結ぶ役割を担い、社会教育と学校教育との連携、協力を進めます。また、家庭教育、幼児期の教育への支援を行います。

政策2にかかる施策

施策5 大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進

施策6 自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成

施策7 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

政策2の自己評価 総括

政策2は、施策5～7で構成されています。社会教育の振興を図り、地域の学習環境を豊かにするため、78事業を実施計画に位置付け取り組んできました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、社会教育講座等を対面で実施することができず、動画配信などオンラインに切り替え、講座等を開催しましたが、改めて対面で講座を開催する価値を再認識するきっかけとなりました。

計画に位置付けた施策指標の実績値については、前年から減少するなど厳しい状況となっています。以下、本年度の点検・評価対象事業となった5事業の成果や課題等について、次のとおり、教育委員会事務局としてまとめました。

○施策5について

「社会的要請課題をテーマとした事業」及び「家庭教育支援事業」など社会教育講座については、動画ポータルサイトを開設し、配信を行いました。デジタルに移行できた一方で、ICTをうまく活用できない方々もいるため、ビデオ会議などのICTの利用の仕方などを学習する講座を実施する必要があります。

図書館については、臨時休館中に利用に関する問い合わせがあり、市民の方々にとって図書館の存在意義を教育委員会事務局としても再認識する機会となりました。6月以降、施設の感染症対策を行い、図書の貸出等を再開するとともに、HPやSNSなどを利用した図書館主催の講座を実施しました。今後は、コロナ禍においても市民の方々に図書館サービスを提供できるよう、オンラインを活用するなど事業の実施方式を、引き続き、検討していきます。

○施策6について

「主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館）」及び「（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設運営業務」についても、施策5と同様に、対面方式による青少年健全育成に係る取り組みができない中で、動画配信などに取り組みました。今回の点検・評価対象事業ではありませんが、成人のつどいがオンラインになった状況を鑑み、青少年健全育成に係る事業についても、対面方式のみならず、オンラインも活用するなど、事業の実施方式を引き続き、検討する必要があります。

○施策 7 について

「（仮称）歴史文化交流館整備」については、令和 4 年10月のオープンに向け、整備工事を進めてきました。「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」をはじめ施策 7 の事業についても、対面方式からオンラインに切り替え講座等を開催しました。一方、「下寺尾遺跡群保存整備事業」の課題にあるように、文化財の価値を伝える点では、史跡等がある現地周辺の環境を実際に目で見ることも重要という点で、改めて対面方式の価値を見出しています。この点については、市民を対象とした学習機会を設けている社会教育としては、単にオンラインに講座を切り替えるだけでなく、講座の内容により、対面の方がより良い深い学びを提供できることを示唆しているものと考えます。次年度以降、対面及びオンラインそれぞれのメリットを踏まえ、効果的な開催方式を検討することが必要と考えます。

さらに、小出小学校の総合的な学習の時間で文化財のことに触れる機会を設けるなど学校教育との連携に取り組みました。今後、学校運営協議会が各学校に設置が予定される中で、地域住民や社会教育施設等と連携した教育課程を編成する可能性が大きく広がります。今回の小出小学校と連携した取り組みは、学校教育と社会教育が連携した教育課程の編成のあり方を考える上で、有用な取り組みであると考えます。

施策5 大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進



大人が教育者としての役割と責任に気づき、子どもたちが地域の中ではぐくまれる社会教育を推進します。

市民の多様な読書・学習ニーズに応え得る図書館サービスを行います。

施策の方向

① 大人と子どもの多様な学習機会の提供

社会の動向や地域の現況等を見据え、環境、平和、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化、国際化などの現代的課題や地域課題等の社会的要請に対応した先見性と参加性を持った学習機会を提供します。

特に社会のノーマライゼーションの進展を踏まえ、配慮を要する子どもへの理解を深め、地域で共に育ちあうことの意味や大切さを考える学習機会や交流の機会を充実させます。

また、子どもたちが放課後などに地域の人との交流を通して、郷土の文化や自然、伝承遊びなどを学ぶことができる機会を提供します。

こうした様々な社会教育事業が体系的・計画的に行われ、より効果的な社会教育が推進されるよう年次の社会教育事業計画を作成します。

② 家庭教育・幼児期の教育の支援

家庭教育や幼児期の教育に関するさまざまな学習機会を提供すると共に、家庭教育フォーラムや家庭教育の大切さを市民に啓発する事業などの家庭教育・幼児期の教育に関わる事業を体系化し、家庭教育・幼児期の教育を支援します。

③ 社会教育関係団体・学習グループの育成・支援

学校と家庭と地域を結び、子どもや親同士の交流や学習活動を通し、次世代の育成に取り組んでいる団体や、地域の中で交流し地域課題に取り組んでいる団体など社会教育関係団体の活動を支援します。

また、公民館等の講座で学習したことを、より深い学習へと継続できるよう、学習グループの育成を推進します。

④ 次世代育成のネットワークと学校・家庭・地域の連携支援

次世代の育成をテーマに公民館、青少年会館、図書館、文化資料館、小学校・中学校、高校、大学及び関係団体等をネットワーク化し、情報交換、協働事業等を推進します。

また、公民館を地域の学習拠点とし、学校・家庭・地域が連携・協力した取り組みができるよう支援します。

⑤ 学習成果を生かす場の提供

公民館などでの社会教育活動で学んだ成果や、自らが社会で学んできた知識や技能を生かすことができるさまざまな機会を提供すると共に、地域の学習支援者となる人材を育成します。

⑥ 学習情報の提供

様々な学習機会や現代的課題、地域課題、家庭教育に関する情報など多様な情報を収集し、地域や学習者のニーズに応じた情報を提供します。

⑦ 社会教育施設の整備・充実

建物の維持管理・点検等により不具合箇所を早期に発見し、安全で利用しやすい施設であるよう、必要な改修・整備を行います。

⑧ 市民が読書に親しめる環境づくり

市民の多様化する読書ニーズに応えるため、読書に親しめる環境づくりを進めると共に、図書館サービスを拡充します。

また、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの読書活動を応援できるよう図書館を中心に取り組みます。

⑨ 情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援するため、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

そうした資料や情報を使った調べ物や資料探しを手助けするレファレンスサービスの充実や、容易な操作でいろいろなキーワードから蔵書検索ができる図書館システムの整備を進めるなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策5)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載	主管課	施策の方向
1	社会教育講座の実施	社会教育課	①
2	● 社会的要請課題をテーマとした事業（公民館）	社会教育課	①
3	子ども事業（公民館）	社会教育課	①
4	公民館ふれあい事業（公民館）	社会教育課	①
5	社会教育委員に関する事務	社会教育課	①
6	社会教育関係職員及び審議会委員等の研修事業	社会教育課	①
7	社会教育課事業のまとめ誌の発行	社会教育課	①
8	社会教育施設としての公民館のあり方の研究	社会教育課	①
9	公民館運営審議会（公民館）	社会教育課	①
10	● 家庭教育支援関連事業（公民館）	社会教育課	②
11	社会教育関係団体への支援	社会教育課	③
12	PTA研修会の開催	社会教育課	③
13	公民館利用者活動支援事業（公民館）	社会教育課	③
14	地域交流事業（公民館）	社会教育課	④
15	次世代育成ネットワーク事業（公民館）	社会教育課	④
16	学習成果の還元事業（公民館）	社会教育課	⑤
17	学習情報の提供（公民館）	社会教育課	⑥
18	耐震補強及び施設改修事業（小和田公民館）	社会教育課	⑦
19	施設維持管理（公民館）	社会教育課	⑦
20	施設保守点検（公民館）	社会教育課	⑦
21	図書館協議会事業	図書館	⑧
22	● 図書館利用及び貸出事業（本館・分館）	図書館	⑧
23	移動図書館運営事業	図書館	⑧
24	● 図書館自主事業（本館・分館）	図書館	⑧
25	図書館の相互利用事業	図書館	⑧
26	● 子ども読書活動推進事業	図書館	⑧
27	施設維持管理及び運営事業（本館・分館）	図書館	⑨
28	会議室の利用貸出事業	図書館	⑨
29	図書館資料収集事業（本館・分館）	図書館	⑨
30	図書室、図書コーナー運営事業	図書館	⑨
31	図書室、図書コーナー運営事業（貸出窓口増設事業）	図書館	⑨
32	視聴覚資料事業	図書館	⑨
33	各図書館協会事務事業	図書館	⑨

事業名	社会的要請課題をテーマとした事業（公民館）			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課	社会教育課（公民館）					
施策の方向	① 大人と子どもの多様な学習機会の提供					
事業実施の意図	様々な社会的要請課題をとらえて事業を実施し、市民の学習活動を支援することにより、自らの問題解決の向上を図ります。					
事業概要	環境、平和、人権、健康、少子高齢化、情報化などの現代的な課題を捉え、情報収集する力や問題解決手法を学ぶ機会を提供し、市民が自ら参加し地域課題を解決する学びの機会を提供し支援します。					
指標（目標）	事業数（公民館合計）					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価		
目標値	59事業	59事業	59事業	A		
実績値	79事業	75事業	26事業			
【事業実績】						
当初予定していた人を集めて行う対面式の事業は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止しました。 対面式に代わる方法として、学びのポータルサイト「動画で学ぼう!自宅で学ぼう!!」を開設し、動画共有サイトを活用した学びに係る動画配信講座を実施したほか、ビデオ会議システムを利用した講座の開催にも取り組み、「おうちで学ぼう～ビデオ会議システムZoomの使い方～」 「おうちでスタジオレッスン」 「スマホ活用講座」 「Relax ままヨガ」を開催するなど、コロナ禍にあっても、教育基本計画の施策の方向に沿って、環境、平和、福祉、男女共同参画、少子・高齢化、情報化、国際化などの現代的な課題や地域課題等の社会的要請に対応した事業を開催することにより、市民が自ら参加し地域課題を解決する力を育むとともに、市民の学習活動の活性化を支援する多様な事業を展開しました。 事業の企画・実施にあたり、さまざまな事業を、それぞれの公民館独自のネットワークや地域の自然・文化など、身近な教育資源を活用し、創意工夫をしながら公民館の特色を生かした事業を展開しました。 コロナ禍で実施した事業 26事業 動画配信 18事業 9,998回（配信回数の合計） オンライン講座 8事業 148人（講座の参加者数）						
【実施にあたって工夫した点】				【課題】		
コロナ禍による様々な制約がある中、対面式で行う事業に代わるものとして、動画ポータルサイト「動画で学ぼう!自宅で学ぼう!!」を開設し、動画共有サイトを活用した動画配信講座を実施したほか、ビデオ会議システムを利用したオンライン講座を行う新たな手法を取り入れ、ICTの活用により、新たな学びの提供や人と人とのつながりを構築する機会の充実に努めました。				オンラインを活用した学習機会が増加したことにより、子どもから大人まで、いつでもどこでもオンラインを活用した学習活動が行えるよう、これまで継続して実施してきた事業に工夫を凝らし、様々な学習機会の提供や学習支援を行う事業を企画することが求められています。		
				一方で、ICTを活用できない環境にいる人たちがいる現実もあり、情報格差の解消に向けた取組も求められています。		

事業名	家庭教育支援関連事業（公民館）	施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
		●	●	

主管課	社会教育課（公民館）
施策の方向	②家庭教育・幼児期の教育の支援
事業実施の意図	家庭教育の支援を行います。
事業概要	親子で気軽に参加できるフリースペースの開設や家庭教育についての講座、子育て中の親を支えるボランティア活動の場を提供します。

指標（目標）	実施事業数（公民館5館合計）			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	30事業	30事業	30事業	A
実績値	40事業	43事業	20事業	

【事業実績】 学びのポータルサイト「動画で学ぼう！自宅で学ぼう！！」で、動画共有サイトを活用し、自宅に居ながら親子で学べる動画配信講座等を開催しました。 子育て中の保護者の方々が、自宅に居ながら身近で気軽に参加できる憩いの場、交流の場、仲間づくりの場として、ビデオ会議システムを利用し、「オンライン子育てフリースペース」「スマイリングママサロン」等を開催しました。 また、「ぎゅっとして♪ママとダンス」「子育てにかかるお金の話」等親子がふれあいながら子育てを楽しみ、子どもをどう見つめ、理解し、関わったらよいのかを学び、子育て中の親がお互いに保育をしながら気軽に参加できるなど、安心して受講できる環境づくりに努めました。 コロナ禍で実施した事業 20事業 動画配信 16事業 17,095回（配信回数の合計） オンライン講座 4事業 56人（講座の参加者数）	
【実施にあたって工夫した点】 コロナ禍による様々な制約がある中、対面式で行う事業に代わるものとして、動画ポータルサイト「動画で学ぼう！自宅で学ぼう！！」を開設し、動画共有サイトを活用した動画配信講座を実施したほか、ビデオ会議システムを利用したオンライン講座を行う新たな手法を取り入れ、ICTの活用により、新たな学びの提供や人と人とのつながりを構築する機会の充実に努めました。	【課題】 核家族化が進む中、コロナ禍も相まって、子育てに不安や悩みを持つ保護者はなかなか減少しません。人が集まることができない状況にあっても、子育ての悩みや不安を一人で抱え込まないよう、ICTの活用を絡めた、身近で気軽に参加でき、親子で交流できる居場所や機会を提供します。オンラインによる事業も実施していく一方で、ICTを活用した講座を利用できない環境にいる方がいる現実があり、情報格差の解消に向けた取組も求められています。

事業名	図書館利用及び貸出事業（本館・分館）			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課	図書館					
施策の方向	⑧市民が読書に親しめる環境づくり					
事業実施の意図	収集した図書資料の利用による教育と文化を発展させます。					
事業概要	読書相談やレファレンスサービスを行います。 予約リクエストサービスを実施します。 障害者向けサービスを行います。 J:COMとの協定による家庭配本サービスを実施します。 貸出および返却の利便性向上に向けた総合調整を行います。					
指標（目標）	資料貸出点数（本館・分館）					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価		
目標値	670,000点	650,000点	640,000点	A		
実績値	667,406点	604,922点	497,869点			
【事業実績】						
新型コロナウイルス感染症まん延により、4月4日～6月3日まで長期にわたる臨時休館を余儀なくされました。休館中は、多くの市民の方から貸出や図書館の利用についてお問い合わせをいただき、改めて図書館の存在意義を考えさせられた貴重な期間となりました。6月4日からは段階を踏んで徐々に提供できるサービスを増やししながら、市内の図書館施設を再開しました。 休館中は、再開に向けて、蔵書点検の実施や書架の表示、児童書のラベルの見直し等を行い、読書に親しめる環境づくりの充実に努めました。また、香川分館や図書室においても、蔵書の入れ替え等を行い、蔵書を充実しました。一部再開期間中は、利用範囲に制限がありましたので、福袋の貸出やブックリサイクルの提供を実施し、来館者に喜んでいただきました。 家庭配本サービスは、緊急事態宣言中、J:COM湘南による配送できない期間がありましたが、図書館職員が直接利用者にお届けし大変喜んでいただけました。再開後はJ:COM湘南と連携しながら資料提供を実施しました。 また、児童書では、初めて物語を読む子どものために「はじめてのものがたり」幼年文学リストを作成しました。表紙の写真やイラストマークを取り入れ、わかりやすいリストとなるように工夫しました。あわせて幼年文学コーナーを設置し、図書の表紙が見えるように並べ、手に取りやすくなるよう工夫しました。利用者からは、表紙が見えることで、短時間でも図書が選びやすいと好評です。						
【実施にあたって工夫した点】			【課題】			
新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、窓口にビニールカーテンとカードトレイを設置したほか、待機列の床面サイン、閲覧席の縮小や読書室・資料相談室の机上に仕切りの設置を行いました。 また、利用者用の返却棚を撤去し、返却された資料は一定の時間を空けてから配架しました。開館中は換気を行い、アルコール消毒液を配置したほか、マスクの着用やアルコールによる手指の消毒、短時間でのご利用について、館内放送や掲示を行い利用者への協力をお願いしました。			これまでは、図書館が提供するサービスの多くは、直接に来ていただくことを基本としてましたが、新型コロナウイルス感染症まん延を受けて、利用者が来館せずに図書館のサービスを受けられるように、電子図書などのオンラインコンテンツの充実が必要です。			

事業名	図書館自主事業（本館・分館）
------------	----------------

主管課	図書館
施策の方向	⑧市民が読書に親しめる環境づくり
事業実施の意図	市民の自主的な学習活動の契機と推進による新たな利用者層を開拓します。
事業概要	支援者の育成を目的とした事業を実施し、受講後のフォローを行います。 まなびの市民講師を中心とした事業を実施します。 庁内連携などによる事業を実施します。 アンケートにより参加者ニーズを把握します。

指標（目標）	自主事業開催数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	(本館)25事業 (分館)4事業	(本館)25事業 (分館)4事業	(本館)25事業 (分館)4事業	A
実績値	(本館)43事業 (分館)4事業	(本館)37事業 (分館)4事業	(本館)13事業 (分館)3事業	

【事業実績】

10月から12月に、小さい子（4歳くらい）から小学生までを対象として、「おすすめブックリスト『はじめてのものがたり』の本を読んで特製しおりをもらおう！」を図書館本館、香川分館、ハマミーナ図書室で実施しました。参加した子が自分でブックリストとしおりに好きなスタンプを押せるように工夫し、子どもの読書活動の機会となるようにしました。「この、一冊。」本がだいすき特別展示では、本がだいすきプロジェクトちがさきのメンバーによる「この、一冊。」の推薦文をホームページやツイッター等で公開し、読書活動推進の機会としました。カウンター前の棚には、日替わりで推薦文とともに図書を展示し、すぐに貸出できるようにしました。

男女共同参画課と連携し、本館おはなし室で北マケドニア共和国とオリンピック関連図書を1月から2月末まで展示しました。北マケドニアの民族衣装の顔出しパネルを設置したほか、ぬりえや風船を配布しました。

また、こども育成相談課及び神奈川県中央児童相談所と連携し、特別展示「笑顔でつなぐ家族のカタチ あなたに知ってほしい『里親制度』」を実施し里親制度に関する図書の展示やリーフレット等の配布を行いました。

香川分館では、6月にブックリサイクルを実施したほか、6月と1月に福袋を実施しました。福袋は開封までの楽しみと、普段手に取らない図書を読む機会ともなりました。

【取り組みの成果】

茅ヶ崎市新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針の見直しを受け、前年のように講師による講座等の実施はできませんでしたが、参加した子が楽しめるように工夫しながら事業を実施しました。また、他課との連携により関連図書の展示を行い、学ぶ機会の提供となるよう行いました。

【課題】

茅ヶ崎市財政健全化緊急対策の対象となり事業の休廃止が余儀なくされました。従来の手法に捉われない事業の実施方法を検討します。

事業名	子ども読書活動推進事業
------------	-------------

主管課	図書館
施策の方向	⑧市民が読書に親しめる環境づくり
事業実施の意図	大人たちが子どもに読書のよこびを伝えながら、子どもたちが自由に読書活動ができる環境を整備し、機会を提供します。
事業概要	ブックスタート事業を行います。 ブックトーク講師派遣を行います。 おはなし会（赤ちゃん向け、小さい子向け、小学生向け、出張おはなし会等）を開催します。 支援者養成講座（読み聞かせやストーリーテリング、わらべうた等講習会）を開催します。 図書館見学、中学生職業体験、インターンシップ、学校教職員研修を受入れます。 保育園対象団体貸出を行います。 第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画を推進します。

指標（目標）	ブックスタートパック配布率			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	80%	80%	80%	A
実績値	76.17%	64.23%	45.37%	

【事業実績】 新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針により、健康増進課での7か月児すくすく育児相談が4月から8月まで中止となったため、それにあわせて保健所でのブックスタート事業は中止となりました。4月開館日及び6月図書館再開後は、図書館本館、香川分館の窓口では感染リスクを避けるために、読み聞かせはせずにブックスタートパックのお渡しのみとしました。保健所でのすくすく7か月児育児相談が9月から月1回、規模を縮小し予約制での再開となったため、ブックスタートも実施となりました。読み聞かせを行わないため、それに代わるものとして説明等を記した配布物を用意しました。11月からは予約制ではありますが、従前どおり月3回実施し、保健所では1か月あたり約60組の赤ちゃんに保護者に実施しています。また、10月と11月は健康増進課での乳幼児健康相談に出向いて、ブックスタートを行いました。 おはなし会は実施の中止を余儀なくされましたが、おひざにだっこについては、来年度に向けてオンラインでのボランティアとの定例会やリハーサルを行い、実施方法の研究と検討を重ねています。その他のおはなし会についても、安全な実施に向けて、会場の設営方法や実施方法の検討を行っています。また、おはなし会は開催できませんでしたが、わらべうたに親しむ環境づくりのためにわらべうたの動画撮影を行ったほか、茅ヶ崎民話の会による「かっぱ徳利」の動画を撮影し、ご自宅から図書館ホームページで視聴できるようにしました。	
【取り組みの成果】 新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針の見直しを受け、ブックスタートは、一時中止や規模の縮小を余儀なくされましたが、第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画に位置付けられている事業でもあるため、関係課やボランティアと調整を行いながら実施しました。図書館本館・香川分館の窓口では、対象年齢については柔軟に対応しただけ多くの赤ちゃんに保護者に手渡しできるようにしました。	【課題】 ブックスタートは、茅ヶ崎市財政健全化緊急対策の及び茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策に基づく事業の休廃止の対象となりましたが、第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画に基づく事業であり、また、健康増進課との連携した事業でもあるため、実施方法を見直し工夫しながら継続して行います。また、おはなし会についても従来の手法に捉われず、オンライン等を活用したり、実施方法を研究し事業の実施を行います。

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

施策5

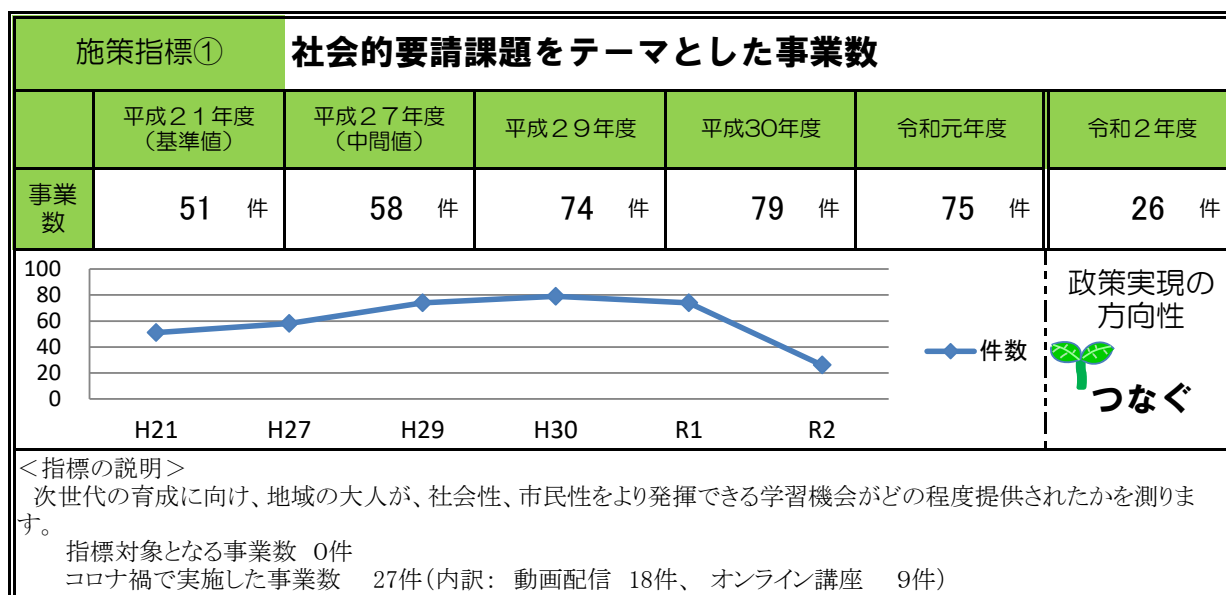
大人と子どもが共に育ちあう社会教育の推進



大人が教育者としての役割と責任に気づき、子どもたちが地域の中ではぐくまれる社会教育を推進します。
市民の多様な読書・学習ニーズに応え得る図書館サービスを行います。

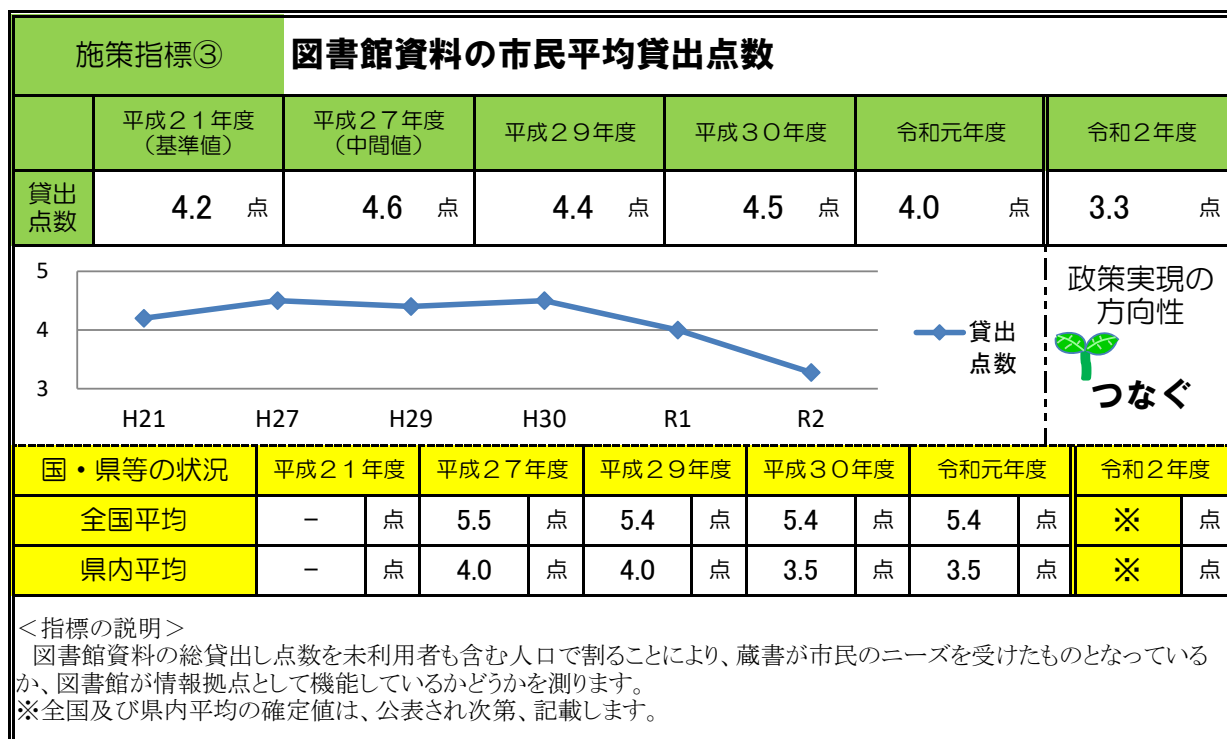
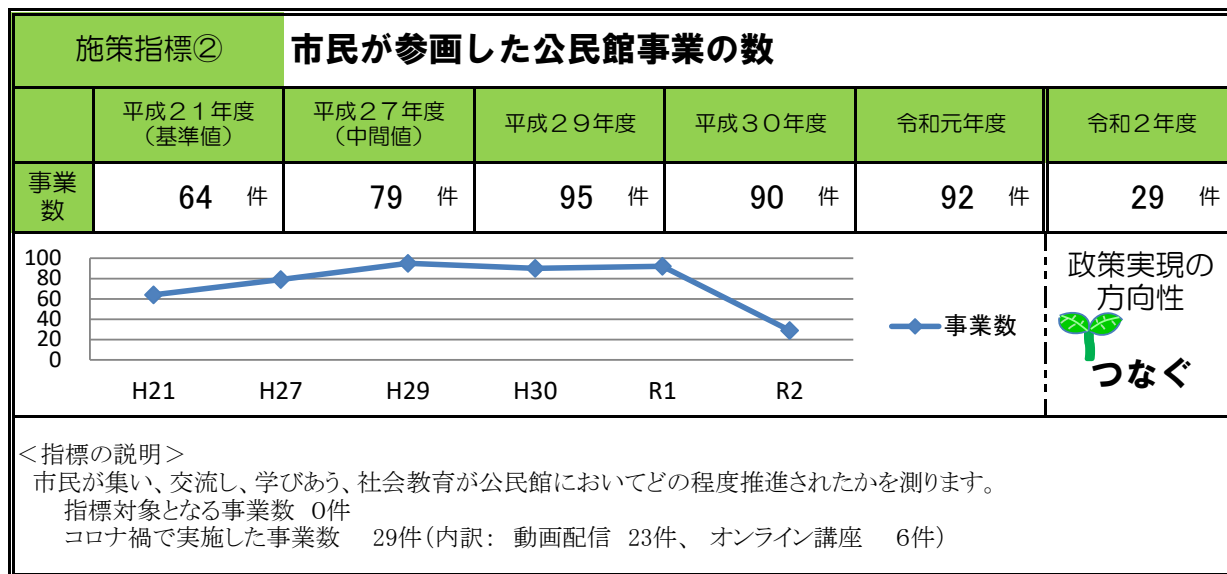
施策の方向

- ① 大人と子どもの多様な学習機会の提供
- ② 家庭教育・幼児期の教育の支援
- ③ 社会教育関係団体・学習グループの育成・支援
- ④ 次世代育成のネットワークと学校・家庭・地域の連携支援
- ⑤ 学習成果を生かす場の提供
- ⑥ 学習情報の提供
- ⑦ 社会教育施設の整備・充実
- ⑧ 市民が読書に親しめる環境づくり
- ⑨ 情報拠点としての図書館の充実



政策2

施策5



施策6 自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成



次代を担う青少年が、自ら生きる意欲や自立への意欲を高め、社会の一員として、生き生きと充実した生活を送っていただけるよう青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

施策の方向

① 地域ぐるみの環境づくり

情報メディアの急速な発展に伴う有害情報の氾濫や事件・事故等から青少年を守るため、青少年育成推進協議会、青少年指導員、子ども会、PTA、学校、警察、行政などの関係機関が連携・協力して、青少年を取り巻く環境調査や浄化活動など、地域ぐるみで取り組める環境づくりを行います。

② 青少年の居場所づくり

青少年が、地域の中で、健全に余暇時間を過ごすことができるよう、安全に配慮した子どもの家や青少年広場の整備、主体的に活動ができる青少年会館の開放、放課後の小学校を利用した小学校ふれあいプラザ事業など、成長段階に応じて、社会性がはぐくまれ、自立が促される場となるような青少年の居場所を提供します。

③ 多様な体験活動と交流の促進

様々な体験を通して、気づく力や考える力を培い、自ら行動できる青少年をはぐくむため、遊び体験や自然体験、職業体験など成長段階に応じた青少年の多様な体験活動や地域での異世代間交流、仲間づくり、地域活動へのきっかけづくりを進めます。

④ 青少年サポート体制の確立

青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めるため、地域で活動する青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年指導員に、情報及び相談や研修等の機会を提供するなど活動を支援し、後継者等の育成を行います。

また、青少年の自主的な活動を促すため、ジュニアリーダーの育成をすると共に、青少年団体に對して、活動場所や交流・発表の場を提供するなど青少年の団体活動を支援します。

⑤ 青少年の活動拠点としての施設整備

青少年の活動拠点として、海岸青少年会館を教養施設(体験学習施設)として再整備します。

また、自然の中での野外活動や集団生活を通して、青少年が自然の大切さや仲間の大切さを実感しながら成長できる場として、野外研修施設を整備します。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策6)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載		主管課	施策の方向
1		子どもの安全を守る都市の推進	青少年課	①
2		インターネット有害情報監視事業	青少年課	①
3		成人のつどい事業	青少年課	①
4		青少年をとりまく環境調査及び浄化活動	青少年課	①
5		小学校ふれあいプラザ事業	青少年課	②
6		青少年広場の運営管理	青少年課	②
7		海岸青少年会館移転事業	青少年課	②
8		子どもの家の管理業務委託	青少年課	②
9		会館管理業務委託（青少年会館・海岸青少年会館）	青少年課	②
10		子どもの家の運営管理	青少年課	②
11		茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士関連事業（(仮称)宇宙まつり及び宇宙記念日関連事業）	青少年課	③
12	●	主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館）	青少年課	③
13	●	（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設運営業務	青少年課	③
14		自然体験教室の開催	青少年課	③
15		茅ヶ崎ゆかりの宇宙飛行士関連事業（宇宙飛行士展示コーナー関連事業費）	青少年課	③
16		はまかぜコンサート・海青祭の開催（海岸青少年会館）	青少年課	③
17		その他会館運営に関する進行管理（青少年会館・海岸青少年会館）	青少年課	③
18		（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設管理業務	青少年課	③
19		遊び体験教室の開催	青少年課	③
20		冒険遊び場事業	青少年課	③
21		青少年育成のつどいの開催	青少年課	④
22		各種協議会と青少年対策に関する連絡調整	青少年課	④
23		子ども会育成事業	青少年課	④
24		ジュニアリーダー養成講座の開催	青少年課	④
25		子ども大会の実施	青少年課	④
26		青少年育成指導者研修	青少年課	④
27		青少年指導員活動支援	青少年課	④
28		茅ヶ崎市青少年対策基本方針の進行管理	青少年課	④
29		青少年問題協議会の開催	青少年課	④
30		（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業	青少年課	⑤
31		野外研修施設等の検討	青少年課	⑤

事業名	主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館）	施策の主な事業 ●	コロナ対応 ●	第4次
------------	------------------------	--------------	------------	-----

主管課	青少年課
施策の方向	③ 多様な体験活動と交流の促進
事業実施の意図	会館での主催事業を通して、異世代間のふれあいや地域の交流も含めた青少年の健全育成を図ります。
事業概要	青少年事業、子ども事業、親子事業、地域交流事業、共催事業、開放事業を行います。

指標（目標）	主催事業の開催回数			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	120事業	90事業	90事業	A
実績値	109事業	60事業	7事業	

【事業実績】
対面方式による事業の実施が困難となる中、コロナ禍でも自宅で楽しめる新たな体験学習の機会の提供を目的に、これまで青少年会館で実施してきた教室・講座の中から、会館に来館しなくても自宅で作成が可能な題材を選び動画で紹介しました。また、来館することができなくなった会館の四季の移り変わりを紹介する動画を作成し、市ホームページに8月より公開しました。 動画については、会計年度任用職員が講師となり、また撮影も行いました。現在配信動画は以下のとおりです。 【自宅で作ろう】 ①あなただけのTシャツアート(8/25公開) ②レプリカ制作教室アンモナイト化石(10/16公開) ③ベネチアンマスクを作ってみよう(10/23公開) 【青少年会館の紹介】 ①中庭シリーズスタート！(8/7公開) ②中庭シリーズ(11/26公開) ③青少年会館のクリスマス(12/16公開) 【動画共有サイトによる公開限定講座】 ①ねんどdeパティシエ（パンケーキを作ろう）(12/16公開)

【実施にあたって工夫した点】	【課題】
動画が長すぎると途中で飽きられてしまったり、短すぎても内容が伝わらなかったりするので、視聴する側の目線で撮影及び編集を行いました。 編集の際は、わかりづらい場面は文字を入れ解説をしたり、スローにするなどより伝わりやすいよう工夫しました。	青少年においては、新しい生活様式として学校等にてオンラインを活用した学習機会が増加したことから、これまで継続して実施してきた事業についてもオンライン講座にするなど工夫を凝らし、多様な学びの機会を提供できるようにする必要があります。しかしながら、オンラインによる事業を実施していく一方で、ICTを活用した講座等を利用できない環境にいる人たちへの情報格差の解消に向けた取り組みも求められています。

事業名	(仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設運営業務			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課	青少年課					
施策の方向	③ 多様な体験活動と交流の促進					
事業実施の意図	子どもからお年寄りまでが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなどして、あらゆる世代がふれあうことができる施設を目指します。					
事業概要	自主的・自発的に学び・活動する青少年を育成するとともに、高齢者・障害者の健康・いきがいにづくりに寄与する事業を実施します。 多世代共生拠点となり、交流のモデルを創出し、多世代共生のコミュニティを広げる事業を実施します。					
指標(目標)	自主事業の開催回数					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価		
目標値	13事業	50事業	50事業	A		
実績値	18事業	44事業	14事業			
【事業実績】						
対面方式による事業の実施が困難となる中、コロナ禍でも自宅で楽しめる新たな体験学習の機会の提供を目的に、市ホームページで9月より動画を配信しました。動画作成の経験のない職員が担当することから12月までの動画は身近な材料を使った工作動画が中心となりましたが、年明け以降は、前年度に実施した事業を動画配信に置き換える等、内容の充実化を図りました。令和3(2021)年3月31日現在、配信した動画は以下のとおりです (※動画再生数は令和3(2021)年3月29日時点の再生回数)。 ①お花のコマを作ろう！(再生数：226回) ②マルチけん玉を作ろう！(再生数：124回) ③みんなで作ろう！うみかぜサラダ(再生数：346回) ④折り紙でハロウィンのリースを作ろう！(作成編再生数：253回)(組立編再生数：152回) ⑤松ぼっくりでクリスマスリースを作ろう！(再生数：113回) ⑥折り紙でクリスマスツリーを作ろう！(再生数：164回) ⑦マカロニでクリスマスリースを作ろう！(再生数：86回) ⑧松ぼっくりでクリスマスツリー・どんぐりでサンタクロースと雪だるまを作ろう！(動画再生数：103回) ⑨えびしいわものがたり(前編再生数：173回 中編再生数：129回 後編再生数：135回) ⑩なにこれ？たのしーじゃん！プルプル忍者(再生数：226回) ⑪おうちでダンスを楽しもう！(NO.1・NO.2動画作成済) ⑫小麦講座「そ・つ・た・ま講座」(第1部・第2部・第3部動画作成済) ⑬楽しいモビール(動画作成済) ⑭石に絵を描いてペーパーウェイトを作ろう(動画作成済)						
【実施にあたって工夫した点】						
工作動画については視聴者が自宅で簡単に取り組めるように、身近にある材料を使用するとともに、季節のイベントにあった動画を作成しました。工作の内容も子どもができるものから大人が楽しめるものまで、幅広い年代に視聴していただけるよう難易度に差を設ける工夫をしました。 また、昨年度実施した事業の中で、動画に置き換えることが可能なものを選出する等、これまで実施した事業を振り返りながら、コロナ禍において実施可能な方法を考えました。						
【課題】						
コロナ禍においては対面での活動に制約を受けることが明確となり、動画配信等の新たな事業展開を模索する必要性が生じました。 令和3年度は、これまでは施設利用者として捉えていた登録団体に焦点を当て、登録団体の活動を紹介することで市民活動の活性化を図る一方、登録団体の紹介に合わせて施設・設備を紹介し、体験学習センターの更なる周知を図っていきます。登録団体との関係性の構築は、今後、主催事業を実施する際の土台となり、世代間交流の循環につながるものと考えます。						

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

施策6

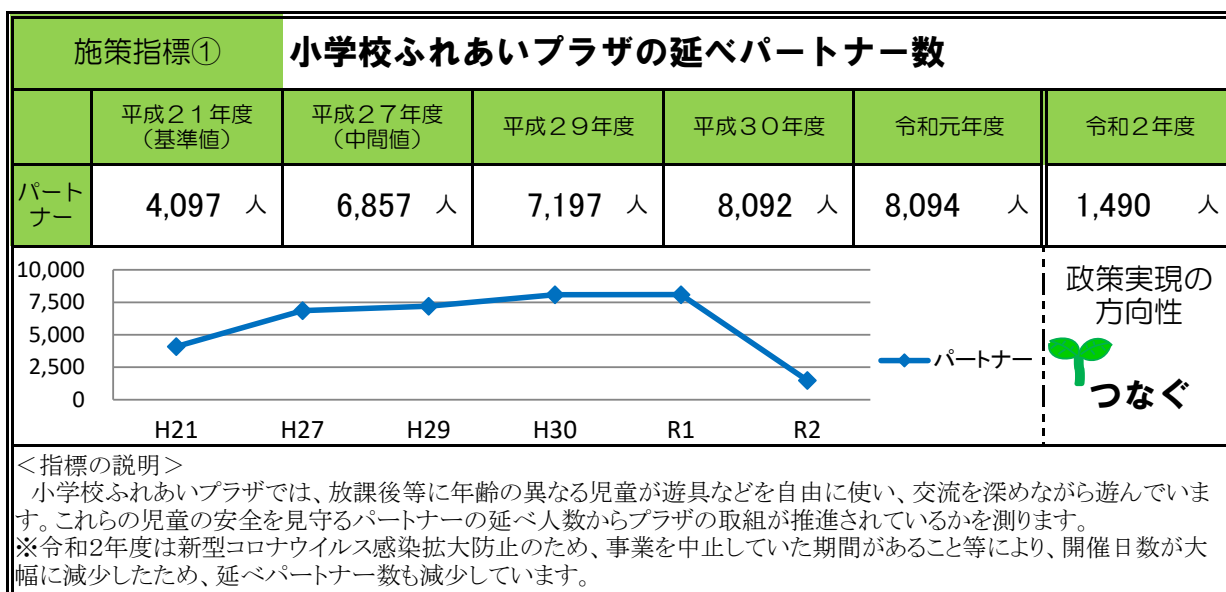
自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成



次代を担う青少年が、自ら生きる意欲や自立への意欲を高め、社会の一員として、生き生きと充実した生活を送っていけるよう青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

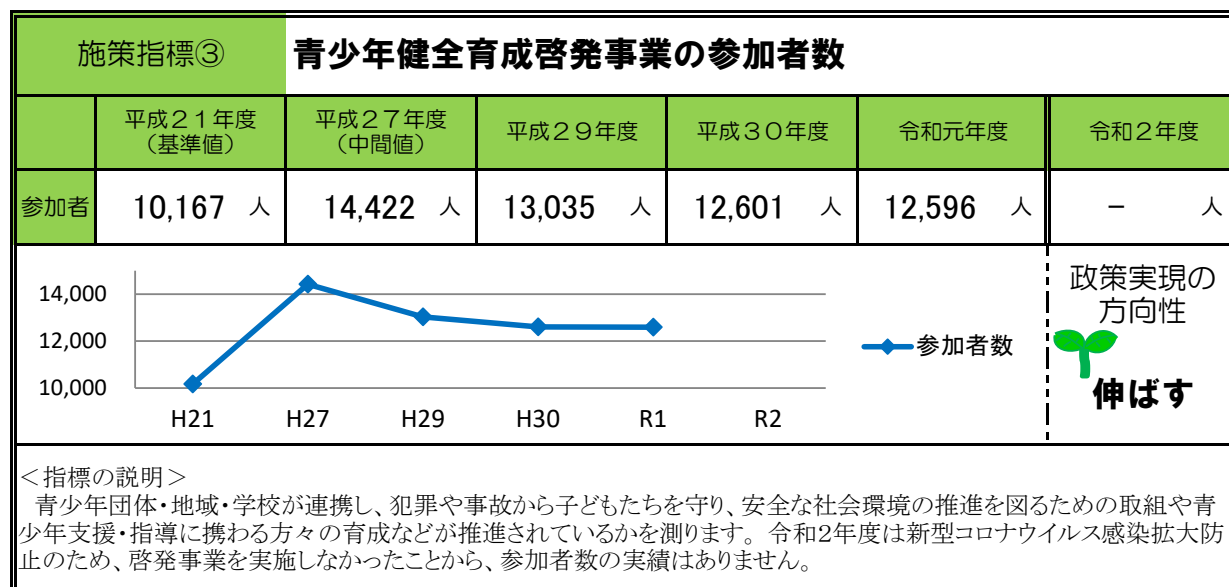
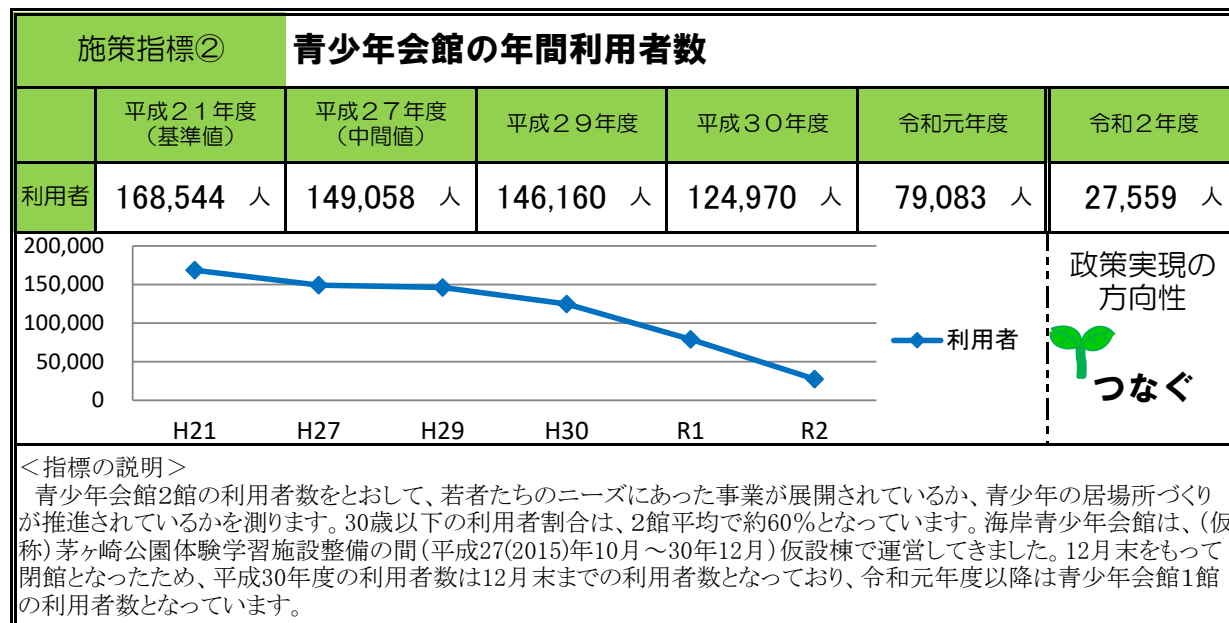
施策の方向

- ① 地域ぐるみの環境づくり
- ② 青少年の居場所づくり
- ③ 多様な体験活動と交流の促進
- ④ 青少年サポート体制の確立
- ⑤ 青少年の活動拠点としての施設整備



政策2

施策6



施策7 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備



長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた市民共有の貴重な財産である文化財を地域と協働しながら調査・収集を進め、保護・継承し活用します。

文化資料館の整備を進め、次代の文化創造とまちの賑わいを創出できる『まちの小さなミュージアム』を目指します。

施策の方向

① 郷土の歴史や自然等に学ぶ学習機会の提供と教育活動の展開

文化資料館や民俗資料館において、郷土の歴史や自然、文化などの教育資源を有効に活用した事業を実施します。併せて、文化資料館と美術館、他市の博物館等との多種多様な資料の相互利用を図り、様々な学習ニーズに対応した学習機会を提供します。

また、若い人たちが郷土の歴史や自然に愛着を持ち、知り、学ぶことができるよう小学校や中学校の総合的な学習の時間への対応、資料の貸出し、大学生の学芸員実習受入れなど、学校との協力体制を強化し、多彩な教育活動を展開します。

② 文化財の調査・収集と保護

文化財の保護に向けて、市民と協働しながら、現地調査や資料収集を行うなど多様な保護活動を行うと共に、文化財の指定や文化財パトロールの実施など文化財の保存管理を行います。

祭囃子(ばやし)や民謡など地域に伝わる郷土芸能等の無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう活動場所を確保し、後継者の育成を支援します。

また、埋蔵文化財については、開発等に伴う届出を基に、確認調査等を実施し、それらの保護、保存を図ると共に、膨大な現存資料及び今後増加する資料を適正に保管・活用します。

③ 文化財保護意識の啓発

茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、郷土芸能大会や文化財講演会、遺跡調査発表・展示会等の事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。

④ 郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出

「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」を市民と共に推進し、茅ヶ崎の歴史、文化財、自然、景観、産業などを調査し、有形無形の宝物を発掘し、学習の場、観光の場、地域活性の場として活用していきます。

文化資料館においては、保管する多様な郷土資料の展示やワークショップを通して、市民と資料のコミュニケーションを促進すると共に、郷土資料を市民の遺産として守り育て、茅ヶ崎の価値の発見・再発見による地域社会の賑わいを創出します。

⑤ 史跡の保存整備と活用

茅ヶ崎だけでなく日本の貴重な遺跡である下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡及び高座郡衙(たかくらぐんが))の保存整備ができるよう史跡指定・整備に向けて取り組みます。

また、国指定史跡「旧相模川橋脚」やその他の史跡を維持・管理し、さらに発展的に活用します。

⑥ 郷土を語る文化資料館の整備

茅ヶ崎の歴史・文化・自然といった、まちを語るために欠かせない資料を展示する設備と、資料を保管する収蔵スペースなど社会教育の場としての十分な機能と設備を備えた施設として文化資料館を移転・整備します。さらに、収蔵資料や市内に所在する文化的・歴史的資料の追求を行い、文化財の価値の把握に努め、活用事業を進めます。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策7)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載		主管課	施策の方向
1		文化資料館管理運営事業	社会教育課	①
2		市指定重要文化財旧和田家・旧三橋家管理運営事業	社会教育課	①
3		開発に伴う埋蔵文化財の保護指導	社会教育課	②
4		遺跡調査資料整理・活用事業	社会教育課	②
5		文化・スポーツ振興財団埋蔵文化財補助	社会教育課	②
6		埋蔵文化財収蔵施設の整備事業	社会教育課	②
7		文化財保護管理事業	社会教育課	②
8		埋蔵文化財保護管理事業	社会教育課	②
9		文化財保護思想の普及啓発	社会教育課	③
10	●	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	社会教育課	④
11		旧藤間家文化財保存・管理事業	社会教育課	⑤
12	●	下寺尾遺跡群保存整備事業	社会教育課	⑤
13	●	(仮称) 歴史文化交流館整備事業	社会教育課	⑥
14	●	市指定重要文化財旧和田家・旧三橋家保存整備事業	社会教育課	⑥

事業名	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課	社会教育課					
施策の方向	④郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出					
事業実施の意図	地域の文化・歴史・自然など有形・無形のまちの宝ものを「都市資源」と呼び、保全・活用し、まち全体を生き生きさせ、まちを愛する人々を増やすことで、地域の連帯意識の希薄化、身近な自然に接する機会の減少など、市が抱える都市課題の解決に寄与します。					
事業概要	「住まう茅ヶ崎について1から学ぶ」をテーマにした講座（基礎編）」を実施します。Web上で受講できることをはじめ、「住まう茅ヶ崎」について知ることができる「MaruhakuTV」を運用します。 市民が発掘し調査研究した都市資源のデータを蓄積する都市資源データベースを運用します。 茅ヶ崎の都市資源を生かした活動を一体的に発信するキャンペーン事業・企画展および特別展を開催します。					
指標（目標）	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座の実施回数					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価		
目標値	2回	2回	2回	実績なし		
実績値	2回	2回	0回			
【事業実績】						
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座（基礎編）については、春期・秋期の2回の開講を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、対面方式による市主催事業は両期ともに中止としました。 インターネットサイト「MaruhakuTV」については、令和2年度も引き続き運用し、コロナ禍においても「住まう茅ヶ崎」について学ぶ機会を提供しました。 また、「MaruhakuTV」は、サイト内に「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座（基礎編）」で学ぶ内容も含まれており、中止となった同講座を補完しました。 令和2年度企画展については、テーマを「お届けエコミュージアム！おうちで“丸ごと博物館”」として、オンライン上で開催しました。 開催にあたっては、企画検討段階から市民ボランティアと協働し、これまでの丸ごと博物館事業で蓄積してきた学びの動画による学習機会の提供や、市民参加型オンライン写真展「みんなの、まちの宝もの」を実施するなどし、家にいながらも、住まう茅ヶ崎の魅力を発見していただく機会を提供しました。 また、市民ボランティアによるガイド研修事業も、オンラインを活用し実施しました。						
【実施にあたって工夫した点】						
これまでに実施してきた対面式講座、対面式会議に代わる実施方法として、オンラインを活用した事業展開に取り組みました。 特にオンライン上での打合せについては、インターネットを使用する環境や機器の操作技術に大きな個人差があるため、打合せ参加者のインターネット環境を把握し、ICT機器やアプリケーションの操作について支援しました。						
【課題】						
オンラインを活用した事業展開に取り組む中で、市民のインターネット環境の整備状況や、オンラインサービスの操作技術習得状況に差があることが明確になりました。また、市民が直接顔を合わせて学びを深める機会の重要性を再確認するとともに、オフラインとオンラインを効果的に併用した事業展開の重要性を認識しました。 今後、オンラインサービスの操作技術の取得支援については公民館等が重点的に取り組んで行くため、本事業では、今まで以上に市民との連携を深め、多様な実施方法を用いて、より多くの市民が参加できる学びの機会を提供します。						

事業名	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙） 保存整備事業			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
主管課	社会教育課					
施策の方向	⑤史跡の保存整備と活用					
事業実施の意図	国指定史跡下寺尾官衙遺跡群を含む下寺尾遺跡群を、市民参画による公開活用を通じて後世へ確実に継承するとともに、市民の教育普及に役立てます。					
事業概要	史跡指定地を公有地化します。 下寺尾廃寺部分の整備に向けた計画策定・設計を行います。 確認調査、資料整理、調査研究を実施します。 公開活用のための説明板を設置します。 公開普及のための学習会等の開催、パンフレットなどの作成をします。 弥生時代の環濠集落の遺跡を新たに国指定の史跡になるようにします。					
指標（目標）	適切な保存管理、活用整備の推進					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価		
目標値	整備基本計画検討、 用地取得、発掘調査	第1期整備設計・工事、 発掘調査、用地取得	第2期整備検討、工事、 用地取得、発掘調査	A		
実績値	弥生時代の環濠集落跡の 国指定、用地取得、発掘調 査	下寺尾遺跡群保存活用 連絡会普及事業、説明 板設置、シンポジウム	下寺尾西方遺跡追加指 定、用地取得、発掘調 査、調査報告書刊行			
【事業実績】 下寺尾遺跡群は、新型コロナウイルス感染まん延防止の観点から普及啓発事業が中止される中で、遺跡の保存と調査研究の事業を実施しました。平成31年2月26日に新たに国指定史跡となった下寺尾西方遺跡について、調査により環濠が確認された地点を追加指定するよう意見を具申し、令和3年3月26日に追加指定されました。また、史跡指定地の公有地化を推進し、新たに民有地857㎡の公有地化を実施しました。史跡整備に向けた遺跡の内容確認を目的とした確認調査は、官衙の郡庁域東側を区画する遺構を対象として実施しました。 調査で得られた成果は史跡の整備や活用を計画する際の資料となるものです。平成27年3月10日に下寺尾官衙遺跡群が国の史跡に指定されて以降、史跡の確認調査を実施してきましたが、平成27年度に実施した調査について資料を整理し、調査報告書を刊行しました。 普及啓発事業が中止される中での取組として、例年実施している遺跡調査発表会を紙上発表とし、発表要旨をインターネット上で閲覧できる形式としました。下寺尾遺跡群に関連する令和元年度実施調査についても掲載し、広く市民の方が学ぶことができる機会を提供しました。						
【実施にあたって工夫した点】 対面方式による普及啓発に代わり、インターネットを活用した事業を実施しました。 確認調査については、一般の方々に史跡の調査結果を見ていただく現地説明会については、中止としましたが、遺跡調査発表会を紙上発表できるものについては、発表要旨をインターネット上で閲覧できるようにしました。						
【課題】 調査資料については、インターネット上で積極的に公開します。一方で現地に立って、史跡とその周辺環境と併せてみることで、当時の状況なども想像でき、史跡に対する理解をより深めることができます。よって、史跡確認調査を実施する際は、コロナ禍でも現地説明会を開催できる工夫を検討していきます。 また、史跡の調査が進む中、事業全体の工程を整理する必要があります。今後、下寺尾西方遺跡保存活用計画や史跡整備計画の作成と併せて、保存に関わる事業工程等を整理します。						

事業名		(仮称) 歴史文化交流館整備事業			施策の主 な事業	コロナ 対応	第4次
●							

主管課	社会教育課						
施策の方向	⑥ 郷土を語る文化資料館の整備						
事業実施の意図	老朽化し、耐震機能に問題のある文化資料館を堤地区に新設し、博物館機能としりょうを移転します。 博物館を開館し、民俗資料館旧和田家・旧三橋家と一体的な管理・活用を行います。						
事業概要	都市部や下水道河川部と連携し社会資本整備総合交付金を活用した事業を推進します。 教育総務部と連携して博物館を建設し、文化資料館の博物館機能に移転します。 文化資料館で収蔵している資料を整理・燻蒸（くんじょう）し、新博物館へ移転します。 民俗資料館旧和田家・旧三橋家の保存整備事業と調整し、一体的な整備を図ります。						

指標（目標）		(仮称) 歴史文化交流館整備事業の推進				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価	
目標値	用地取得周辺地整備事業との調整	建築工事着工準備	建築工事着工	展示収蔵製作着手	S	
実績値	用地取得周辺地整備事業との調整	建築工事着工準備	建設工事着工	展示収蔵製作着手		

【事業実績】							
(仮称) 歴史文化交流館整備事業については、建設工事・電気設備工事・機械設備工事に着工しました。また、博物館である（仮称）歴史文化交流館の展示室・展示物や収蔵庫の製作にも取り掛かりました。 建設工事・電気設備工事・機械設備工事については、令和3年9月末を完成予定としていましたが、地中障害物の除去や対応等に不測の日数を要したことから、工期を2か月延長し、同年11月末に変更しました。 建設等の工事に際しては、工事受託事業者、施工管理者、展示制作委託業務受託者との調整を図り、円滑に工事や展示室・展示物や収蔵庫の製作が進むよう調整を行いました。 (仮称) 歴史文化交流館には、図書館分室が設置されることから、分室開設に向けた図書館との協議・調整を行い、配架図書の選定、システム導入、窓口運営等について協議・検討を進めました。 文化資料館からの約7万点の資料及び博物館機能の移転に向けて、所蔵資料整理の作業を開始しました。							
【実施にあたって工夫した点】				【課題】			
(仮称) 歴史文化交流館整備事業については、建設工事・電気設備工事・機械設備工事の施工者、施工監理業務受託者、施工管理者、展示収蔵製作事業者、庁内関係部局との連絡・調整を密に行い、整備を円滑に進めました。工事現場では、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づいた対策を講じて施工しました。 また、文化資料館からの博物館機能移転を目的とした整備事業であるため、円滑な供用開始に向け業務工程管理を綿密に行いました。				(仮称) 歴史文化交流館の建設及び関連工事は、令和3年11月末に、展示収蔵製作については令和4年5月末に完成する予定であることから、建設工事関係の連絡調整、展示収蔵製作事務を円滑に進められるよう、業務の工程管理を詳細かつ確実に進める必要があります。 また、建設の諸工事・展示収蔵製作の完了後の開館に向け、文化資料館からの機能移転、約7万点の資料の移転に向けた準備を円滑かつ確実に進める必要があります。			

事業名	市指定重要文化財旧和田家・旧三橋家保存整備事業	施策の主な事業	コロナ対応	第4次
				●

主管課	社会教育課
施策の方向	⑥ 郷土を語る文化資料館の整備
事業実施の意図	市指定重要文化財・景観重要建造物である旧和田家・旧三橋家を整備予定の新博物館と一体で再整備し、連携した公開活用を行います。茅ヶ崎の自然の中で営まれた人々の暮らしを伝え、次世代の人づくり、地域づくり、文化創造を促す事業を展開します。
事業概要	・市重要文化財（旧和田家・旧三橋家）の耐震診断と改修設計及び工事の実施 ・保存活用方法の検討と方針づくり ・（仮称）歴史文化交流館との連動性や展示空間としての活用の検討・実施

指標（目標）	-			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	旧三橋家・旧和田家の改修設計	旧三橋家の改修工事	旧三橋家・旧和田家の改修工事	A
実績値	旧三橋家・旧和田家の改修設計	旧和田家の耐震改修工事着工	旧三橋家耐震改修設計 旧和田家耐震改修工事	

【事業実績】

○旧和田家住宅について

令和元年度に完了した耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を実施しました。改修工事については、傷んでいた茅葺屋根補修、建物の不同沈下の解消、経年劣化箇所の補修、耐震補強設備の設置を行い、令和3年1月より公開を再開しました。工事期間中に、見学会・説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスのまん延防止のため、中止しました。

しかし、文化財を継承していくためには、次世代に文化財の価値を伝えることが重要と考え、まん延防止対策を徹底的に行った上で、旧和田家住宅がある学校区の小出小学校と一緒に文化財の普及啓発に関する取組を進めました。

小出小学校との取組については、「旧和田家住宅を知り、学び、伝えること」を目的に、同学校の5年生の総合的な学習の時間で、景観みどり課、アートディレクターやコピーライターと連携し、旧和田家の魅力を伝えるポスターを作りました。具体的なプログラムとしては、旧和田家住宅のこと、昔の暮らし、生業、建築について学び、改修工事の見学や一部工事に携わってもらい、その経験をもとに、ポスターを作りました。なお、作成したポスターは、旧和田家住宅の広報活動や公開普及事業で活用予定です。

○旧三橋家住宅について

耐震改修設計及び耐震改修工事を行う予定でしたが、新型コロナウイルスのまん延に伴う事業見直しにより、工事については中止としました。なお、旧三橋家住宅の保存上の問題点であった周辺樹木の伐採剪定、漏電等の火災予防のための電気設備の確認と一部設備の更新を実施しました。

【実施にあたって工夫した点】

旧和田家住宅の耐震改修工事に際しては、市指定重要文化財であることから耐震補強と文化財保護の観点から施工者・施工管理者と連絡調整を密に行い工事を慎重に進めました。

新型コロナウイルス感染症まん延のため、一般の市民の方を対象とした工事見学会を開催することはできませんでした。しかし、次世代に文化財を継承するには、子どもに文化財の価値を伝えることが重要と考え、学校と連携した取組を実施しました。

【課題】

耐震改修が完了した旧和田家住宅については、文化財として適切に保存・管理を行いながら、より多くの市民・利用者による活用の促進に向けた検討が必要です。

旧三橋家住宅については、耐震改修工事が完了していないことから、今後の保存方法、公開方法、耐震改修方法と時期、事業費について改めて検討する必要があります。

政策2

学びあい響きあう社会教育の充実

施策7

郷土に学び未来を拓く学習環境の整備



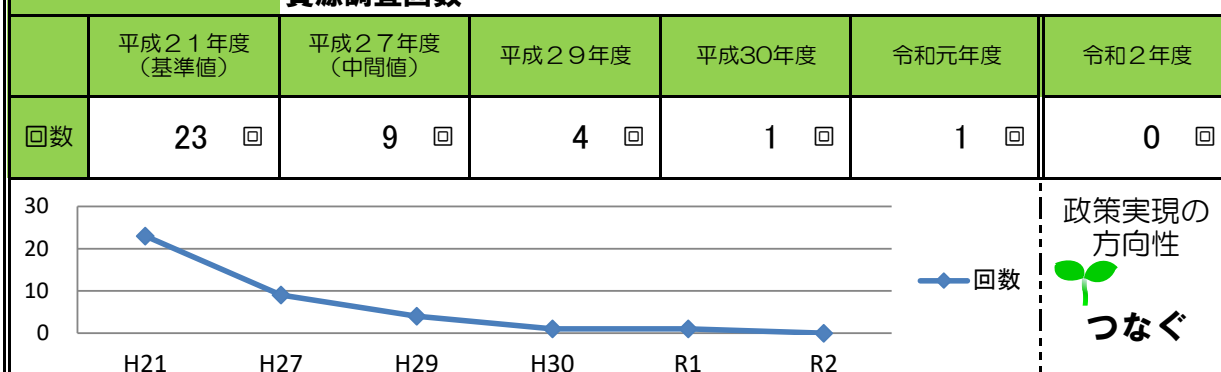
長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた市民共有の貴重な財産である文化財を地域と協働しながら調査・収集を進め、保護・継承し活用します。文化資料館の整備を進め、次代の文化創造とまちの賑わいを創出できる「まちの小さなミュージアム」を目指します。

施策の方向

- ① 郷土の歴史や自然等に学ぶ学習機会の提供と教育活動の展開
- ② 文化財の調査・収集と保護
- ③ 文化財保護意識の啓発
- ④ 郷土の魅力の発見・再発見と地域社会の賑わいの創出
- ⑤ 史跡の保存整備と活用
- ⑥ 郷土を語る文化資料館の整備

施策指標①

市民と協働で実施した地域の歴史（考古・民俗）、自然、文化等地域資源調査回数



< 指標の説明 >

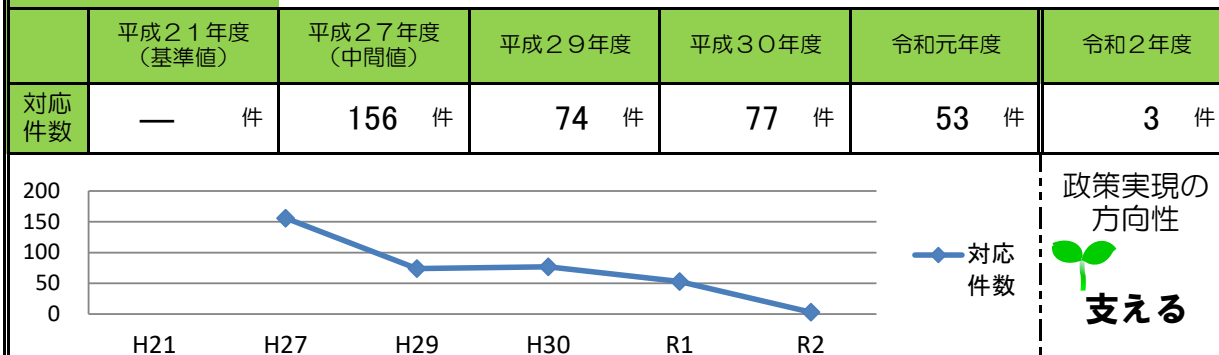
市民と協力した調査を通じて、地域の歴史、自然、文化への興味・関心を高め、学びが促進されているかを測ります。

政策2

施策7

施策指標②

文化財に関する照会・要請等への対応件数

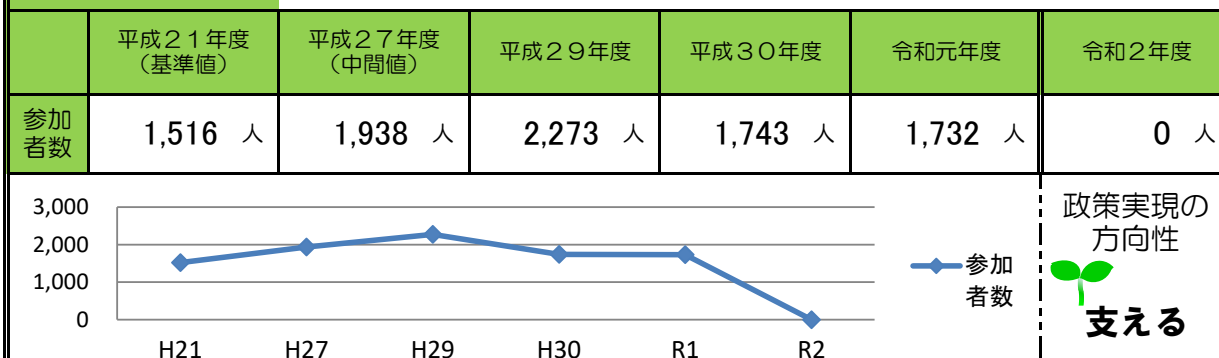


< 指標の説明 >

本市における文化財の保護・公開活用がどのくらい行われているかを測ります。

施策指標③

文化財に関する講演会・展示・発表会などの公開事業の参加者数



< 指標の説明 >

市民の文化財に対する興味・関心を高め、保護・保全への理解と協力を促すために、文化財の教育普及がどの程度、行われているかを測ります。

政策 2 「学びあい響きあう社会教育の充実」に関する知見

政策 2 の目標は、「次世代の育成を道標とした市民性を高める社会教育の展開により、学校と家庭、地域、また教育関係機関、教育関係者等を結ぶ役割を担い、社会教育と学校教育との連携・協力を進め、家庭教育と幼児期の教育への支援を行うこと」としています。この政策は、大人と子どもの社会教育と社会教育施設の充実に関する施策 5 「大人と子どもが共に育ち合う社会教育の推進」と、特に青少年教育に関わる施策 6 「自立への意欲と夢を育む青少年の育成」、また郷土の文化財や史跡等の調査保存と教育的活用を図る施策 7 「郷土に学び未来を拓く学習環境の整備」で構成されます。これらの施策の方向のもとで実施される事業は、いずれも社会教育の振興を図り、地域の学習環境を豊かにするための確実な運営とともに、時代や地域の実情に合わせた柔軟性と発展性が求められます。

令和元年度末より続いている新型コロナウイルス感染症がもたらす脅威とそのまん延は、政策 2 に該当する 78 事業に深刻な影響を与えました。施設の休館や利用の制限、事業の中止・延期等により、計画策定時の前提であった状況が一転し、市民の学習の場と機会の保障は急務となりました。感染症拡大前の社会状況への復帰を待つだけでなく、「with コロナ」の時代を見据え、オンラインの活用等による新たな事業及び学習活動のあり方を模索し、全市での社会教育の維持と発展を支える取組みが求められています。

施策 5 : 大人と子どもが共に育ち合う社会教育の推進

あらゆる市民の学習活動を促す社会教育の推進のため、社会教育施設を核とした地域の実情と現代的課題を踏まえた学習機会の提供と、学習活動への支援が求められます。

公民館や図書館等の施設や関係団体における事業の内容・方法は、主に対面、つまり「その場」にいること、また「自由に」、「ともに」学ぶことを特徴としています。そうした従来の学習形態は、このたびの感染症の拡大により令和 2 年度全般にわたり大きく阻まれました。困難な状況の中で、オンラインを活用した事業が検討され、動画配信やWEB会議システムを使って、数多

くの講座等が実施されました。これらの取組みは、近隣の自治体と比しても高く評価され得る成果を上げました。今後は、実際の実施状況と課題をふまえた事業の維持・改善と、さらなる展開が期待されます。

公民館においては、施策の方向①「大人と子どもの多様な学習機会の提供」に関わる「社会的要請課題をテーマとした事業」として29事業と、施策の方向②「家庭教育・幼児期の教育の支援」に関わる家庭教育支援関連事業が19事業実施されました。いわば当たり前であった対面での講座ができない状況で、目標値を大幅に下回る事業数となりましたが、オンラインを活用した

「学びのポータルサイト」が特設され、動画配信やWEB会議システムによる講座が新たに企画・実施されたことが特筆されます。講座のテーマは、WEB会議システムやスマートフォン等の使い方の講習に始まり、「ステイホーム」での視聴、または画面越しの参加ができるガーデニングやダンス、調理、スケッチ、また幼い子どもがいる家庭に向けたベビーマッサージや工作等、多彩な内容でした。工芸や手話、写真（一眼レフ）等の講座や、施策7に関わる遺跡調査等の専門的なテーマの講座の動画は、高い再生回数を記録しました。対面に限らない、オンラインによる講座が着手され、実績を残したことは高く評価されます。従来より課題であった、若年層の参加を促す契機にもなったのではないのでしょうか。

今後は、個々の事業の検証と、潜在的なニーズの掘り起こしがいっそう求められます。令和2年度に作成された講座及び施設・団体紹介の動画は、その後も配信・更新が続けられています。公民館等施設の利用者以外の市民にもこれらの情報が伝わるよう、オンラインの活用を含めた多様な方法で、ぜひ積極的に周知していただきたいです。このことは、幅広い層の市民の、潜在的なニーズの掘り起こしにつながると考えられます。また、WEB会議システムを用いた講座等により参加者間の双方向の学びや交流ができたか、動画の再生回数を事業評価にいかに関与するか等、オンライン固有の評価方法も考慮が加えられる必要があります。

図書館については、施策の方向⑧「市民が読書に親しめる環境づくり」に関して本館、分館ともに「図書館利用及び貸出事業」、「図書館自主事業」が点検・評価対象事業となっています。これはいずれも、感染症拡大による臨時休館や講座の中止等の影響を受け、目標値を下回る実績値となりました。その状況下で、再開に向けて蔵書の点検・充実や配架の見直し、家庭配本サー

ビスでのきめ細かな対応、また、子どもの読書活動の契機となり得るイベントの実施等が取り組みられ、大いに評価されます。「この、一冊。」の特別展示では、推薦文をWebサイトやSNSで公開する取り組みが行われました。今後はオンラインを活用した新たなコンテンツの開発や、資料のデジタル化をいっそう進めていただきたいと思います。休館中に市民から様々な問い合わせがあったことは、図書館の存在が市民の生活及び心情面で根付いていることの証左であると思われます。厳しい財政状況の下、3年度については予算が削減されていますが、対面やオンラインの事業、また水面下の業務が維持・進展されることを願います。

同様に、施策の方向⑧にあたる「子ども読書活動推進事業」では、ブックスタート事業が実施されました。感染症対策にともなう保健所の事業の中止や規模縮小の影響を受け、ブックスタートパックの配布率は、令和元年度実績を大幅に下回る45.37%でした。また、配布時の読み聞かせをせずに配布のみとなりました。その厳しい状況の中で、他課と連携した乳幼児健康診断での配布や、11月からの月3回の実施、配布物の制作、わらべうたの動画撮影等が行われたことが評価されます。従来の手法に捉われない事業の実施方法を検討されているとのことですが、一般的に保護者の世代はWEBサイトやSNSを使い慣れているため、オンラインも積極的に活用していただきたいと思います。また、公民館や図書館等を利用する多世代の市民に共通しますが、情報弱者と言われるような、家庭の情報機器・ネット環境が不十分であったり、日本語を十分に理解しない、何らかの障がいがある等の事情でオンラインの活用や情報の授受が困難な市民に対する学習機会及び学習情報の保障と潜在的なニーズの掘り起こしも、喫緊の課題と考えられます。

施策6：自立への意欲と夢をはぐくむ青少年の育成

青少年の社会性を育み、自立を促すための環境づくりは、活動拠点となる施設と、子ども会や地域団体等の継続的な活動に支えられます。施策6にあたる31事業についても感染症対策は大きな影響を与えましたが、オンラインを活用した新たな事業形態やプログラムが考案・実施されており、今後の普及と発展が期待されます。

特に施策の方向③「多様な体験活動と交流の促進」については、感染症対策が必要な今日では従来の形態での「体験活動」及び「交流」そのものが困難となり、評価対象以外の事業を含めて

事業開催の実績は大幅に目標値を下回りました。その厳しい状況の中で、施策5と同様に、オンラインの活用が模索されたことが評価されます。

点検・評価対象である「主催事業の開催（青少年会館・海岸青少年会館）」及び「（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設運營業務」は、いずれも工作や施設紹介を中心とした動画作成・公開が行われ、高い再生数が記録されました。動画の編集や配信方法、工作の難易度等が工夫されたことも評価されます。今後は、対面での講座開催が困難な場合であっても、交流の要素を補い得るビデオ会議の活用等、可能な限り体験活動及び交流の促進の方法を工夫していただければ幸いです。例えば茅ヶ崎公園体験学習センターは、新施設として活動が本格化した令和元年度は44事業が実施され、青少年や高齢者、障がいのある人等の幅広い対象が意識され、実際に85,000人もの利用がありました。今後は「with コロナ」時代の新たな様式で、多世代の市民の学習活動の場としての事業が期待されます。学校教育や社会生活のオンライン化が否応なしに進んだ今日、「デジタル・ネイティブ」と呼ばれる世代の青少年が主体的に参加・企画する事業の充実も、情報格差及びメディアリテラシーの問題の考慮も要しますが、大いに期待されます。また、オンラインの講座等の情報は、これまでの施設利用者や事業参加者以外の市民にも幅広く伝わるよう、積極的に周知していただきたいです。

施策7：郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

施策7では、4つの点検・評価対象事業が掲げられていますが、特に茅ヶ崎市教育委員会がまさに“50年に一度の大事業”として取り組んできた2つの事業、すなわち「下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業」と「（仮称）歴史文化交流館整備事業」が、令和元年末～令和2年度にかけてまさに猛威をふるった新型コロナウイルス感染症のまん延という想定外の事態にもかかわらず、令和2年度もほぼ粛々とゴールに向けて推進されたことは、点検・評価報告から窺われるところです。

令和元年度の点検・評価では、こうした現状が市民の皆様の日にはどのように映っているのかが気掛かりである旨を指摘し、「事業が完成するまでの長期的視野に立った、教育委員会の長期事業計画の再検討・立案を期待します」と知見を述べました。また、これらの整備事業を教育委員会が

一方的に完成させるのではなく、「教育委員会と市民とが一体となって下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）の保存整備を推進し、（仮称）歴史文化交流館を造り上げていくという「意識」こそが、今、教育委員会に求められている」とも述べました。令和2年度は、前掲のような想定外の社会状況もあいまって、必ずしもこうした視点に立った事業が十分に推進されたとは言えませんが、ぜひとも令和3年度以降も教育委員会は同様の視点を堅持して、両事業の達成に向けて取り組みを続けてほしいものです。

特に、教育委員会所管の公民館や図書館、市長部局所管のコミュニティセンターや美術館等は、令和4年度以降その活動が本格化する（仮称）歴史文化交流館とタイアップした事業を企画・実施して、茅ヶ崎市全市をあげて同館の船出を祝い、今後の市民による同館の活用を具体化させていく必要があると考えます。公民館、図書館、コミュニティセンター、美術館等は、“単独行動”ではなく、市民の立場に立った相互の連携を大切にして事業の運営を行って欲しいと思います。

また、（仮称）歴史文化交流館の「博学連携」すなわち「博物館」と「学校（小・中学校）」との連携についても、教育委員会として早急に検討に着手していただければ幸いです。

平成元（1980）年に告示された「小学校学習指導要領」の社会科において、指導計画作成の配慮事項に「博物館や郷土資料館等の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を行い、それに基づく表現活動が行われるよう配慮する必要」が指摘されました。中学校の「社会」や高等学校の「地理・歴史」の学習指導要領でも、観察や見学及び調査・研究などの体験的な学習が求められ、学習資源としての博物館の活用が具体的に促されています。そして、平成10（1998）年の学習指導要領の改訂に伴い、平成14（2002）年から小・中学校、高校のカリキュラムに「総合的な学習の時間」が段階的に導入され、「博物館」、とりわけ「地域博物館」と学校（小・中学校、高校等）とのより一層の連携が叫ばれるようになったことも周知のとおりです。

ところが、近年、学校を取り巻く環境が大きく変化し、現在では「博学連携」という言葉もあまり見かけなくなつたように思われます。その要因の第一は、既に社会問題にもなっている学校現場における教員の“多忙化”です。前掲のように、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う新たな業務の登場は想定外のことであったとしても、小・中学校、高校等の教員は、社会状況や子どもの複雑・多様化への対応を日々迫られ、またその一方で、学校が一つの組織体であるという認識が希薄

になり、学びの共同体としての学校の機能（同僚性）が発揮されていないという状況もあいまって（中央教育審議会「2. 教員をめぐる現状」『今後の教員養成・免許制度のあり方について（答申）』平成18（2006）年7月11日。文部科学省 HP より。2021.7.25. 確認）、学校現場で教員は慢性的な“多忙化”に直面しています。こうした教員の日常業務の“多忙化”は、児童・生徒を実際に「博物館」に引率する機会を減らしているようです。また、「博物館」から学芸員に実物教材を持って来校してもらう授業（いわゆる“出前授業”）を実施するためには、学校の教員と「博物館」の学芸員が事前に綿密かつ丁寧な打ち合わせを実施する必要がありますが、現状では、そのような時間を割くことも難しい状況になっているようです。

こうした学校現場における教員の“多忙化”に加えて、もう一つ「博学連携」に大きな影響を及ぼしているのが、奇しくも新型コロナウイルス感染症のまん延に伴って加速した“GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想”とこれに伴う“ICT 教育”の推進です。令和元（2019）年12月19日、文部科学省は文部科学大臣を本部長とする「GIGA スクール実現推進本部」を設置しましたが、その目的は、『安心と成長の未来を拓く総合経済対策』（令和元年12月5日閣議決定）において、「学校における高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年児童生徒一人ひとりがそれぞれに端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。あわせて、教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。」とされたことを踏まえ、GIGA スクール実現推進本部を設置する」（「GIGA スクール実現推進本部の設置について 1. 目的」『GIGA スクール実現推進本部について』文部科学省 HP より。2021.7.25. 確認）とあるように、総ての小・中学生にパソコンやタブレットを配備するというものです。ここで推進しようというのが“ICT（Information and Communication Technology）教育”、すなわち情報通信教育であり、総ての小・中学生が学校や家庭でオンライン授業による教育を受けることが出来るというものです。全国的な“GIGA スクール構想”とこれに伴う“ICT 教育”の推進によるメリットは多々ありますが、「博学連携」の面では、児童・生徒が実際に「地域博物館」に足を運ぶ機会は、確実に減少していくのではないかと危惧されます。学校や家庭にしながら、インターネットを通じて「地域博物館」の HP にアクセスして関連するコンテンツ

を利用したり、関連する動画を視聴することが可能になれば、わざわざ時間と労力を費やして「地域博物館」に教員が児童・生徒を引率するような授業は減少していくのではないのでしょうか。“GIGAスクール構想”とこれに伴う“ICT教育”の推進により、児童・生徒がヴァーチャル（虚像）の世界に浸る機会が増加するあまり、実物（“モノ”）に触れる機会が減少することのないよう、換言するならば、この先、小・中学校が、せっかくオープンした（仮称）歴史文化交流館を活用する機会が減少しないよう、祈念せざるを得ません。こうした、（仮称）歴史文化交流館と小・中学校との連携についても、令和3年度以降、是非とも教育委員会が率先して、両者の連絡調整を緊密にはかり、文化資料館以来継続してきた「博学連携」をより一層発展させていただきたいと思います。

政策3

教育行政の効率的・効果的運営

茅ヶ崎市の教育行政の推進体制を整備し、従来、縦割りになりがちであった教育に係る行政運営を改善します。

また、施策の具現化のために必要な調査・研究と総合的な計画の立案・実行・評価・改善を行います。

政策3にかかる施策

施策8 教育的効果を高める教育行政の推進

施策9 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

政策3の自己評価 総括

政策3は、施策8及び9で構成されています。効率的で効果的な教育行政の推進を図るため、34事業を実施計画に位置付け取り組んできました。令和2年度については、年間を通じて、コロナ禍で教育行政を推進したこともあり、計画に位置付けた施策指標の実績値は、前年度から減少するなど厳しい状況となっています。

本年度の点検・評価対象事業となった「子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業」の成果や課題を、次のとおり、教育委員会事務局としてまとめます。

○施策8について

施策8については、今回の点検・評価対象事業はありませんが、令和2年度に実施した事業の中で特筆する点について記述します。新型コロナウイルス感染症まん延に対処するため、令和2年度に策定又は改定を予定していた行政計画の多くが、令和5年度に策定又は改定が延期される中で、教育基本計画については予定どおり策定を10月に終わることができました。また、点検・評価に対する知見をいただいている茅ヶ崎市教育基本計画審議会については、審議会の多くが書面による会議に切り替わり開催した中でも、可能な限り、委員の方々が話し合いながら、議題を審議できるよう、ビデオ会議システムを用いて審議会を開催するなど、コロナ禍においても教育行政が滞りなく進められるような試みを行いました。

学校現場においては、GIGAスクール構想の推進に向け、ICT環境が充実しつつあります。この機をとらえ、審議会のみならず、小中校長会など学校現場と連絡を行う各種会議にもICTを活用するなど学校現場や教育委員会事務局の事務改善に取り組む必要があります。

○施策9について

「子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業」では、毎年度、市立小・中学校の児童・生徒を対象にアンケートを実施し、結果を分析しています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が児童・生徒の意識に現れるか、経年変化を追う必要があります。なお、アンケートは紙媒体で行ってきましたが、WEBのアンケートフォームを活用し、調査結果を配布・回収する作業を省力化し、学校現場の負担軽減にも取り組んできました。

上記の調査結果のアンケート回収率は9割を超えており、本市に居住する子どもの意識の変化を把握する上で有用な調査だと考えます。調査については、市ホームページで令和元年度から公表しておりますが、茅ヶ崎教育研究委員会が行った分析・考察した結果についても公表するなどの市民の方々にも、調査の成果を共有できるように努めていきます。

施策8 教育的効果を高める教育行政の推進



教育行政を効率的・効果的に運営するため、教育施策の計画的推進と進行管理を行います。

教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、継続的に点検・評価を行い、組織、人事、事務管理を一層改善し、適正化します。

施策の方向

① 教育委員会の円滑な運営

さまざまな教育課題に対し、教育委員会が適時、的確に意思決定を行うことができるよう、事務の円滑な運営を進めます。

② 教育行政の点検・評価と進行管理の推進

効率的・効果的な教育行政の推進を図るため、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を継続して行い、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進めます。また、教育施策が計画的に推進され、効果が上がるよう計画(Plan)～実行(Do)～評価(Check)～改善(Action)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

③ 組織と人事管理の適正化

職員間の情報の共有化を進め、的確な市民対応や、新たな課題への取組みなど教育行政の効率的な運営を推進します。また、内部環境、外部環境などを分析しながら、組織、人事、事務管理の適正化を進めます。

④ 情報提供の充実と市民ニーズの把握

教育委員会の役割や活動、教育課題や教育施策を市民に分かりやすくかつ迅速に情報提供し、教育行政への理解の促進を図るため、教育委員会や各小学校・中学校のホームページを充実します。地域や市民のニーズに沿った教育施策を展開するため、地域教育懇談会等の開催を通して、情報交換を行います。

⑤ 危機管理体制の整備

児童・生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、防災・防犯体制だけでなく、新型インフルエンザなどの新たな脅威への対応や様々な事件・事故、教育に係わる緊急課題等に対して、教育委員会全体としての危機管理体制を整備します。

⑥ 学校開放の充実

学校施設を社会教育やスポーツ活動の活性化を図るために開放し、有効活用します。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策8)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載	主管課	施策の方向
1	総合教育会議の運営業務	教育総務課	①
2	教育委員会の運営業務	教育総務課	①
3	教育委員会表彰の事務	教育総務課	①
4	教育委員会予算決算事務	教育総務課	①
5	教育に関する大綱の推進	教育政策課	②
6	教育基本計画の推進	教育政策課	②
7	新教育基本計画策定事務	教育政策課	②
8	労働安全衛生に係る事務	教育総務課	③
9	小学校臨時職員等の雇用に関する事務	教育総務課	③
10	中学校臨時職員等の雇用に関する事務	教育総務課	③
11	教育委員会事務局及び小中学校に係る総務事務	教育総務課	③
12	教育委員会事務局及び小中学校に係る人事管理事務	教育総務課	③
13	教職員の服務に関する事務	学務課	③
14	教職員の事故に係る事務	学務課	③
15	教職員の表彰に係る事務	学務課	③
16	教職員団体との交渉に係る事務	学務課	③
17	労働安全衛生に係る事務	学務課	③
18	地域教育講演会・懇談会事務	教育政策課	④
19	危機管理体制の構築	教育総務課	⑤
20	学校施設利活用検討事業	教育施設課	⑥
21	学校施設使用許可事務	教育施設課	⑥

政策3

教育行政の効率的・効果的運営

施策8

教育的効果を高める教育行政の推進

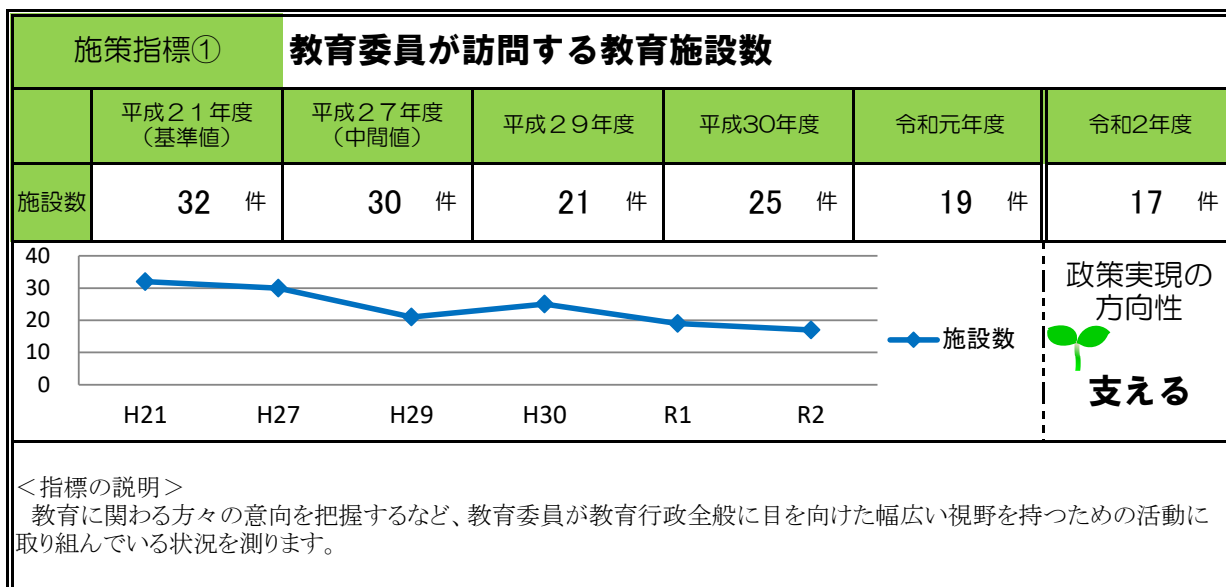


教育行政を効率的・効果的に運営するため、教育施策の計画的推進と進行管理を行います。

教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、継続的に点検・評価を行い、組織、人事、事務管理を一層改善し、適正化します。

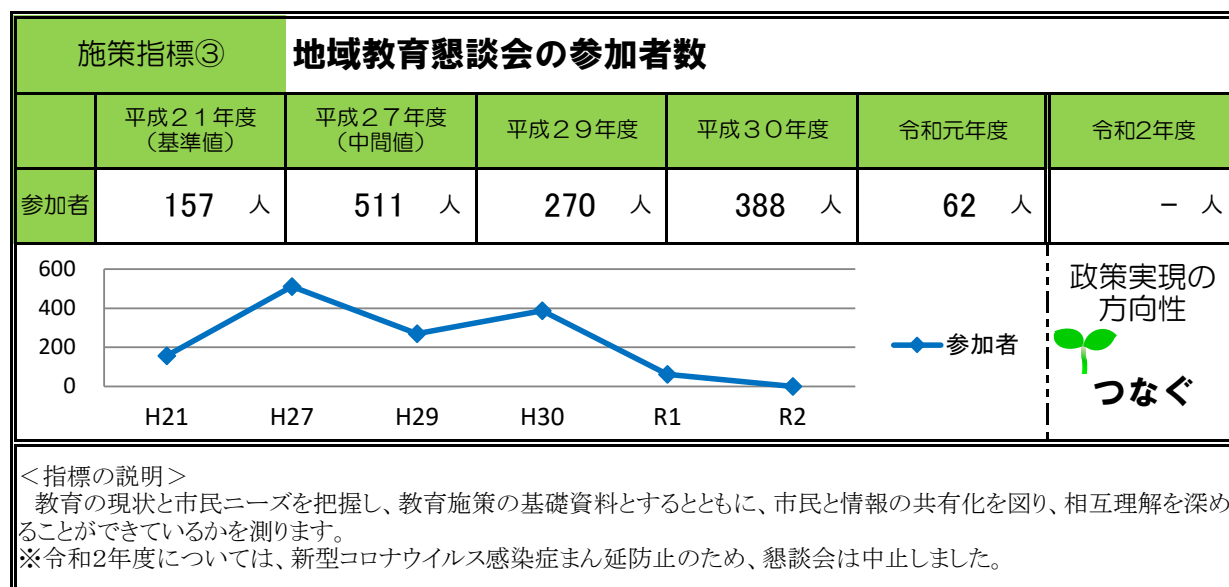
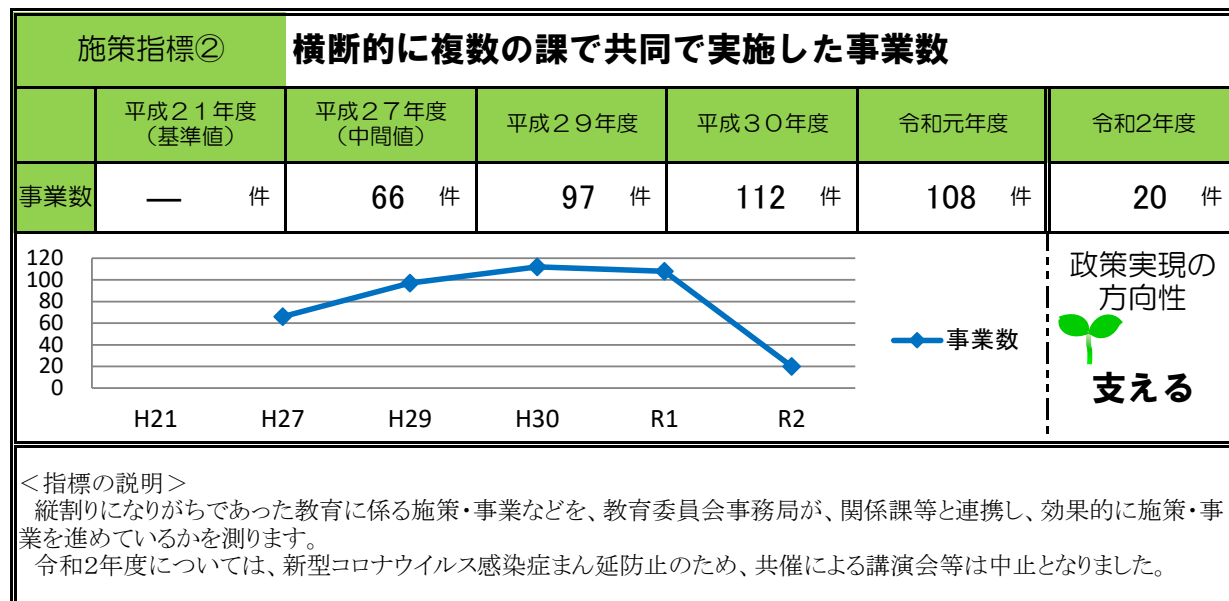
施策の方向

- ① 教育委員会の円滑な運営
- ② 教育行政の点検・評価と進行管理の推進
- ③ 組織と人事管理の適正化
- ④ 情報提供の充実と市民ニーズの把握
- ⑤ 危機管理体制の整備
- ⑥ 学校開放の充実



政策3

施策8



施策9 教育課題を明らかにする調査・研究の推進



学校教育や社会教育が社会のニーズや実情に即した効果的な取り組みができるよう、教育課題について調査・研究を行います。

特に、幼児期の教育について調査・研究を進め、その成果を学校・家庭・地域の連携や社会教育の場で活用します。

施策の方向

① 教育連携の推進

子どもたちの学習・生活状況に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育、地域の教育力が子どもの成長発達にいかに関係しているかを明らかにします。

また、それぞれが有機的につながった教育施策展開の可能性について調査・研究し、関係者会議や研究会を通して実践につなげます。

② 家庭教育・幼児期の教育に関する基礎研究の推進

幼児期からのそれぞれの成長段階での課題へのアプローチについて、専門的な見地から調査・研究を進め、その成果を学校教育、社会教育の場で活用します。

③ 教育関係者及び教育関係職員の研修機会の充実

調査・研究報告書の発行、トワイライトセミナー、幼児期・家庭教育講座や関係機関との共催事業などを開催し、教育関係者や教育関係職員の研修機会を充実します。

④ 茅ヶ崎市教育センターの充実

教育課題を明らかにする調査・研究の過程や結果について教育関係者及び市民に情報の提供を行い、教育についての関心を醸成すると共に、次世代育成に向けて政策立案につなげます。

教育基本計画第4次実施計画事業一覧(施策9)

No.	事業名 ※●は点検・評価対象事業として掲載		主管課	施策の方向
1		教育施策の企画調整	教育政策課	①
2		教育施設整備の総合調整	教育政策課	①
3		「子どもの教育」講座・講演事業	教育センター	①
4	●	子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業	教育センター	①
5		創意工夫研究作品展事業	教育センター	①
6		幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業	教育センター	②
7		トワイライトセミナー事業	教育センター	③
8		教育情報ホームページ等広報事業	教育センター	④
9		研究研修管理運営事業	教育センター	④
10		茅ヶ崎教育調査研究推進事業	教育センター	④
11		神奈川県教育研究所連盟関係研究推進事業	教育センター	④
12		調査研究成果の発信啓発事業	教育センター	④
13		青少年教育相談管理運営事業	教育センター	④

事業名	子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業	施策の主な事業	コロナ対応	第4次
			●	

主管課	教育センター
施策の方向	①教育連携の推進
事業実施の意図	児童生徒の学習及び生活状況を把握するために、「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」を実施します。また、その調査結果を分析し、施策に生かすとともに、子どもたちへの支援の充実につなげていきます。
事業概要	・「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」を実施し、茅ヶ崎教育研究会による調査結果の分析・検証を行います。 ・総合計画及び教育基本計画の指標目標値との接合を図り、教育委員会内の諸事業の評価に資するために調査します。

指標（目標）	—			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	評価
目標値	—	—	—	—
実績値	—	—	—	

【事業実績】
茅ヶ崎市立小・中学校（小学校19校、中学校13校）の児童・生徒を対象に四件法を用いて調査を行いました（実施は7月）。対象は小学校の第3学年児童（2,167名）及び第6学年児童（2,182名）、中学校の第3学年生徒（1,969名）です。回答率は、小学校第3学年児童が95.3%、第6学年児童が96.2%、中学校第3学年生徒が92.8%でした。 集計結果については、昨年までと比べて学習面に関して積極的に肯定する回答の増加が顕著にみられました。特に、「各教科の授業が分かりますか？」（各教科個別に質問）や「学級の友だちと一緒に学習することが楽しいですか？」という項目でその傾向が強く表れています。生活面に関しても、「人が困っているとき、進んで助けていますか？」や「人の気持ちがわかる人間になりたいと思いますか？」という項目などで積極的に肯定する回答の増加が見られました。これらの傾向が令和2年度だけに見られるものなのか、新型コロナウイルス感染症等との関係性については、茅ヶ崎教育研究会で分析・検証してまいります。 集計結果については、各小・中学校へ提供しました。また、庁内のイントラで各課かいに情報提供するとともに、教育センターのホームページで公開しました。分析結果については、令和3年度教育センター調査研究発表会にて報告する予定です。

【実施にあたって工夫した点】	【課題】
令和3年度より小・中学校に1人1台端末が導入されることを見据えて、今年度より紙による調査からWebを使った調査手法を変更しました。これによって、児童・生徒一人一人の回答用紙を送付し、回収するという学校側の作業をなくすることができました。また、教育センターの集計作業においても、自動で集計されるため、作業時間の大幅な縮減につながりました。 今後もWebを使って調査を行い、調査実施・集計の効率化及び学校の負担軽減を図ります。 なお、令和元年度（平成31年度）実施の本調査の回答率（小学校第3学年児童が97.5%、第6学年児童が97.5%、中学校第3学年生徒が93.9%）と比べ、大きな増減はありませんでした。	集計結果を、コロナ禍の影響ととらえるか否かを判断するには、本調査を継続して実施し、今後の経年変化を注視していく必要があります。また、分析結果については、多くの教育関係者に周知し、教育施策の改善や子どもたちの支援の充実につなげていくことが重要だと考えます。

政策3

教育行政の効率的・効果的運営

施策9

教育課題を明らかにする調査・研究の推進



学校教育や社会教育が社会のニーズや実情に則した効果的な取り組みができるよう、教育課題について調査・研究を行います。

特に、幼児期の教育について調査・研究を進め、その成果を学校・家庭・地域の連携や社会教育の場で活用します。

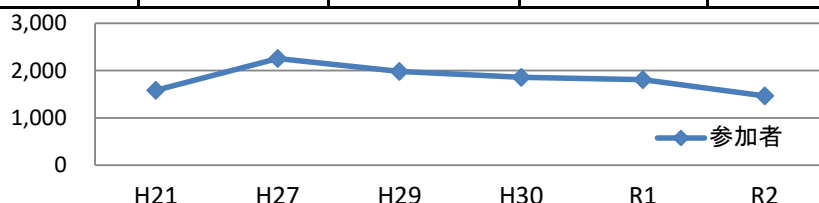
施策の方向

- ① 教育連携の推進
- ② 家庭教育・幼児期の教育に関する基礎研究の推進
- ③ 教育関係者及び教育関係職員の研修機会の充実
- ④ 茅ヶ崎市教育センターの充実

施策指標①

教育関係職員の研修参加者数

	平成21年度 (基準値)	平成27年度 (中間値)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者	1,583 人	2,255 人	1,985 人	1,866 人	1,805 人	1,464 人



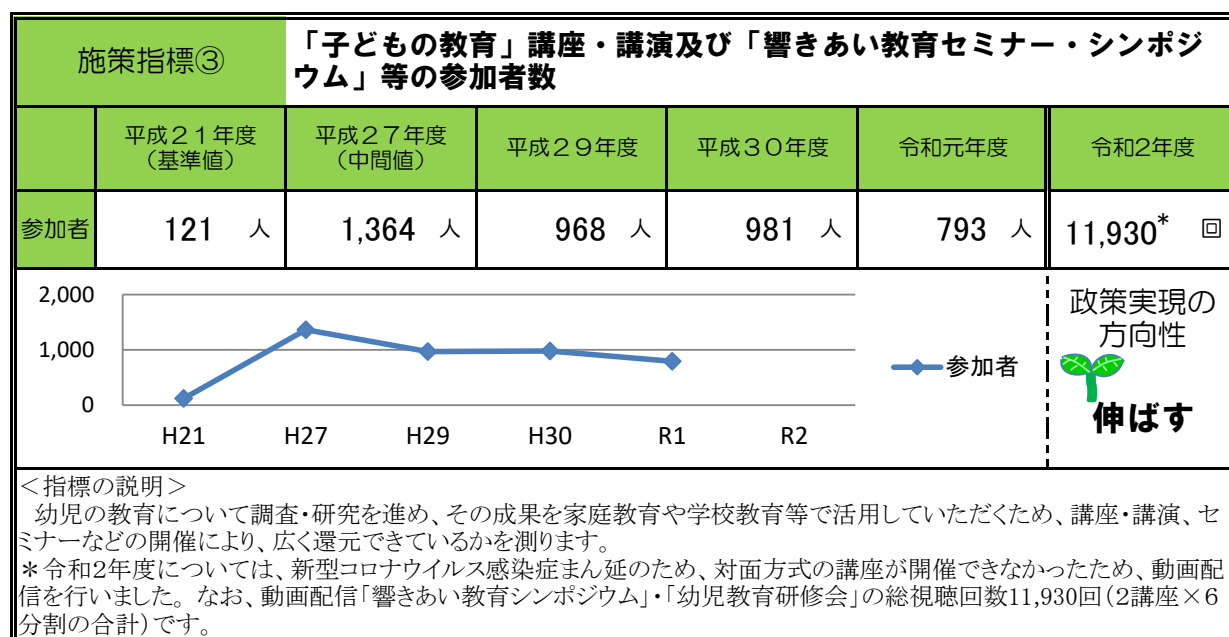
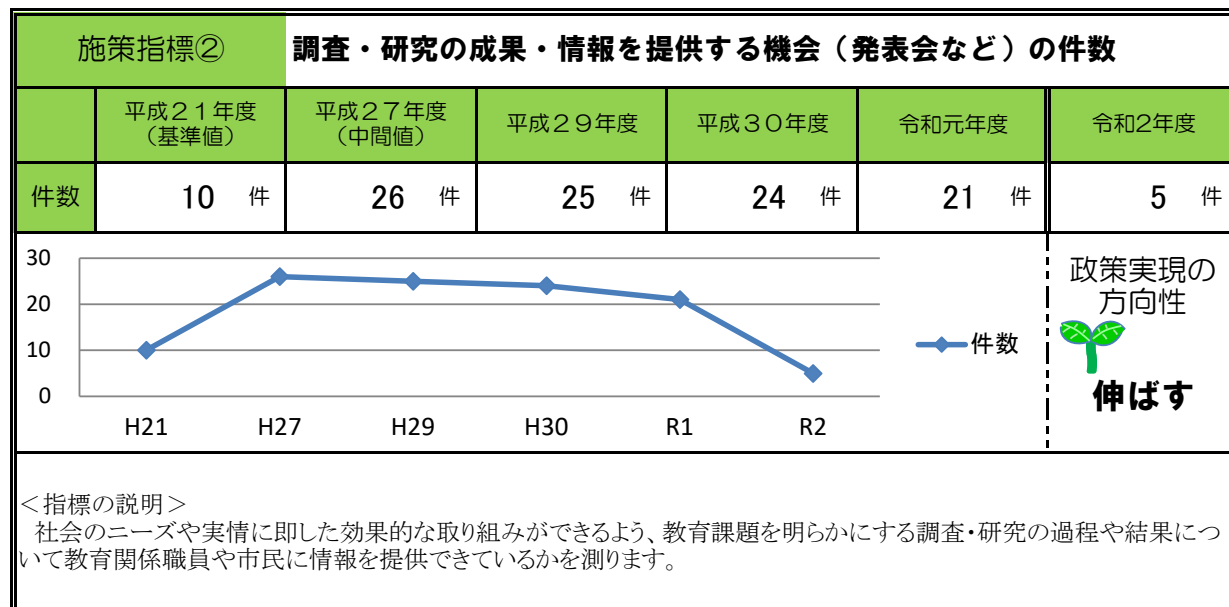
政策実現の
方向性
伸ばす

< 指標の説明 >

教育関係者や教育関係職員の研修機会の充実を図るため、教育センターが実施する研修に教育関係職員が積極的に参加しているかを測ります。

政策3

施策9



政策 3 「教育行政の効率的・効果的運営」に関する知見

政策 3 の目標は、「教育行政の推進体制を整備し、従来、縦割りになりがちであった教育に係る行政運営を改善し、施策の具現化のために必要な調査・研究と総合的な計画の立案・実行・評価・改善を行う」としています。この目標実現のため令和 2 年度は、2 つの施策、34 事業を実施計画に位置づけ、評価対象事業は施策 9 の 1 事業「子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業」となっています。

施策 8 : 教育的効果をもつ教育行政の推進

政策 8 では、教育行政を効率的・効果的に運営するため、教育施策の計画的推進と進行管理、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、継続的に点検・評価を行い、組織・人事・事務管理を改善し、適正化するとしています。

今回の点検・評価対象事業はありませんが、コロナ禍においても着実に業務遂行がなされていたことが資料からも伺い知ることができました。

施策 9 : 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

施策 9 の目標は、「学校教育や社会教育が社会のニーズや実績に即した効果的な取組ができるよう、教育課題を明らかにする調査・研究の推進」とあります。

主な事業として取り上げられている 1 事業「子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業」については、「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」を、今年度より WEB を活用した調査方法に変更することで、調査実施・集計の効率化及び学校の負担軽減を図ることに繋げています。本事業は、茅ヶ崎市の児童・生徒の現状を把握することで今後の施策の方向性や学校での指導のあり方等に多くの示唆を与えることにも繋がるものと考えます。同時に、具体的なデータに基づく課題の整理や効果を見える化することが、社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校、地

域・保護者、行政が一体となって児童・生徒の資質・能力を育成することに繋がるものと言えます。引き続き、本事業の目標に照らし、継続した調査の実施に努めていただき、教育内容の質の向上に繋げていただくことを望みます。

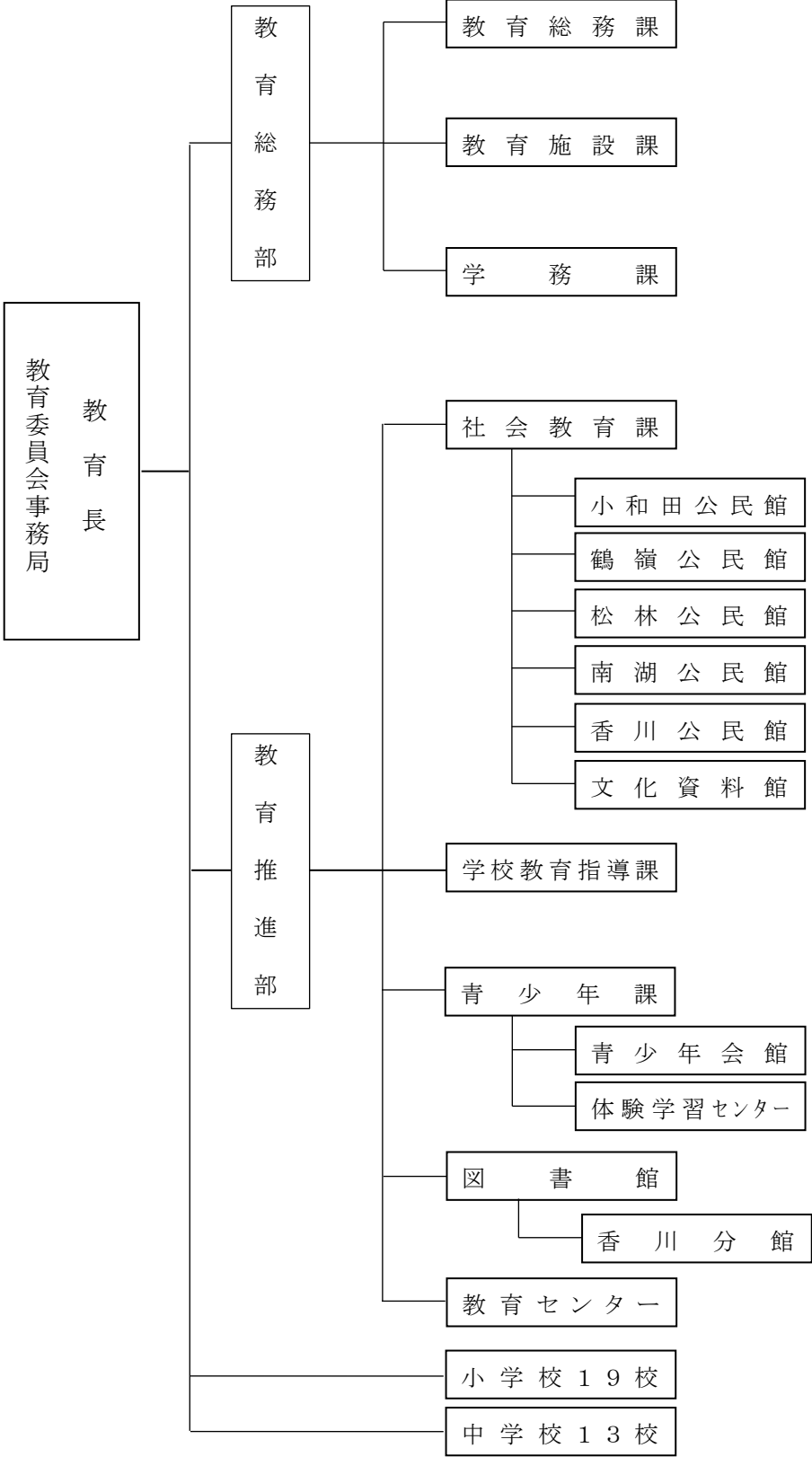
最後に、政策３の総括です。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況が、予想を遙かに超えて長期化していることで、想定外の対応により業務の遂行にも一段と厳しさが増している状況にあると言えます。そうした中であっても、教育行政に課せられた様々な課題に迅速かつ適切に対応することを最優先に業務の遂行に当たられてきたことに関しては敬意を表するものです。

まだまだ先の見えない状況ではありますが、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を確実に継承し、緊急事態であっても、子どもの安心・安全と学びの保障の両立を図り、市民の様々な活動を支援できる持続可能で魅力ある教育行政の推進に取り組んでいただくことをお願いします。

5 資料

(1) 教育委員会事務局の組織



(2) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則

平成20年3月19日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市教育基本計画審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育推進部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(3) 教育基本計画審議会委員名簿

委員の区分	氏 名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
市民	外ウ ミカ	公募
	工藤 味香	
市民	イダ ユミコ	公募
	飯田 由美子	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	クサカ ヒデヒコ	茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議
	日下 英彦	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	ヤマカミ ヒサコ	茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会
	山上 壽子	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	オオコシ トシタカ	汐見台小学校(校長)
	大越 敏孝	
市の区域内の 公共的団体等の代表者	イナガワ トシミツ	松林中学校(校長)
	稲川 敏光	
学識経験を有する者	カサハラ ヨウコ	教師教育リサーチセンター 独立行政法人 教職員支援機構 玉川大学センター担当(客員教授)
	笠原 陽子	
学識経験を有する者	ミヤタキ コウジ	大東文化大学(教授)
	宮瀧 交二	
学識経験を有する者	ナシモト カナ	鎌倉女子大学(教授)
	梨本 加菜	

(4) 教育委員会の点検・評価の流れ

日にち	内 容
令和3年7月30日(金) 令和3年度 第1回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	議題 教育委員会の点検・評価(案)について 報告 教育委員会の点検・評価の実施方法について
令和3年10月13日(水) 令和3年度 第2回茅ヶ崎市教育基本計画審議会	議題 教育委員会の点検・評価(案)に対する知見について 報告 教育委員会の点検・評価の実施方法について
令和3年10月18日(月)	教育委員会の点検・評価(案)に対する知見(答申)

教育委員会の点検・評価結果報告書 ー対象 令和２年度事業 ー

令和３年(２０２１年)１１月

発 行 茅ヶ崎市教育委員会

編 集 教育総務部 教育総務課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号

TEL 0467-82-1111 (代表)

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

２次元バーコード

